

平成12年南伊豆町議会 3月定例会

南伊豆町議会 会議録

平成12年 3月9日 開会

平成12年 3月21日 閉会

南伊豆町議会

平成12年3月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1日(3月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会宣告	3
議事日程説明	3
開議宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長行政報告	3
一般質問	15
横嶋隆二君	15
石井福光君	31
漆田修君	40
鈴木久香君	47
梅本和熙君	50
渡辺嘉郎君	57
斎藤要君	62
谷川次重君	65
散会宣告	70
署名議員	71

第2日(3月13日)

議事日程	73
本日の会議に付した事件	74
出席議員	74

欠席議員	75
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	75
職務のため出席した者の職氏名	75
開議宣告	77
会議録署名議員の指名	77
議第4号～議第10号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	77
議第11号～議第17号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	79
議第18号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	82
議第19号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	83
議第20号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	85
議第21号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	87
議第22号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	88
議第23号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	90
議第24号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	91
議第25号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	95
議第26号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	97
議第27号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	98
議第28号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	100
議第29号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	101
議第30号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	102
議第31号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	104
発議第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	105
発議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	106
議第32号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	107
議第33号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	109
議第34号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	111
議第35号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	117
議第36号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	126
議第37号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	129
議第38号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	130
議第39号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	132

議第40号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	135
散会宣告	137
署名議員	139

第 3 日 (3月14日)

議事日程	141
本日の会議に付した事件	141
出席議員	141
欠席議員	142
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	142
職務のため出席した者の職氏名	142
開議宣告	143
会議録署名議員の指名	143
議第41号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	143
議第42号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	148
議第43号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	151
議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	153
議第45号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	154
議第46号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	156
議第47号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	157
議第48号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	158
議第49号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	160
議第50号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	162
議第51号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	163
議第52号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託	167
散会宣告	170
署名議員	171

第 4 日 (3月21日)

議事日程	173
本日の会議に付した事件	173

出席議員	173
欠席議員	174
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	174
職務のため出席した者の職氏名	174
開議宣告	175
会議録署名議員の指名	175
議第32号～議第34号の委員長報告、質疑、討論、採決	175
議第41号の委員長報告、質疑、討論、採決	177
議第42号、議第43号、議第51号の委員長報告、質疑、討論、採決	184
議第48号、議第50号、議第52号の委員長報告、質疑、討論、採決	186
日程追加	188
議第53号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	189
発議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	193
発議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	195
発議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	197
発議第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	198
閉議及び閉会宣告	200
署名議員	201

平成12年南伊豆町議会 3月定例会

(第1日 3月9日)

平成12年3月南伊豆町議会定例会

議事日程（第1日）

平成12年3月9日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長行政報告及び施政方針並びに予算編成方針
- 日程第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
企画調整課長	渡辺修治君	住民課長	渡辺正君
税務課長	碓井大昭君	健康課長	飯泉誠君

農林水産 課長	内 山 力 男 君	建設課長	小 島 徳 三 君
商工観光 課長	土 屋 忠 儀 君	清掃課長	藤 原 伊 勢 夫 君
水道課長	鈴 木 勇 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	土 屋 敬 君
会計課長	池 野 徹 君	福祉課長	楠 千 代 吉 君
下水道 課長	勝 田 悟 君	行 財 政 主 幹	外 岡 茂 徳 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田 中 秀 明 係 長 松 本 恒 明

◎開会宣告

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成12年南伊豆町議会3月定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎議事日程説明

○議長（大野良司君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

◎開議宣告

○議長（大野良司君） これより本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

11番議員 藤原 栄 君

12番議員 横嶋 隆二 君

◎会期の決定

○議長（大野良司君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から3月21日までの13日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は3月9日より3月21日の13日間と決定いたしました。

◎町長行政報告及び施政方針並びに予算編成方針

○議長（大野良司君） 町長より行政報告及び施政方針並びに予算編成方針の説明申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 平成12年南伊豆町議会3月定例会の開会に当たり、議員皆様方の日ごろのご協力に感謝申し上げます、次の5項目について行政報告を申し上げます。

介護保険事業について。

12月定例町議会行政報告で12月7日までの介護認定審査会の審査状況を報告いたしました。その後の経過について報告させていただきます。

去る2月29日までに延べ13回の介護認定審査会で審査いたしました結果でございますが、申請受付数につきましては200名であり、介護認定調査員による認定調査票と主治医の意見書の双方が整いました170名の審査をいたしましたところ、非該当、自立が5名、2.94%、要支援が11名、6.47%、要介護1が34名、20%、要介護2が32名、18.82%、要介護3が22名12.94%、要介護4が42名、24.71%、要介護5が24名、14.12%という結果となりました。

なお、未申請の介護保険対象予定者30人に対し、平成12年1月17日に案内状を送付しておりますので、今後申請者がふえるものと思われませんが、介護認定調査員による認定調査票と主治医の意見書が整い次第、今後も1カ月に3回のペースで介護認定審査会を開催していく予定であります。

また、介護支援専門員による介護サービス計画の作成につきましては、各居宅介護支援事業者が各家庭に出向き、対象者に説明し、介護サービス計画を作成中であります。

さらに、第1号被保険者の介護保険料を法施行後半年間徴収しないこととし、その後1年間は、第1号被保険者の介護保険料を経過的に2分の1に軽減することについて、その財源として平成11年度に国から交付金が交付され、これを介護保険円滑導入基金として積み立て、平成12年度にその基金より介護保険特別会計に繰り入れ、第1号被保険者の介護保険料の軽減を図るべく、3月補正予算として12年度介護保険特別会計に予算を提案させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

2、伊豆新世紀創造祭の「一番の春・桜と菜の花まつり」について。

2000年に、「静岡県を代表する観光地“伊豆”が全国の観光リゾート地を目指して、生まれ変わる」を目標にスタートした伊豆新世紀創造祭の回廊イベントとして、本町では、一番の春・菜の花まつり、2月から3月。2として南伊豆回遊パラダイス・漁師の学校、4月から9月。花と陶街道まつり、5月から6月。ファミリーフィッシング大会・魚料理教室、8月。伊勢エビまつり、9月から11月などを実施いたしますが、2月5日から開催された、みなみの桜と菜の花まつりの状況について報告申し上げます。

第2回目となることは、土曜、日曜ごとに各種の催しを日野原や下賀茂温泉公園、来の宮橋広場などで開催してきましたが、観光客と町民有志が合流して、青野川の桜並木を踊り歩くイズノスケ音頭 2,000人踊りは、残念ながら雨のため中止となりました。

しかし、太鼓、獅子舞などの郷土芸能、もちつき、もち投げ、伊勢エビのみそ汁、桜茶、甘酒などのサービスやバードウォッチング、星空ウォッチング、桜コンサート、イズノスケ音頭コンテスト、ウォークラリー、花馬車、芸術家作品展など盛りだくさんの催しを大勢の関係者の協力により実施することができました。また、出店については、去年の14軒から26軒にふえ、旅館、ホテルの宿泊者は2月10日以降はほぼ満員とのことであります。

民宿については、観光協会扱いの予約の場合のみ送客手数料を今回から廃止して、2人で1泊2食 9,980円の格安料金を設定したところ、予約は去年の5倍増になりましたが、絶対数においてはまだまだ少なく、今後の課題となっております。

そして、このまつりへの入り込み客は3月5日現在で約9万4,100人となり、10万人の目標にあと一息という状況であります。

なお、ことは、気候の影響と思われるますが、桜の開花がおくれ、満開は3月に入ってからとなり、また、菜の花についても生育不良のところもあり、反省すべき点が多々あるようです。しかし、このまつりは息の長いイベントになりますので、町民と観光関係者及び各産業の方々が連携して、南伊豆町の活性化を図るため、よりよいまつりに育て上げていただきたいと存じます。

3、第4次南伊豆町総合計画について。

昨年3月、平成11年度の所信表明並びに予算編成方針で申しあげました第4次南伊豆町総合計画の策定状況について報告させていただきます。

まず、4月に総合計画の策定を定め、5月には策定委託業者を東京の株式会社アイ・アール・エスに決定しました。今回は策定のための期間が1年と短いため、直ちに地区懇談会を開催して、私の町政に対する所信を申しあげ、町民の方々から総合計画に対する意見、要望、提言などをいただくこととし、5月10日の差田区を初めに、6月29日の毛倉野・岩殿区まで延べ30回にわたり実施しました。その結果、多くの町民の方々から有意義な意見や要望をいただき、総合計画に反映させることができました。

6月には役場各課、局長による策定委員会もスタートし、7月には南伊豆東中学校、南伊豆中学校の全生徒を対象としてアンケート調査を、また町民の各層、各年代別の1,165名の方々にも郵送による意向調査を実施いたしました。

11月、12月には町内の主要各種団体とのヒアリングを行うとともに、役場各課、局長との

基礎調査、ヒアリングも行い、種々の資料を集約して第4次総合計画素案を策定いたしました。

そして、平成12年1月には第1回総合計画審議会を開催していただき、私から鈴木策人審議会長に計画素案の諮問をお願いし、内容説明を行いました。

2月には第2回、第3回、第4回の審議会が開催され、総合計画案全般について慎重かつ迅速に審議、検討がなされ、意見の集約を図っていただき、2月28日にはすべてが終了し、3月6日に鈴木会長から答申をいただきました。私は、今後の町政を推進する中で、この総合計画の趣旨を尊重し、その実現に努力する所存でありますので、本協議会と町民の皆様の特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、答申された第4次南伊豆町総合計画基本構想につきましては、本日からの3月定例町議会に提案してご審議をいただく予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

4、南伊豆町役場の業務開始、終了時刻の変更について。

現在、静岡県内には74の市町村があり、市役所、役場などの業務開始時刻、終了時刻については、市の場合は、21のすべての市が午前8時30分から午後5時15分となっており、町村の場合は、午前8時30分から午後5時15分までが16町村、午前8時15分から午後5時までが37町村あり、本町は午前8時15分から午後5時までとなっております。そして、静岡県庁や県の出先機関などは午前8時30分から午後5時15分となっておりますので、本町の午後5時の勤務終了後に県庁や出先機関などから数本の電話が入り、宿直者がその対応に追われ、また、終了時刻間近の来客があるなど、以前から課題となっております。

そこで、本町の勤務時間を県などに合わせ変更することの賛否について、平成11年10月から一般職員はもとより管理職全員を交じえ検討してまいりましたが、その結果、1、県庁や県の出先機関と勤務時間を合わせることにより、宿直者の対応はもとより事務の円滑化が図れる。2、終了時刻を午後5時15分とすることにより、町民のサービスの向上が図れるとの意見が集約されました。

以上のことから、長年にわたって実施してきた勤務時間を変更することは、町民の方々には多少の戸惑いがあるかと存じますが、平成12年4月から本町役場の業務開始時刻を午前8時30分とし、終了時刻を午後5時15分とすることを3月1日の庁議において決定しましたので、御理解と御協力をお願い申し上げます。なお、この勤務時間変更の広報には周知徹底を図る所存でございます。

5、主要建設事業の発注状況について。

平成11年12月22日から平成12年2月末における主要建設事業等の発注状況は次のとおりで

あります。

役場庁舎補修等工事 504万 7,350円、高橋工務店。南伊豆郷土館修理工事 613万 7,250円、高橋工務店。林道台帳（青木登碯線）作成業務委託 344万 4,000円、有限会社小室測量設計事務所。公共下水道湊幹線サービス管築造工事（第1工区） 309万 7,500円、東急建設株式会社伊東営業所。公共下水道湊幹線サービス管築造工事（第2工区） 777万円、大林・長田特定建設工事協同企業体。公共下水道湊幹線サービス管築造工事（第3工区） 367万 5,000円、河津・保坂特定建設工事協同企業体。天神原飲料水供給施設取水ポンプ設置工事 225万 7,500円、株式会社二和工業商会。

以上で平成12年3月定例町議会の行政報告を終わります。

引き続きまして、平成12年度施政方針並びに予算編成方針を申し上げさせていただきます。

本年は、第4次南伊豆町総合計画のスタートの年です。平成12年度、西暦2000年を初年度とし、10年後の平成21年度、西暦2009年までの本町の進むべき道であり、21世紀初頭のあるべき姿を示す羅針盤です。21世紀のまちづくりは町民生活の安定と向上を重視し、自然環境への配慮に努めながら、自然と人が共生するという考えのもとに進めなければなりません。それには自然を楽しみながら守り、さらに地域にふさわしい交流を展開し、豊かさをつくり上げていく施策が求められています。そのためには町民参加の行政が不可欠であり、私の公約であります原点に戻る南伊豆町実現のため、町民の皆様と自由に対話できる町長室オープンの日を設け、12年度から実施する所存であります。

さて、県では21世紀を目の前にして、伊豆の観光を全国的にアピールし、観光地としての位置づけを定着させるため、ことし1年、伊豆全体がイベント会場となる伊豆新世紀創造祭を企画し、オープニングセレモニーを1月15日熱海市において開催いたしました。

南伊豆町も、2月5日からのみなみの桜と菜の花まつりを皮切りに5つのイベントを企画し、この事業に対し6,000万円の予算を計上し、このたび町民の皆様のご理解と厚いご支援をいただき展開しております。その成果が単年度で終わらないためにも、官民一体となった協力体制が必要なものと考えます。5つのイベントは、南伊豆町の自然をテーマにしたものばかりではありますが、その反面、天候に左右されるというものが多く、来年度につなげるために反省をしつつ、一步一步進んでまいりたいと思います。

4月1日から施行される介護保険法、地方分権一括法は、21世紀に向かったの国民生活の根幹をなす法律であり、国民相互扶助、地方自治体の独自性をうたっておりますが、町民の経済的負担は増大することが予想され、この法律が施行されるに当たり流動的な部分があるために、町職員一丸となって研究し、円満な法施行を目標とするものであります。

昨年、30地区において地区懇談会を開催した中で、南伊豆町の将来像について、自然を生かした観光立町が大多数の意見でありましたが、少子高齢化社会に対応する観光地づくりには、多くの課題を抱えていると同時に、選択肢が限られてくると思われまます。

介護保険制度、地方分権制度、将来像である観光立町も、町民参加の行政なくしてその目標を達成することはできませんので、そのためには町民の皆様が参加しやすい環境づくりが大切であり、町職員の意識改革、町民一体のプロジェクトチームによる研究会の発足、産業団体との意見交換会、ボランティア団体の育成など、各種団体との連携が必要と考えております。これらの施策を実現するために、町民の皆様や町議会の皆様の絶大なるご協力とご支援をいただきたく、お願い申し上げます。

我が国経済の動向は、景気拡大政策と財政構造改革推進という相反する政策の矛盾が明らかであり、手探り感は否めません。また、国債発行残高は膨れ上がり、平成11年度末において603兆円に達し、依存財源の多い我が町においても、その影響は足もとに忍び寄っております。

また、静岡県は財政も厳しく、知事は財政再建路線を明確に打ち出しており、投資的経費のうち、生活環境整備事業が前年度比マイナス13%であります。しかし、公共事業に依存している南伊豆町の産業構造を踏まえたとき、国・県に対し事業施行の要望を推進し、さらなる努力の必要性を感じております。

21世紀の到来を目の前に控え、本町の行財政を取り巻く環境は極めて厳しく、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてきたところであります。こうした状況の推移を改めて認識した上、みずからの責任においてさらなる改革を進め、地方の新時代にふさわしい体質の強化を図っていくことが急務となっております。ここに本町の行政改革に対する取り組みの方向を示した行政改革大綱（平成8年3月策定）に基づき、積極的に行政改革を進めていくため、平成11年度から平成15年度までの5カ年を実施期間とした行政改革のための実施計画を策定いたしました。

この実施計画は、大綱に示した行政改革推進の具体的方策のうち、特に重点的に取り組むべきものを実施項目として指定し、事業別、年次別に明確化したものであります。この実施計画の推進に当たっては、毎年度効果を把握しながら、一步一步着実に進んでいくとともに、常に状況の変化に対応した取り組みを行うため、新たな実施計画を追加するなどの見直しを積極的に行い、新時代の南伊豆町を担う簡素で効率的、そして住民に信頼される行政運営を実現していくものであります。

計画の数値目標。職員の削減、平成11年度から5年間で10人、5.7%の削減。経常的経費

の削減、平成11年度から5年間で5%の削減。

本町の主産業である観光業も低迷を続け、町税収入や各種交付金が減収見込みとなるほか、町財政の大きなウエートを占める地方交付税も、原資となる国税5税の伸び悩み等により極めて厳しい見込みとなっております。このような厳しい財政状況により、硬直化傾向が憂慮されることから、財政の健全化を図ることが課題となっておりますが、多くの町民から求められている施策につきましては、重点化を図り、その実現のための財政計画を展開していかねばならないと存じます。

こうした中、国・県の予算編成の動向にも十分留意しながら、地区懇談会の要望事項等も踏まえ、町民福祉及び生活環境の向上と町の活性化に向け、的確な予算編成を目指し、その基本として事務の簡素化、効率化と経費節減を一層徹底する中、住民生活に密着した事業を重点とした予算編成をいたしました。

平成12年度の一般会計及び特別会計並びに水道企業会計の総額は、4月1日から始まります介護保険事業や公共下水道建設、石綿セメント管布設替事業等のため、前年度対比10.3%増、94億397万5,000円となりました。なお、各会計別の予算総額、前年度予算との比較は次のとおりです。

次に、各会計別の予算の概要についてご説明申し上げます。

一般会計予算。第1款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として7,424万9,000円を計上いたしました。

第2款総務費につきましては、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費及び選挙費等6億1,908万3,000円を計上いたしました。その主なものは、情報公開条例制定業務委託料300万円、路線バス維持対策事業費6,502万2,000円、衆議院議員選挙費1,089万5,000円を計上いたしました。

第3款民生費につきましては、6億6,899万8,000円を計上いたしました。その主なものは、在宅のサービスの充実を図るための在宅高齢者等生活支援事業費863万4,000円、重度心身障害者医療扶助費1,500万円、身体障害者施設措置費2,902万8,000円、介護保険特別会計繰出金6,973万3,000円を計上いたしました。

第4款衛生費につきましては、6億6,756万9,000円を計上いたしました。その主なものは、精神障害者医療費助成372万円、母子衛生事業費651万3,000円、老人保健特別会計繰出金5,878万7,000円、老人保健検診等事業費3,935万7,000円、本町が管理者となっている町立湊病院組合の負担金6,987万2,000円、合併処理浄化槽設置整備事業費2,660万4,000円、焼却施設維持事業費1億733万3,000円及び水道事業出資金1億200万円を計上

いたしました。

第5款農林水産業費につきましては、農林水産業の振興を図るため2億2,716万1,000円を計上いたしました。その主なものは、中山間地域等制度事業費1,727万2,000円、林業振興のための分収林保育事業費1,513万9,000円、松食い虫防除事業514万円、三坂、入間漁港改修事業費2,256万1,000円、子浦漁業集落排水事業特別会計繰出金2,175万5,000円を計上いたしました。さらに稚貝、稚魚の放流事業への補助を行い、漁業資源の保護も図ってまいりたいと存じます。

第6款商工費につきましては2億6,265万7,000円を計上いたしました。その主なものは、伊豆新世紀創造祭、伊東～南伊豆町回廊負担金1,551万円、ふるさと公園整備工事費1,300万円、妻良地区観光施設整備費900万円及び町営温泉、銀の湯会館運営事業費に5,905万1,000円を計上し、健全な経営に最大の努力を傾注してまいりたいと存じます。

第7款土木費につきましては5億9,172万3,000円を計上いたしました。その主なものは、道路改良事業費1億3,248万5,000円、河川改良事業費4,594万円、青野川ふるさと公園整備事業負担金1,600万円、妻良漁港整備事業負担金1,080万円、急傾斜崩壊防止対策事業費1,271万6,000円を計上し、さらに公共下水道事業繰出金1億8,370万8,000円を計上いたしましたが、内容につきましては特別会計予算においてご説明申し上げます。

第8款消防費につきましては3億753万4,000円を計上いたしました。その主なものは、下田地区消防組合負担金1億9,099万8,000円、耐震性防火水槽3カ所の設置事業費1,800万円及び防災屋外子局増設工事費2,601万8,000円を計上いたしました。

第9款教育費につきましては4億5,459万1,000円を計上いたしました。その主なものは、小中学校定期券購入費2,660万5,000円、建築後32年を経過した三浜小学校校舎建設にかかわる事前耐力度調査委託料309万1,000円、老朽化した図書館の閉架書庫建設工事費970万円を計上いたしました。

第10款災害復旧費については4,172万9,000円を計上し、緊急災害対策に備え、農林水産災害復旧費1,953万円及び公共土木災害復旧費2,219万9,000円を計上いたしました。

第11款公債費は、前年度対比4.5%増の6億3,470万6,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、前年度同様1,000万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

歳入予算につきましては、景気低迷により税収の伸びは期待できず、厳しい財政状況を踏まえ、国の財政見通し、地方財政計画等や従来の収入実績、今後の動向を慎重に検討し、予算計上いたしました。自主財源は17億4,459万1,000円で、前年度対比3,530万3,000円の

増額となり、構成比は38.2%となっております。本町歳入の根幹であります町税収入につきましては9億3,231万2,000円を計上いたしました。この額は前年度に対しまして3,433万円の減額となりました。また、本年度より特別地方消費税交付金が廃止となり、税収見直しにも不確定要素が多く、今後の動向を見ながら適切に対応してまいる所存であります。

自主財源の主なものは、町税が9億3,231万2,000円のほか、繰入金4億1,353万4,000円、繰越金1億8,000万円、分担金及び負担金6,248万1,000円、さらに使用料及び手数料8,603万7,000円であります。

一方、依存財源につきましては28億1,540万9,000円で、前年度対比1億4,530万3,000円の減額で、構成比は61.8%となりました。本町財政の最大のウエートを占める地方交付税は、構成比42.3%の19億3,000万円、地方譲与税6,290万円、定額貯金の集中満期に伴う利子割の増収による利子割交付金2,200万円、恒久減税の実施に伴う減収額の一部を補てんするため交付される地方特例交付金2,000万円、地方消費税交付金9,000万円、その他の各種交付金の合計で7,460万円、国県支出金3億6,990万9,000円及び町債が構成比5.4%で2億4,600万円であります。

以上で、平成12年度一般会計当初予算全般についての予算編成方針並びに概算説明を終わらせていただきます。

国民健康保険特別会計。

平成12年度の国民健康保険特別会計予算の編成につきましては、国より示されました制度改正等を踏まえた上で、健全な事業運営の確保を図ることを基本に、高齢化による低所得層の増加、医療需要の増高等に対応した予算を編成いたしました。

予算総額は9億7,685万9,000円で、前年度と比較いたしますと5.91%、5,447万3,000円の増額となっております。この主な要因といたしましては、介護保険法の施行に伴う介護納付金の納付、過去の実績を踏まえた医療費推計で、医療費の増加が予測されるためです。

保険給付費につきましては6億8,307万6,000円で、2.97%、1,970万9,000円の増となり、また老人保健拠出金は1,473万4,000円の減額、介護納付金は5,133万円の計上となりました。

歳入につきましては、国保会計の主要財源であります国民健康保険税を6.43%増の4億4,885万5,000円を計上いたしました。国庫支出金につきましては3億1,597万6,000円、療養給付費交付金は8,947万8,000円を計上いたしました。また、支払準備基金繰入金に3,500万円を計上いたしましたが、今後の動向等を見きわめながら、適切に対応してまいる所存であります。

老人保健特別会計。

平成12年度の予算総額は11億 5,885万 3,000円で、前年度と比較しますと 1,923万 3,000円の減額、1.63%の減となりました。歳出の大部分を占める医療諸費につきましては11億 5,882万 4,000円で、1.63%の減となりました。この要因は、過去の実績等から推計した医療諸費の介護保険導入に伴い、老人保健施設医療費等（5割分）を8割減で見込んだことによるものであります。

歳入につきましては、各負担割合によりまして、支払基金交付金8億 610万 9,000円、国庫支出金2億 3,514万 5,000円等を計上いたしましたが、社保基金、国県ともそれぞれ独自の医療費推計により概算で交付され、翌年度の精算となりますので、今後の動向を見ながら、慎重に対処してまいりたいと存じます。

南上財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、それぞれ41万 6,000円でありまして、歳入につきましては、財産運用収入2万 2,000円、繰越金39万 3,000円等であります。歳出につきましては、総務管理費41万 6,000円で、財産区管理運営事務費であります。

南崎財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、それぞれ15万 1,000円でありまして、歳入につきましては、寄附金9万円、繰越金6万円が主なものであります。歳出につきましては、総務管理費15万 1,000円で、財産区管理運営事務費であります。

三坂財産区特別会計。

歳入歳出総額は、それぞれ 2,545万 8,000円でありまして、歳入につきましては、財産運用収入 1,266万 1,000円、財政調整基金繰入金 1,249万 6,000円、繰越金30万円等であります。歳出につきましては、総務管理費 2,545万 8,000円ですが、その主なものは、三坂地区の公共事業等に対応するための一般会計繰出金 2,463万円、その他財産区管理運営事務費であります。

土地取得特別会計。

歳入歳出予算総額は、それぞれ 1,950万 2,000円を計上いたしました。土地取得会計では、差田総合体育施設用地を継続的に年次計画で土地取得をしてまいりましたが、所期目的であります早期完成を目指し、本年度も引き続き購入してまいります。

公共下水道特別会計。

平成5年度の事業着手から8年目を迎え、12年度末には湊地区の一部地域から供用開始となる公共下水道事業の予算総額は、歳入歳出それぞれ12億 5,492万 8,000円となりました。

歳出の主なものといたしましては、南伊豆町クリーンセンター建設工事委託料 8 億 200 万円、湊中継ポンプ場建設工事委託料 5,800 万円、湊処理分区管渠築造工事 2 億 1,965 万 5,000 円、上水道等移設補償費 1,000 万円及び公債費 6,620 万 3,000 円であります。

歳入につきましては、国庫支出金 7 億 3,951 万 7,000 円、町債 3 億 3,140 万円等でありまして、一般会計からの繰入金は 1 億 8,370 万 8,000 円を計上いたしました。

子浦漁業集落排水事業特別会計。

平成 8 年度の供用開始から 5 年目を迎える子浦漁業集落排水事業の予算総額は、歳入歳出それぞれ 2,881 万 4,000 円となりました。

歳出の主なものといたしましては、町債の元金償還金 1,352 万円、利子 745 万 5,000 円、排水設備等改造資金利子補給金 78 万 1,000 円であります。歳入につきましては、一般会計繰入金 2,175 万 5,000 円を計上いたしました。

中木漁業集落環境整備事業特別会計。

本町における第 3 番目の中木漁業集落排水施設は、平成 13 年度の完成を目指し、平成 9 年度に着手し、4 年目になりました中木漁業集落環境整備事業の予算総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 5,477 万円となりました。

歳出の主なものといたしましては、集落環境整備工事費 2 億 3,701 万 1,000 円、設計施工監理費等の委託料 627 万 9,000 円及び給料・職員手当等 712 万 7,000 円であります。

歳入につきましては、受益者負担分 2,400 万円、国県補助金 1 億 6,800 万円、一般会計繰入金 676 万 7,000 円及び町債 5,600 万円を計上いたしました。

水道事業会計。

平成 12 年度の水道事業会計予算につきましては、地震災害にも耐えられる施設を整備し、安定給水を図ることを最重点とし、平成 6 年度から継続事業である上水道第 5 次拡張事業の推進と、長年の懸案であった石綿セメント管更新事業に着手することを骨子として予算編成をいたしました。

収益的収支予算につきましては、事業収入額を前年度比 1.5% 増の 2 億 8,374 万 5,000 円計上いたしましたが、このうち給水収益は 0.9% 増の 2 億 7,229 万 1,000 円を見積みっております。

事業費用は 2 億 7,372 万円で、前年度比 9.4% 減と大きく減っているのは、職員 1 名減と、損益をできる限り改善するために、従来、損益勘定のみから支弁していた職員給与費のうち、1 名分を資本勘定から支弁することとしたためであります。この結果、予定損益は当期純損失が 167 万 3,000 円になる見込みであります。

資本的収支予算の支出につきましては、前年度比 254.7%増の 3 億 6,185 万 9,000 円と大きくふえておりますが、原因は、11年度が骨格予算であったため、例年よりも予算額が小さかったことに加え、12年度に建設予定の手石高区配水池の工事費が多額になるためであります。

内訳は、石綿セメント管布設がえ工事費ほかの水道施設改良費に 6,200 万円、手石高区配水池建設及び石井浄水場拡張工事費並びに青野大師ダム建設工事負担金を含む上水道第 5 次拡張事業費に 2 億 5,249 万 3,000 円、企業債償還金に 4,636 万 6,000 円等となっております。

これに対する収入額は、一般会計繰入金 1 億 20 万円、国県補助金 4,353 万円、企業債 1 億 3,000 万円、給水負担金 450 万円、建設改良工事負担金 1,200 万円、合計 2 億 9,023 万円を計上してございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 7,162 万 9,000 円は、損益勘定留保資金と消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

なお、水道事業は地方公営企業であるため独立採算が基本原則でありますから、極めて厳しい経営状況にあることにかんがみ、常に経済性を追求し、より一層経営の合理化と安定給水に努めてまいり所存でございます。

介護保険特別会計。

平成12年4月1日から始まります介護保険に対応するため、平成12年度の介護保険特別会計予算の編成につきましては、過去の実績がないため、国、県へ提出いたしました協議書を参考として予算を編成いたしました。

予算総額は 5 億 5,832 万 6,000 円で、歳入のうち第 1 款保険料につきましては、第 1 号被保険者の 1 人 1 カ月分の介護保険料を 2,700 円と設定させていただき、平成12年度は保険料を軽減することとし、本来徴収すべき保険料の 9,555 万 5,000 円の 4 分の 1 の額 2,388 万 8,000 円を計上いたしました。

第 3 款国庫支出金は、国庫負担率 20% と調整交付金の 5 % 分及び事務費交付金で 1 億 4,172 万 3,000 円、第 4 款支払基金交付金は、第 2 号保険者の保険料分として社会保険診療報酬支払基金より 33% 分の 1 億 8,409 万 6,000 円、第 5 款県支出金は 12.5% の 6,973 万 3,000 円、第 7 款繰入金は、町負担分として 12.5% 分と、介護保険料軽減分の国より交付され、介護保険円滑導入基金として積み立ててあります基金より繰り入れます分で 1 億 3,887 万 5,000 円、第 8 款諸収入は 9,000 円を計上して、予算を編成いたしました。

次に、支出のうち、第 1 款総務費は、介護保険に対する事務費として、一般管理費保険料の賦課徴収費、介護認定審査会費、認定調査費等で 913 万 1,000 円、第 2 款保険給付費は、

在宅介護サービスのため、居宅介護サービス給付費に1億9,058万7,000円、要介護度1以上の人が利用できません施設介護サービス給付費に2億8,718万3,000円を、居宅介護福祉用具購入費に364万4,000円、居宅介護住宅改修費に380万2,000円、在宅サービス計画（ケアプラン）作成に要する費用として居宅介護サービス計画給付費1,343万6,000円、要支援と判定された人のための居宅サービスに居宅支援サービス給付費1,182万7,000円、居宅支援福祉用具購入費79万2,000円、居宅支援住宅改修費95万1,000円、在宅サービス計画（ケアプラン）作成に要する費用として居宅支援サービス計画給付費312万6,000円、介護報酬の審査支払業務を静岡県国民健康保険団体連合会に委託して行うための手数料として審査支払手数料140万5,000円、サービスを受けた人の自己負担が一定額以上の場合に給付する高額介護サービス費752万7,000円として、保険給付費総額5億2,428万5,000円を計上して、予算を編成いたしました。

また、第3款に介護保険財政の安定化を図るため拠出する財政安定化基金拠出金310万円、第5款基金積立金は、保険給付費が国保連合会での審査の上、支払いをする都合により、平成12年4月から平成13年2月までの11カ月分を計上してあり、歳入は12カ月分でありますので、その差額は来年度以降の介護保険財政安定化のため、介護給付費支払準備基金へ積み立てるべく2,080万9,000円、第7款予備費として100万円の予算を編成させていただきました。

以上で、平成12年度における施政方針並びに予算編成方針を終わらせていただきますが、詳しい内容につきましては、それぞれ議案として上程されました際に各主管課長より説明させていただきますので、どうぞご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大野良司君） これにて行政報告及び施政方針並びに予算編成方針についての説明を終わります。

◎一般質問

○議長（大野良司君） これより一般質問を行います。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（大野良司君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） それでは、一般質問を始めたいと思います。

私は、南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず最初に、今日の政治状況並びに住民の状況に対して一言述べさせていただきます。

戦後最大の不況と言われる今日の不況、今、政府の借金の報告が行政報告でも触れられましたが、このいわゆる政府の借金、600兆円以上の借金は、戦後直後の日本の借金に匹敵する非常に深刻な事態であります。

こうした中で、南伊豆町の住民の生活も非常に逼迫した事態に置かれているのが現状であります。町を歩いても、仕事や、あるいは収入の道を探す、また支払いに追われて大変だ、こういう声を日常聞いております。あすの生活をどうしたらいいのか、こういうことも頻りに耳に入ってまいります。こうしたときに、住民に密着した地方自治体の役割は、住民に新たな負担を負わせることなく、国の悪政の防波堤になって住民生活を守っていく立場にきっぱりと立つことが必要であります。

同時に、きょうの質問では町づくりについて質問しますが、こうした不況の中でも、住民の中で、この不況をただ耐え忍ぶだけではなくて、これを克服して将来につなげていく、こういう兆しもあります。そこをしっかりと見据えて、積極的な事業展開を初めとした町おこしを進めていく、この足腰を確立していくときではないかと思えます。

こうした基本点に基づいて、最初の質問ですが、町づくりとみなみの桜と菜の花まつりについてであります。

行政報告では、2回のまつりの実施を通しての経過が報告をされております。そして4ページには、ことしの実績、これが報告されております。まずこの実績ですが、入り込み客が3月5日時点で9万4,100人となっている。旅館についての宿泊者が2月10日以降満室ということですが、それ以外、民宿の宿泊、これには全体数は書いておりませんが、宿泊の人口についての報告を受けたいと思えます。そして、それに対して、ここでは、予約は昨年5倍になっているが、絶対数においてはまだまだ少なく、今後の課題となっておりますが、この要因についても考えられていたら、それについてご答弁をいただきたいと思えます。

まず、この点についてよろしく申し上げます。

○議長（大野良司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（土屋忠儀君） それでは、内容につきましてお答えいたします。

まず、入り込みの客数でございますが、先ほど行政報告の中にもございました3月5日の時点で、これは推計ですけれども、9万4,100人。先日、3月7日時点を聞きましたら9万6,900人でございます。

それからあと、シャトルバスの関係ですけれども、これは東海で、こちらの方が799人、

下田下賀茂間でございます。これも7日時点ですと838人ございました。伊豆下田の方はまだ統計が出ておりません。あと芸術展の関係ですけれども、ギャラリーの方が3月5日の時点で850人。あとウオークラリーの関係ですが、今年度初めて実施いたしましたけれども、498名、これも3月5日の時点です。あと、飲食サービスあたりが1万2,000人ぐらいっております。気候等の関係で人気の悪かったというのは自転車の関係、それからあと、バーベキュー等も考えましたけれども、この辺も不人気でございました。この辺の内容を見ますと、自然と花、それからあとこれに基づく体験ですか、こういったものに人気が集まっていると、このように思っております。

以上です。

○12番(横嶋隆二君) 1番の宿泊の実績に対する評価。

○商工観光課長(土屋忠儀君) 宿泊の関係ですけれども、旅館、ホテルにつきまして、昨年は、これはあくまでも観光協会の方のあっせん的人数ですけれども、42人ございました。今年が85名。民宿関係につきましては、昨年が65人、これが352人になっております。これは先ほど行政報告の中で申し上げました格安料金ということでもって、2人で9,980円、これを実施したためではないかと思っております。

以上です。

○議長(大野良司君) 横嶋隆二君。

○12番(横嶋隆二君) 絶対数においては今後の課題となっているということなのですが、質問に答えてほしいのは、その分析、要因については考えられているのか。考えられていないといけないで結構です。

○議長(大野良司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(土屋忠儀君) 要因につきましては、今年度一番の大もと、基本でもございます自然が相手の桜と菜の花、菜の花の方は何とか2月6日オープンに間に合いましたけれども、桜の方は開花がおくれて、ちょうど3月過ぎの満開と、こういったのもあったと思います。

以上です。

○議長(大野良司君) 横嶋隆二君。

○12番(横嶋隆二君) 要因というか、去年より実績は多いわけですけれども、私は、ことしのイベントの実行委員会の部会に議会から出していただいて、携わってきているわけですが、やはりこの取り組みの現状ですね。それぞれのイベントの問題は部会等々でもきちんとした総括をする必要があると思うんですが、ことし、伊豆のイメージを上げようということ

で、大規模な予算が県でつけられた。これは今年度だけなんですね。来年以降に結びつける上で、これを本当に実行しながら、その中で教訓をつかんでいくということを、12月の議会でも私は申し上げましたが、この点で、実際にあしたまで行われるわけですが、この要因に関して、旅館、ホテルはいっぱいになっているけれども、民宿はほとんど恩恵が、ほとんどというか、余り恩恵がないという声も一部にも上がっております。もちろん桜が咲いている場所と、そしてそれ以外の場所では、立地条件や環境も違うわけですが、それにしても、もっとこのイベントや、あるいは誘客に対する努力、この点では町を挙げた取り組み、これが一層今後求められるところではないかというふうに思うんです。

私は、今後のイベントの関係では、行政報告で、南伊豆町の活性化を図るために、よりよい祭りに育て上げていきたいと。息の長いイベントであるしということであって、今後ともこのイベントを続けていく、こういうことを述べられております。こうした点で、私は、それぞれがいろいろな立場の皆さんが努力をしてくれているわけですが、やはりそのかなめになる、執行の予算化するかなめになる行政のトップから始めて、担当部署が、こうしたイベントというか、お祭り、宿泊客も含めて、町の基幹産業、貴重な収入源で、また観光立町を標榜する上で大事な取り組みに対して、もっともっと習熟していく必要があるというふうに思うんです。

この点で、南伊豆町の場合は、今回のまつりを新世紀創造祭として位置づける際に、一番の春、早い春を位置づけたわけです。これを打ち出そうという点、これは客観的な気候の条件や地理的な条件からも、時期の南伊豆町の観光を打ち出すことは非常に大事なわけですが、その認識をもっともっと町の当局者、関係部署はもちろん認識はしていないことはないんだが、それをもう少し高い視野で見ながら、ほかの地域のイベント等々も参考にしながら取り組みを進める必要があるというふうに思うんです。

そんなのわかっていると言われればそれまでかもしれませんが、南伊豆町の場合は、桜と同時に菜の花を位置づけているわけです。この問題では、私は、町が全体の取り組みと受け入れの認識を広げていく上で、お客さんのニーズにどういうふうに結びつけていったらいいのか。これは課長の答弁でも自然に触れるということと、体験をするということ、この点に関心が集まっているということを言われました。私はこうした点で、取り組みの中身やイベントを工夫することが大事だと思いますけれども、これまでも担当部署にも知らせましたけれども、桜と同時に開いている菜の花まつりの菜の花の位置づけを高めていく必要があるのではないか。

これは、お客さんが、桜の開花の問題もありましたけれども、日野の菜の花畑で私もお客

さんの声をたくさん聞く機会がありましたが、伊豆半島に入って、あるいは首都圏からここに入ってくるまでに、これほどの菜の花畑はないということなんですね。房総の先端にはこういう光景は多少あります。

同時に、ここで紹介しているこの愛知県の渥美半島の先の伊良湖岬の方、幾つかの場所で菜の花まつりが行われています。これは、この1月の寒い時期に開かれているのは房総半島とこの南伊豆と渥美半島、本当に暖かいところです。これはまさに自然のもたらす特権です。これを本当に生かしていくことが必要だと思います。このほか菜の花まつりは、長野県の飯山とか、あるいは青森県の下北半島の横浜町とかありますけれども、そうしたイベント、渥美半島の菜の花まつりはまだ3月20日まで行われているんですね。こういうところの祭りに担当部署も派遣をしながら、その取り組みの教訓なり、いいところを学んでくる、こういうことが必要ではないかというふうに思うんです。

こういうところでやっていることは、やはりお客さんのニーズにこたえて、町内でも桜に合わせて、桜の製品や、あるいは宿泊の料理の中にもこれを交えているところもあります。今回、菜の花にちなんでというか、そのものである菜花の料理を出してくれているところもたくさんあります。こうした点をまだまだ普及が広め切れなかった。宿泊プランと料理の中に、もっともっと地場の産業とを結びつけた、そういうことを広めて、こうしたお祭りに対して、観光関係者はもとより町全体にこの内容を広めていく、こういう発想と取り組みが必要だというふうに思いますが、この点に関して、今後の問題であると同時に、現時点で学べるところがあるという点は非常に大事なことなので、これに対する考えがあれば、課長なり町長なりお答えしていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） まずイベントについてですけれども、来年度は、今ご指摘のとおり県補助がカットされるということです。ですから、私たち、イベントをお願いした商工会に対しても、来年度から続けるような企画をしてくれということは再三要望してありました。

そういう中において、これからイベントの内容だとか、客層を精査分析する必要があるのではないかと。今言いましたように、ただ人数だけ来れば、当初、PRということがありますから、倍増ということもある程度は必要ではなかったかなと思っております。しかし、使っているお金とか、そういうことを踏まえたときに、そんなに思ったほど使わなかったという反省も伺っております。

そういうことを考えたときに、来てくださる客層の要するに開拓、これはたまたま2月25

日に塩尻の方から助役さんと部長さんが来ていただいたんですけれども、あの寒い中から来て、本当に半信半疑だったわけです、桜が咲いているということに対して。そして、びっくりして、来年からぜひ塩尻の方も改めて、この冬、しばれるような寒さから桜が咲いている伊豆ということで、何か一つのルートができるのではないかなという一脈の感覚を受けたわけなんですけれども、ただ客層だけ、お客さんだけが来ればいいというような、そういう方針も大事でしょうけれども、客層を新しい方向に、例えば桜で一番欠点になるのが寒さです。ところが、塩尻とか長野、高い方面から来れば、この寒さは別に気にしないということ。風は強いけれども別に寒くないということ、そういう認識をいただいているわけです。

そういうことを踏まえたときに、ただ東京のエージェントだけではなくて、そういう寒い地区、例えば山梨もあるのではないのでしょうか。そして長野とか、そういうところとのこれから協定も必要ではないかなということを考えております。

また、役場として商工観光課が反省会を独自に開いてくださいと、そういうこともお願いし、また、役場職員が全員この桜まつりに対しては参加するよう要請してあります。ですから、そういうことに対して、ボランティアをした人から客観的に見て、要するに来年度を踏まえる中で客観的に見て何がよかったか、何が悪かったか、反省会を開いてくれということも総務課長を通じてお願いしてあります。そして、役場の意見を集約した中で、観光協会、執行委員会として話し合わなければいけないのではないかと。そして、この菜の花まつりというのも、5月、6月になると要するに誘客活動が始まるそうです。ですから、この3月中にはそういう役場の最低でも意見を集約する必要があるのではないかなと。

そして、先ほど言いました菜の花についてでございますけれども、先日、農業試験場の場長、また伊豆農林の金子さんですか、その方々と菜の花を視察してきました。そして、少なくともことしよりももっとお客さんに喜ばれるような菜の花をつくるべきではないか。なぜこういうことを思ったかという、九州の熊本から議員さんが研修に来たわけです。そこもたまたま桜と菜の花ということで町をPRしていたときに、このような菜の花ではとてもお客さんをお呼びしないと観光課長に言っていたという、その言葉がありますもので、私も、農業試験場の場長さん、また金子さんをお願いして、来年度はそういう科学的な分析を行った上で、もっと見栄えのする菜の花畑をつくらなければいけないのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（土屋忠儀君） 先ほど横嶋議員の方から民宿の活性化等がございました。商

工観光課の対応といたしまして、今年度、河津ざくらの苗木の配布ですか、これを総計で約460本実施しております。これとあわせまして、あと数年しましたらば、民宿へ泊まりながらこの桜の鑑賞もできると、このように考えております。

それから、先ほど町長が申し上げましたけれども、行く行くは、うちの方ですと距離的にもアクセスも悪く遠くなります。こういった状況で1泊コース等も考えまして、とにかく集客が一番重要ですけれども、こちらへ来て1泊して、のんびりと地場商品等を味わっていただきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 次の質問である菜の花の植栽について答弁がありましたけれども、これは当然のことであると思うんです。まさに農業試験場や厚生省の機関が、こういう農業関係の施設、林業施設がたくさんあるわけですけれども、こうした園芸科がある南伊豆分校を抱えている町として、やはりそれなりの取り組みをしなければいけないというのが基本点だと思います。

この点では、私は、イベントの詳細については、別に行政に対して細かく言うつもりはないんですけれども、先ほど内容の検討等々を商工会等々をお願いしたということでもありますけれども、やはり全体のお祭りの打ち出しと、それと誘客のあり方、そしてその受け入れ体制に関しては、これまで南伊豆町の行政というのは、あらゆる面で現場の観光協会や商工会にまさに町長が答弁していたようなお願いをしていて、予算を出して任せてしまう状態が続いているんですね、100%とは言いませんけれども。

しかし、今回の教訓も踏まえて、今後、町の活性化を図る上では、それぞれの担当の部署、課長を初めとして、今回の祭りに関しては、観光と農業がまさに一体となってこそできるものであって、そこで本当にプロとしての自覚を習熟していく、このことが必要であるということ为先ほどの質問の中でも答えていただきましたが、そういう自覚をまさに行政が持つ、そういう視点が欠けているから、農林事務所にしても、私も日野でお客さんの声を聞いているときに、県の農林も来ました。そもそも去年の予算から、菜の花の植栽は休耕地対策ということで県の予算がついたわけです。それまでは振興会の皆さんや、あるいは町民ボランティアでやっていたものですが、こういう中で予算を本当に生かしていく、この自覚が、ここのお役所に決定的に足りないということが、千葉や熊本や、あるいは愛知県のこういうところと比べて、現場でも頑張っていながらも、本当にその力が発揮できない。しかし、私はそういう指摘をしながら、同時に、お客さんがあの菜の花畑を見て本当に喜んで来るんで

すね。桜はまだでも、喜んで真っ先に下りてくる。

私は次の質問ですが、3番目、このイベントを発展させていくという考えを述べておられますが、そのためには受け入れの体制が必要です。今回に関してのことだけではなくて、駐車場の確保や常設トイレの設置、これは日野の周辺や下賀茂のあたりで非常に切実な課題になっていると思うんです。残念ながら新世紀創造祭の予算の中では、投資的な経費は認められないということで、これを仮設のトイレにしたわけですが、駐車場の確保も含めて、特に日野の周辺は都市化の問題もあって、そう簡単ではないと思いますが、やはりこのイベントを続けて、寒い冬の時期にはかから見れば暖かいわけです。そして、町の皆さんの各産業の収入をもっともっと広げていく可能性がある。そのときに、受け入れ体制をきちんと考える。こうした点で駐車場の確保や土地の賃貸を含めて、まさにこうしたときに、ふるさと創生基金などの基金の取り崩しを含めて検討すべきだと思いますが、この点に関して、受け入れ体制の確保に関してどう考えているか、この点を伺います。

○議長（大野良司君） 商工観光課長。

○商工観光課長（土屋忠儀君） ではお答えいたします。

先ほど町長の方からも話がありましたとおり、とにかく2回目の反省を踏まえた中で、まず菜の花と桜の育成保護、これが第一でございます。そしてあと、交通アクセス面、シャトルバス等ですか、そして広報等のマスコミ対策、出店関係、出役体制、トイレ、それから駐車場等、施設整備等問題点が山積しております。この辺を踏まえた中でもって、会議を重ねるたびに一步一步前進してまいりたいと、このように思っております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 細かい山積している課題、これを1つずつ解決していくことが大事だと思うんですけれども、先ほど申したように、駐車場と土地の確保、空きスペースの確保に関しては、これはやはり早めに手を打っていくということが大事です、賃貸も含めてですね。この点は抜かりなく進めるべきだと思います。

広報の関係でもいろいろありますけれども、これは今答弁がありましたけれども、私は、町がこれまで、インターネットのホームページを持っているということを言われていましたけれども、いつでしたか、4次総合計画の中でも独自のホームページを持って紹介するということがありました。やはり今後の情報化に対応するとかという点でも、静岡県の町村を見ても残り少なくなっている。独自のホームページを持って、それぞれのイベントをリアルタイムに知らせていくと、こういうことは本当に積極的に努力をして進めていくと。これは初期の開設をすれば、その後の維持に関しては、予算にあらわれているようなべらぼうな宣

伝費用とは別な観点の効果も引き出せるということをおきたいと思ひます。

この祭りの最後の問題で、町内産業の育成と結びつけた取り組み強化ということです。今回の取り組みの中で、桜と菜の花の問題で、それぞれの関連産業あるいは商品等々の物産展も昨年よりふえたということではありますが、私はここで1つの提案ですが、菜の花畑の植栽のところで、お客さんの声が、食用の菜の花を持ち帰りたいとか、あるいは食べたい。また、これは食用だけではなくて、切り花としても欲しいという声がたくさんありました。もちろん少しのものに関しては黙って持ち帰っている人もいたんですが、本当にお客さんのニーズとしては、寒いところから、首都圏でもまだ霜がおりている状態のときに、ここに来れば菜の花が咲いている。田んぼに入ってフキのとうを取っていくとか、そういう春をこがれる気持ちというのが、テレビ東京でも紹介されていた内容とまさに合致した要求ではないかと思ひます。

この点で、食用菜花の栽培に関しては、約20年前から南伊豆町の中では広がってきて、しかも無農薬、有機栽培で栽培している経過から、商品価値については非常に高いものと私は認識をしてきました。今回、自分自身もその栽培に参加しながら、お客さんの要求を聞く中で、本当にこれが菜の花の栽培、咲かせた花を見ると同時に、健康食品としても非常に効果的なものであるということ。これは、「現代農業」の3月号につぼみの療法という言葉が書いてあって、花粉症にとって、菜花だけではなくて、つぼみを食することによって、この症状が非常に楽になったということが、実際にこれは実名で書いてあるものなので紹介するわけですが、こうした効果もある食品だという点から、これを町全体に広めて、そして宿泊したお客さんにはさまざまな料理の形でこれを出して広めていく。

これは地場の産業、この時期の今までは、生協等々、あるいは市場への出荷等々で行ってきたものが、直接来たお客さんにこれを買ってもらうという点では、本当に産直のすばらしい形態だと思います。これを柱にしながら、それ以外の専業農業者を含めた、あるいはこの間の取り組みでは、これまではお年寄りの力は、自宅の消費あるいは近隣に配っているところで終わっていたものが、今回、お客さんに提供したところ本当に喜ばれて、お年寄りが漬けた漬物類、あるいは干しシイタケや干し大根が、本当にお客さんの気持ちと相まって飛ぶように売れるというような実績も上がりました。これは単なる小遣いということではなくて、今後、介護保険の問題も含めて、高齢化社会でお年寄りにも負担が強られる。不況で子供たちも大変だ。年金生活も大変なときに、生活防衛の点ももちろん大事だと認識しながら、同時に町の活性化を進めるという点で、これは非常に大事な教訓を得たということを確認しています。

これは南伊豆町で私が実際に体験ができたので紹介するわけですが、**「現代農業」**には前々からそうした内容も紹介をされているんです。専業農業者を確保することは大変だけれども、お年寄りの力も地域の力として、元気なお年寄りを、寝たきりをなくしていく上でも、こうした取り組みを広めていく。その柱の1つに菜花を位置づける。そして、そのほかの得意な農産物を組み込んで、この時期に南伊豆町に訪れたお客さんにこれを買っていただく。もちろん適切な価格であります。そういう交流を続けて南伊豆町の活性化を進める一端にすべきではないかという提案をいたしますが、この点についてのご見解をお願いいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

私も施政方針の中に、具体的ではありませんけれども、それに類する言葉として、観光立町を住民参加の行政なくしてその目標を達成することはできません。そのためには町民の皆様が参加しやすい環境づくりが大切であるということは、当然そこには年寄りも入っております。そして、そのために町職員の意識改革、官民一体のプロジェクトチームによる研究会の発足、産業団体との意見交換、そしてボランティア団体の育成ということで、今伺った意見をこれからプロジェクトチームによってぜひ研究し、また農協だとか漁協、そういう団体との意見交換を踏まえた中で、できたら育てていきたい、それについては協力したいなど考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 長くなりましたが、この問題はこれからさまざま分野で検討が行われると思いますが、植栽や、あるいは今答弁をいただいた問題に関しては、もう来年の種をまく時期にきています。これはただ植物の種をまくだけではありませんけれども、今まで町長が言われた答弁も、さまざまな分野でされていたわけですが、それがなかなか実施されてこなかった。ここに目を向けて、この問題の次の分野から質問を行いますが、ぜひとも町の活性化に具体的な歩みを進めていただきたいと思います。

次に、これと関連しますが、南伊豆町の農業の現状、役割について、どう認識しているかということでもあります。

行政報告でも、農業の力を発揮させるということを言われましたけれども、現状、これは12月の議会でも述べましたが、農業生産においては野菜以外ほとんど落ち込んで、極端な生

産低下であります。これは南伊豆町の農業が本当に危機的であると。日本の農業もそうですが、幾つかの地域で積極的な取り組みをしているのとは反映して、私は大変な状態だと、このように認識をしているわけですが、町は今の農業の現状に対してどのように認識をされておるか、その点についてお答えをしていただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

本町は温暖な気候に恵まれているものの、平たん地が少なく、農地は団地性に乏しいため、水稲、花卉、野菜、果樹、特殊林産物等を主体に、零細で少量品目が農業の生産であります。農業構造については、過疎化、高齢化、兼業化等により、農業の担い手不足から遊休農地が増加傾向となっている現状であります。その農業の役割は、食糧の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展と認識しておりますけれども、農作業の受委託を進めるとか、担い手にかわる受け皿をつくる必要があるのではないかと。そのためには農協と、先ほど言いましたプロジェクトチームの中に、当然産業団体も入っていただきます。お互いに農協との情報交換をしながら、これは進むべきじゃないかなというように考えております。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 現状は、地理的な状況等々は変わらないわけで、しかしながら、現状は非常に深刻なんですね。これはこれまでの岩田町政に始まったことではなくて、これまでの南伊豆町の農政の推移から見ても、こうした否定的な要因や、あるいは国の施策、まさに農業を本当に捨て去るような施策が続いてきた結果、こういう状態もなきにしもあらずと思いますが、この点で、事前に書類を、実績を渡した高知県の本山町とか、秋田県の十文字町、これはもちろん地理的な環境や地形的な問題に関しては南伊豆町と違ったところがありますが、しかし、いずれもこういうところがほかのところに比べて有利なところとは限りません。

ここだけではなくて、愛媛県の野村町のお話なども話したことがあるかもしれませんが、この点で、町長はさまざまな面でのプロジェクトチームということを申されましたが、これは次の質問の農業振興についてをどのように考えているかということにもかかるわけですが、私は、これらを進めていく上で、しっかりと南伊豆町の農業振興計画をつくっていく、このことを提案したいと思うんです。

まず、農協やいろいろな産業団体と結びつけてということがありましたが、今までそうしたことがきちんとできていれば本当に希望が持てる。私は全く希望がないということと言っ

ているわけではないんですが、農業者を守る施策ができるというふうに思うわけですが、現時点では、米価の買入れ価格の低下などから大幅な減収になるとか、あるいは市場価格の低落で、死をさまようような状態が生まれているんです。これを生産者任せにしない。行政の農林の部署、そしてこの町には農業試験場がありますね。先ほど話しに出ていますけれども、それと厚生省の薬用植物の試験場、そして東大農学部の演習林があります。これは山のことはもちろんですが、山だけではなくて、中山間地の農業に関しての振興、これを考えてもらうというか、協力を願う。こうした組織、もちろん農協も入りますね。これを含めて同時に生産者、意欲ある農業を担う。農業に携わるという人、この方々に呼びかけをして、現在の実態調査、現状をしっかりと見据えながら、同時に現状を分析して農業振興計画をつくるべきだと、このことを提案したいと思います。

実際、町には振興計画があるではないかと。農業経営基盤強化の促進にかかわる基本的な構想があります。ローリングで5年見直しということであります。しかしこれは、この質問にも書いてありますけれども、認定農業者制度を創設するということからきたもので、上がこれをおろしてきた施策なんですね。

運営の問題に関しては、予算書にもありますけれども、中山間地域の振興策というものがああります。これにも予算1,500万円とってあるけれども、現場との調整や、あるいは現場の実態と比べて、含めて深い考察はこれからだというふうに聞いていますが、こうした点から、上の国や県の施策とはまた別な形で現状を考察して農業就業者の声も聞いて、どうしていくのか、この検討を進めるべきだというふうに考えますが、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） ただいまの質問でございますけれども、農業振興にあわせて、まず、うちの町では農業経営基盤強化促進に関する基本構想というのを持っております。これは平成6年度に設置されたものですが、横嶋議員のただいまの質問の中から、平成5年ですか、国が打ち出した、ずばり言いますと認定農業者制度のための基本構想ということで、実は本年度、この3月ですが、見直しをやっているような状態でございます。そんな中、基本的には農業経営者1人当たりが700万円の所得、あるいは1年間に1,900時間の就労を目標として、700万円を目標にしております。

そんな中、うちの町に、町長が行政報告で申し上げましたように、農業経営の担い手ですか、相当少なくなっています。ここであれですけれども、農業経営に携わる専業の方々には百数十人という実態でございます。

そんな中、うちの町には昭和63年、もっと前と言いますと昭和55年ぐらいから自立経営農家、そういう組織がございまして、これが昭和63年から組織変更していったわけですが、果樹とか水稻、花卉、そういったいろいろな組織の中で、農家の担い手、農業振興会ですとかこういう方々が今、百十数名おるわけですけども、その方々と意見の交換等をやっているわけでございます。

そんな中、今の農業経営基盤の基本構想でございますが、それはそれなりにやっていますが、さらにもっと実態に合った農業振興計画、横嶋議員のご指摘の面につきまして、さらに農協あるいはそういう団体と今後調査研究をしていくということで、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 課長答弁でいいと思います。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 今、町長にも答弁を求めたのは、非常に大事なことなもので、政策的な観点が必要だという点から、課長だけではなくて町長に答弁を求めたわけで、それでいいということでもありますので、その実行というか、ローリングの仕方が、先ほど言った5年というか、現在持っている施策というのは国がおろした施策に基づいたものであって、これはどこの自治体でも持っている施策であります。

しかし、現場の声を反映しながら、自分たちの頭で考えていくということに対して、もちろん関係機関と協力しながらという点は新たな点であります。この振興計画をきちんと立てていくこと、これはまだ審議会の答申が出たのかどうかも、素案の段階で渡された4次総合計画の問題でありますけれども、この農業振興の中でも確かにうたい文句は出されているんですね。しかし、やはりそれをきちんと住民の声を踏まえながら進めていく。先ほど町長は、植栽の関係で県の試験場農林と視察に行ってもらったという話をしましたね。まさに個別の問題ではそういうことはできるわけですから、それを、この中山間地で不利な条件があるけれども、ほか雪が降っていたり、地面が凍っている、畑が凍っている、水田が凍っているときに、この地でできる作物があるわけです。しかも、基本的には虫が活動しにくい状況がありますから、環境がありますから、無農薬で有機栽培ができる環境、まさに菜花がそうなんです。栽培もそれほど専門的な難しい、イチゴやキャベツのような難しさが無いものがあるんですね。

これは、まさに4次総合計画で述べられている点にもフィットすることであると思うんです。これまで町長も、菜花とは言わないけれども、あしたば等々、薬草の栽培等々も言いましたが、あしたばもあつと言う間に売り切れて、栽培しているところはほとんどありませんから、欲しいという声もあるんです。苗だけじゃなくて、こうしたものも栽培をしていく。下田の市場や近隣の市場だけではなくて、地場での消費はもちろんですけども、これを首都圏の市場に売り出していく。この中山間地の大変なようなところでも、気候的にほかにはない条件を持っているこの時期にこそ、やはり祭りのお話でもしましたが、一番の春というこの気候的な条件を最大限生かしていく取り組みをする上でも、今の農業の振興計画を、提案した振興計画を、時間がかかってもいいですから、きちんと踏まえて進めていただきたいと思うのであります。

これは、専業農業者をつくっていくことは至難のわざですが、先ほど話したように、高齢者の力を発揮させていく、こういう点での実績としても上がっていることから、またこれは新しいものだけではなくて、今までのマーガレットなどの花卉、あるいはフキとかキヌサヤ等々やっていますけれども、祭りのときだけで、受け入れ体制のお話をしましたけれども、町全体の産物がお客さんに提供されるような状態をもっともっと広く行えれば、町の活気は出てくるし、これまで休耕地対策の問題では、ボランティアの力を借りて草刈りをするということが盛んに言われていました。

しかし、ここでその発想を転換して、ボランティアの力もある程度借りて、草をなくすのはいいんですが、そこで植物を栽培して、これを生産に結びつけていく。これも全部これに頼るわけではないんですが、現代農業での休耕地の土地で、畑地で大豆を生産して、これを枝豆の段階で消費者に売るといっか、自分で取ってもらうんですね。まさに先ほどお客さんのニーズでやった観光と体験と農業を結びつけた、これは4次総合も全部賛成したというわけではないんですけれども、グリーンツーリズムの発想と結びついたことで、これは本当に現場が真剣に考えて、担当部署が真剣に考えて、これを促していけば、これをやろうという声は上がってくると思うんです。そのことを提案したいと思います。

認定農業者の問題に関しては、一言申し添えておきたいと思いますが、認定農業者制度をつくっても、実際にその制度の利用者は、認定農業者三十数人いる中での1軒です。そのほかの制度を活用してもわずか五、六軒。これは基本的に規模を拡大して、その借金の利子に対して補充をするというものなんですね。これはまさに現状を踏まえない制度であって、これでは、今までの農業の厳しい環境を町長も言われましたが、認定農業者制度は現行とそぐわない。その点で、振興計画を立てながらも、農産物の価格補償を進めることを提案します。

これは、これについてのふるさと創生基金、町の観光立町の基盤になる第1次産業である農業、もちろん漁業や林業もそうですけれども、そうした価格を市場の動向に左右されないでつくれる環境、もちろん単純に全部出すということは、いろいろ試行錯誤がありますけれども、これも事前に資料をお渡ししてある十文字や、あるいは高知県の例。静岡県にはそういう例はないそうですけれども、全国的にはたくさんそういう事例があります。そして農業者を守っていく、このことを提案したいと思いますが、これについていかがですか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 農産物の生産奨励と価格補償ということでお答えさせていただきます。

農産物の生産奨励ということになりますと、町が生産奨励するためには、やはり消費者の動向、市場の調査とか、また各種農業団体との協議が当然必要になると思います。今この段階において、すぐそれを実行するとか、そういうことではなくて、当然議会の承認も必要になると思います。将来に向けて考えたいなど、そう考えております。

また、価格補償というのは静岡県においては行っておりません。また、各農家が自発的に農産物を生産し、販売している現状において、財政力のない南伊豆町が一部農家のために価格補償をするというのは、当然、今言ったように、現段階ではちょっと疑問視せざるを得ないのではないか。それだけの賛同が得られるかどうかとも問題でしょうし、またその前に、住民が確かにそういうことも必要だという賛同を得なければ、大変な難しい問題を抱えていると思います。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 価格補償の問題について、一農家の問題等々になりがちな、これまでの議論の中で、農業が町の観光立町の基盤に欠かせないということを言われている。しかも4次総合でもそういうことが言われている。これは一農家のためではなくて、町の農業をどうするかという認識なんです。これは観光も同じなんです。観光協会にたくさんの補助金、人件費補助までやっているわけです。そういう点を考えれば、それぞれの観光は自分のところで努力すればいいのかというと、そうではないんです。主要産業に対して多額な税金持ち出しをしているわけです。民宿組合、旅館組合にも農業振興会以上の補助金を出しているんです。

ところが、そうしたものを民宿でも地元の農産物を使うとか何か、予算の波及効果、これを全町に広めていく。同時に、観光に農業は欠かせない、この点を踏まえれば、農産物の価

格補償の認識というのは生まれてくるものであります。町の農業をどうするかという視点こそがなければ、もちろん生まれません。

しかも、現在の農林事務所にしても、やはりもっともっと役場の農林にしても、農業者の所得を向上させるためにどうするかということは一番の使命であります。それぞれの制度をつくって、それを知らせることが仕事ではありません。この所得を補償して町の活性化を上げること、そのことに成果が上がらなければ、役場の仕事は失格だと言っても過言ではないということを申し上げておきたい。この不況のときに行政がすべきことは、我慢や無理を押しつけることではなくて、予算を最大限に生かして、そして住民の生活を守っていくということ、農業者に対してだけの優遇措置という認識は改めていただきたいということ。

最後になりましたが、あと時間9分ぐらいですけれども、ごみ問題の……

○議長（大野良司君） 横嶋君、あと3分ですから、まとめてください。

○12番（横嶋隆二君） はい。

ごみの問題に関しては、12月の議会で質問した内容です。12月の議会のときには、全く現状の認識等々がされていなかったので質問するものであります。ここに4つほど挙げておりますけれども、1つは容器包装リサイクル法に基づく基本計画制定は予定をされているのか。そして、12月議会のときに審議会をもって検討するということがされたが、この点についてどのような展望を持っているのかということについて、まず答えていただきたいと思えます。

もう1つは、広域化計画に関して、広域で処理するということは、昨年12月の議会でも、99年3月に町長は広域化の議会でこれを約束している。この問題で、広域化の処理は焼却処理を中心とするものなのか、焼却処理に関してこれを回避する検討をするのか、この点についてそれぞれ担当部署を初めとして町長にお答えしていただきたい。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 容器包装リサイクル法に基づく分別収集をしようとするときには、市町村で分別収集計画を策定することになっております。このことにつきましては、検討の結果、静岡県で策定していないのは6町村ということ、ほとんど賀茂郡下ということですので、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の準備期間等を考慮し、平成12年度に予算計上してあります。

そして、広域化のことでございますけれども、南伊豆圏域ごみ処理広域化推進協議会検討委員会がございますので、新年度の中で業者委託をし、平成29年度までに広域化を完了す

るというのが広域化の目標となっております。詳しくは清掃課長に説明させます。

○議長（大野良司君） 清掃課長。

○清掃課長（藤原伊勢夫君） お答え申し上げます。

今、議員のご質問なのですが、施設のモデルとしては焼却施設、それから焼却施設とダスト灰溶融、それから水処理としては再循環方式が考えられますが、今後の検討事項でございます。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） ぜひ基本計画をきちんと策定して、住民の皆さんの方がそれは進んでいると思いますので、ニーズに合致した取り組みを進めていただきたいということと、広域化の問題では、12月の時点でも主張しましたが、大型炉焼却が仮にダイオキシンを規制できたとしても、クリアできたとしても、新年度予算に盛り込んでいる地球温暖化防止計画、これについて町もお金を出すわけですが、アジェンダ21のCO₂の削減からは逆行するんですね。こうした点の認識を踏まえて、ごみを燃やさない取り組みに進めるような提案を、ぜひ広域化の検討会議の中で進めていただきたいということを最後に申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

これより11時30分まで休憩をいたします。

（午前11時20分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前11時30分）

◇ 石井福光君

○議長（大野良司君） 9番議員、石井福光君の質問を許可します。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 通告により質問させていただきます。

平成12年度予算編成についてです。

地方財政法3条で、地方公共団体は、法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準によりその経費を算定して、予算に計上するとともに、あらゆる資料、国の予算編成方針、地方財政計画策定方針等に基づいて、正確にその財源を捕捉し、かつ経済の現実に即応してその収入を算定して、これを予算に計上しなければならない。また、地方自治法第2条第13項の

中に、「地方公共団体は、その事務を処理にするに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とうたっております。これは、私が平成9年の3月議会でも質問してあるわけですが、新町長にかわり、当町における12年度予算編成に対する基本的な考え方と関連がありますので、3点目の歳入歳出に見積もる場合の算定基礎及び注意事項について、2点目の予算編成における重点施策について、以上2点について町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 基本的な考え方については予算編成方針で述べたとおりであります。長引く経済不況の中、本町の財政状況も、税収や各交付金、特に特別地方消費税交付金の廃止の減収見込みにより緊縮財政を強いられているところであります。地区懇談会で出された町民の生活に直結した各種事業に細かに配分するとともに、事務事業の見直しや、より一層の経費削減を図ったところであります。過疎バスの維持対策、下水道事業の推進、観光振興事業、自然まつり、町道改良の推進、水道事業の推進、石綿管布設替工事です。焼却施設の補修等に重点を置いたところであります。

また、算定基準の基礎の注意事項については、予算説明の円グラフに示したとおり、歳入において自主財源が38.2%、依存財源が61.8%の比率になっておりますが、特に歳入につきましては過大見込みにならないように、国県の動向を見きわめるとともに、過去の実績や状況を把握し、歳入欠陥とならないよう注意するとともに、歳出にあっては、先ほど述べました重点施策等を進めるに当たり、最少の経費で最大の効果を上げるべく、見積もり等により算定してございます。

また、起債を起こすに当たり、将来に過大な町債を残さないよう、財政計画にも配慮したところであります。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） ただいま説明があったわけですが、重点施策につきましては、先ほど町長の施政方針並びに予算編成の中にあつたわけですが、これが抽象的で、具体的でないわけです。例えば行政改革大綱の中で、新たな実施計画を追加するなどの見直しを積極的に行い、新時代の南伊豆町を担う簡素で効果的、そして住民に信頼される行政運営を実現していくという中で、計画で、職員の削減、11年度から5年間で10人、5.7%の削減。2点目に経常経費の削減、平成11年度から5年間で5%の削減というものがうたっており、また、次のページに、国県の予算編成の動向にも十分留意しながら、地区懇談会の要望

事項等も踏まえて、町民福祉及び生活環境の向上と町の活性化に向け、的確な予算編成を目指しということですが、具体的に何をどうして、どうするのか、具体的なものについて説明してほしいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 総務課長代理の外岡主幹に説明させます。

○議長（大野良司君） 行財政主幹。

○行財政主幹（外岡茂徳君） それでは、説明させていただきます。

まず、具体的にということですが、行政報告、施政方針でも述べられておりますとおり、いわゆる生活密着型ということですが、特に配慮いたしましたのが、予算の歳出の中では、水道管のセメント石綿管、それからダイオキシン対策等、生活密着型ということで配慮したつもりでございます。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） この当初予算の中でも、昨年度との比較を見ますと、民生費が20.3%減額になっているわけで、また農林水産業費も21.1%の減額になっておるわけですが、その度合いを見て、生活に密着したものを優先的にやっていくということですが、今、主幹の答弁でもございますので、いずれにしても、先ほどの職員と経常経費の削減については、5年間で実行していくように努力していただきたいと思います。

次に、これに関連した運営費補助金の問題でございます。この点についても、やはり私が前町長に9年3月の定例議会で質問しておりますが、結果的に効果は上がっていないということで、町長に質問するわけですが、補助金を支出するということは公益上必要がある場合に限られており、また、補助をする基本的な考え方は、町の財力に余裕がある場合、その事業を助成し、もって事態の公益を増進せしめんとする趣旨であります。町財政は非常に苦しい今日、町の財力に余裕があるとは考えられません。

そこで、90余りの団体に対して補助金を支出していることが、本町の公益の増進に寄与しているか否か。また、補助目的を達成しているのに恒常的に補助を続けている団体についての打ち切り、見直し等の検討について、先ほどの平成12年度予算の中で補助金を見ますと、約20%カットしたのが32団体、増額したものは11団体、金額にしてカット分が760万円、この760万円の主なものは、バス路線維持対策費が500万円あるわけで、実際上は265万円ぐらいのカットになっております。反面、増額したものについては1,650万円あるわけですが、

これは先ほどの趣旨のとおり、必要なものについては当然増額しなければいけない。

その内容でございますが、補助金を一律カットするということは、一見公平に見えるようですが、大きな不公平をもたらす場合もあるわけです。それは、割合に余裕のある団体に対する補助、一般に言う弱者、身体障害者、老人、母子家庭、要するに弱者で組織されている団体等の一律カットは不公平であり、団体の性格、活動内容、財政力など総合的に勘案して判断されるのが正しいと考えるが、残念ながら今回のカットについては納得のいくものがございません。

ちなみにここに一覧表がございます。町長はカット、増額についてどういう根拠の中でやったのか。また、この団体について、果たして90近くの団体についての金額等を把握しているのか、お聞きしたいと思います。

以上の考えの中で、カットと増額についての理由を説明していただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 各種団体に対する運営費補助金につきましては、以前にも質問を受けているところでありますけれども、行政の責任分野、経費負担の必要性、行政効果等を検討の上、総合的な見地から見直しを行ったつもりであります。本年度も一律10%カットしたところもありますけれども、総務課長代理の外岡より詳しくは説明させます。

○議長（大野良司君） 行財政主幹。

○行財政主幹（外岡茂徳君） それでは、お答えいたします。

先ほどの質問の中で、まず最初に、一律カットということでしたけれども、事務局レベルとして、いわゆる公平なカットという、経常経費の削減をふやすことが大前提ですけれども、一律5%カットしなければどうしようもないということで、カットさせていただきました。その後、町長予算の復活要求の中で、必要なもの、例えば福祉、あるいは観光立町という立場から、観光協会あるいは商工会の補助金については前年並みに復活したところがございます。

それから、全体的な数字ですけれども、私ども把握している範囲では、56件のうち、総務課の事務局レベルでカットしたのが135万9,000円ございます。今ここに表がありますけれども、今、石井議員が言われた数字と多少ちょっと合わないところがありますけれども、私どもはそのような形で作成させていただきました。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番(石井福光君) 今の説明の中で、私はこれを入念に、昨年度の予算と金額と、今年度の金額をあれしたもので、今、町長に渡した金額にうたってあります。その中で、特に感ずるわけですが、弱い方、民生関係とかのそういうものについてのカットが著しいということは、1つの例を言いますと、この中で金額の少ないもの、1つの例で、行政相談員が6万円から5万4,000円、傷痍軍人妻の会を8万7,000円から7万8,000円にカットしたとか、町の父母会が昨年7万2,000円あったのが6万5,000円、中堅青年育成が6万円を5万円、下賀茂商店街振興会6万円が5万4,000円、小中のPTA連絡協議会5万円が4万5,000円と、10万円に満たない額がカットされているわけですが。

それと、町長もよく言っているボランティアなんですが、町の交通指導委員会が、これは前回、9年のときも30万円を27万円にカットし、また今回、1割の24万3,000円にカットしているわけです。私の言うのは、ほかにも全般的にそうなんですが、10万円に満たない額のことをなぜカットしなければならないかというのが第1点と、そのほかに民生委員協議会が20万円が18万円、勤労者協議会が18万円から16万円、社会福祉協議会が2,100万円から2,000万円、老人クラブが158万4,000円から128万5,000円、児童福祉事業が44万7,000円から42万2,000円とか、父母会が7万2,000円が6万5,000円、シルバー人材センターが503万円から470万2,000円、こういうものが随分カットされてあるわけです。私の言うのはそこなんです。

そのほかに、カットしないものが27団体あるわけです、全然昨年と変わらないのが。この中を見ますと、相当この中でカットできるものがあると思うんです。個々には言いませんが、この27の団体の中でカットできるものも十分あると思います。

だから、もう少し弱い者、特にボランティアでやっている交通指導員、あれは皆様ご承知のとおり、いろいろなイベントとか、毎朝、登校指導の中に、寒い中も雨の降る中も出ているわけです。そういうものを昨年より2割カットしているわけです。ボランティアということの考え方についてどう思っているのか。私はこれは疑問に思うので、それを町長が果たして把握しているのかということを出したわけですが、町長の考えをもう1回お聞きしたいと思います。

○議長(大野良司君) 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長(岩田 篤君) 県の方の交付金等、緊縮財政ということで、交付金については一律カットというのを目安にやってきました。詳しくそこまで詳細に熟知してはおりませんが、客観的に見て必要なもの、そして観光立町とか、そういうことを踏まえた中で増額しな

ければならないとか、そういう大局的に見たわけで、小さいところまで検討はしなかったです。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 今の説明でございますが、次回これを見直すときには、そののところがやはり配慮をして見直していかなければ、私に言わせれば、弱者に対する、そういうボランティアに対する補助金のカットということは問題があるのではないかと。これでボランティアを推進しろ、何しろといったって、これはいろいろな点で、本当にそういうものに対する温かい気持ちで、私は交通指導員ばかり言うわけではないですが、私は指導員ではありませんけれども、交通指導員に対しては、いろいろな面である程度ものを皆さん見ていると思いますが、大変なことなんです。報酬もあるわけですが、これは純然たるボランティアだなというような考えを持っているわけなんです。

それで、だからではないですが、南伊豆町で昨年、交通違反ワーストワンとかというものが出ましたよ。そういう中では、やはり交通問題に対しては町でも積極的に、安全協会、指導委員会を通じて積極的にやっていかなければいけないし、また民生委員についても、これを修正しろとは言いませんが、今後の考え方として、これはもう徹底的な見直しということの中でやっていってほしいと思います。

次に、課長がきょうおられませんが、主幹で申しわけなかったですが、次の質問に移らせていただきます。

諮問機関の見直しについて2点、これも前町長のとき、9年の3月議会で質問したわけですが、審議会、委員会等については、当町において審議会、委員会といった、そういう機関は、審議会が8、協議会が8、委員会が14あるわけで、これは一、二ふえている場合もありますが、この中には法律、自治法、町規則、町条例により決められたものもありますが、設置されたときにはそれなりの目的があり、それなりの効果があったと思われませんが、現状において必要ないものではないかと思われるものもあると思います。中には二、三年、また5年来、一回も開いていないものもあると思います、ここに表がありますが、そこで、将来とも存続していくのか。所期の目的を達成したものについては、廃止または統合、見直しをする時期に来ていると思うが、この件について町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 審議会、委員会等、また委員会の活動状況についてですけれども、ご

指摘のとおり、審議会8、委員会14、協議会8、その他団体19というのがございます。また、会合についても毎月定期的に開催されているもの、また、その必要に応じて開催するもの、多々ございます。この辺について見直しする時期ではないかと。町長がかわった時期で、たまたま細かな条例まで精査しておりませんでしたけれども、見直しの時期かなということは考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） ここに表がありますが、3年間に行った回数があります。これについては割愛させていただきますが、表になっておりますので、後でまた提示させていただきます。

次に、審議会、委員会の委員の公募についてですが、本町にも、もちろん先ほど言ったように各種審議会、委員会等があるわけで、その委員は行政が選定し、任命しているのが実態であり、行政が選定し任命するために、審議会、委員会等の名称は異なっても、構成メンバーは、全く同じとは言いませんが、重複しているのが実態でございます。こうした会では新たな発想が生まれません。それは、オブラートは違っても中身は同じで、まるっきり金太郎あめと同じようなものではないか。そういう行政主導でなく、みずからが考え、みずからが実行する時代に、従来のこうしたあり方を考え、見直すべき時期に来ていると思います。

いつも町長が言う原点に返る南伊豆町と、いろいろ聞くわけですが、では原点とは何か。英語でオリジンというわけで、日本語は基準になる点、数学で言うと座標軸の交わる基準点を原点と言うわけですね。そういう中で、町内にはいろいろな人材がおり、行政側で知らなくても、すべての分野で専門の知識を持っている者も多いと思います。これらの方の見識を大いに活用すべきではないかと思えます。

奇しくも先日、3月7日の伊豆新聞で、下田市の一議員の提案で、会議公開条例の早期制定の請願書が提出され、その趣旨は、審議会などが市民の民意を効率よく行政に反映できるよう、1、委員の兼任の原則禁止、2番目に委員の審議会の公募、3番目に議員、職員の審議会からの排除——排除という言葉は強い言葉ですが、これは新聞に記載されておりましたので、使うわけですが、この3点については私の考えとまるっきり同じで、私は、出る前に公募についてはいろいろ書いたわけですが、議員の審議会等の参加については矛盾があるのではないかと思います。審議会に議員が出て、それを審議して、またこの議会で採決するというのは、ちょっと思わしくないのではないかとということで、議員については遠慮すべきでないかという中で、この選定について公募をすることが活性化につながると思うが、

町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） それぞれの法や条例、規則等に基づき、学識経験者あるいは町議会議員等、当然職にある者が委員となっているケースが多いのが現状であります。公募により選任するのが好ましいかどうか、町の条例等で設置されているものについては、条例の改正と関連いたしますので、今後十分検討させていただきます。

以上です。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 今の答弁の中で、検討ではなくて実施の方向で進んでいくことが、先ほど町長が言われた、原点に返るということはそういうことではないか。こういうことでどんどん、どんどん改革できるものは徹底的に改革していくことが、町長のリーダーシップではないかと思っております。またよろしく願います。

次に、ボランティア活動の推進ですが、ボランティアについては、1995年に国際的に関心のあった阪神大震災が起きた翌年、1996年の国連会議において、ボランティアの重要性を説くために、1997年、当時の外務大臣の小淵さんが国連大会において、ボランティアに対する関心を説明し、122カ国の賛成を得ておるわけでございます。そして、2001年、来年ですが、インターナショナル・イヤー・オブ・ボランティア、ボランティア国際年が2001年から始まるわけでございます。当町のボランティアの必要性について伺いたいと思います。

ボランティア活動の推進の中で、1番目としてボランティア切符制度の創設についてです。ボランティアの概念は無償性、自発性、社会性というものだが、時代の変化によりボランティアの概念も変化しつつあり、総務庁が実施した高齢者の地域社会への参加に関する調査結果によると、対象となった65歳以上の高齢者の6割強が、ボランティア活動の参加の度合いに応じて、将来その見返りとして自分や家族が介護、家事援助を受けられるボランティア切符制度を推進すべきだと思えます。

ボランティア切符制度は、地方自治体と民間が運営する福祉施設など全国で100以上で実施しているわけでございますが、本年4月より介護保険が適用されるわけで、その件については多少の緩和があると思えますが、この切符制度について町長の考え方。

また、2点目に有償ボランティア制度の導入についてですが、最近、有償ボランティア、俗に言うNPOですか、この話題が持ち上がり、西伊豆でも昨年法人化されたということの中で、高齢者へのサービス提供を有償にしているのは全国で50カ所以上あるわけで、これは

高齢化社会の進行で在宅の人手不足といった点が背景にあり、東京の世田谷のふれあい公社の場合は、利用会員から1時間、家事援助で700円、介護で800円、協力会員が受け取るわけですが、最近は現金より時間貯蓄し、将来、自分や家族がこの時間を使って援助を受けるものであって、こうした有償制度を導入する時代になったと思うが、町独自の施策というよりも、社会福祉協議会に財政援助をしてまでも導入する考えはあるか。

3点目でございますが、ボランティア休暇制度の創設についてですが、これは職員が主体となるわけですが、ボランティア支援のための特別休暇制度で、阪神大震災を契機に、先ほど言ったようにボランティア活動の重要性が認識されてきたわけで、災害が発生したときばかりでなく、ホームヘルパーの不足を補充するためにも、日常的、恒常的にもボランティアの活動が期待されるのではないのでしょうか。

そのため、町の職員がボランティア活動に充実するときには、年間10日ぐらいを限度としての特別休暇制度を導入してはいかがかと考えますが、それらの条件としては、1、職員の自発的な意思に基づく活動であること。2番目に、無報酬で営利を目的としない公益性を有する活動であること。3点目に、特定の思想、宗教や政治に関する活動でないことといった、その枠組みが必要だし、また、町のひとり暮らしの老人の生活支援の訪問先を任意に選択するのではなく、福祉センター、協議会に申し出て訪問先の指定を受けるなど、活動内容の指示を受けるなどの制約が必要であると思います。

いずれにしても、町の職員が率先してボランティア活動に従事するならば、その輪は町民の間にも広がっていくと思いますが、この3点について町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

我が町のボランティア団体として活動しておる団体は3団体であり、66名でございます。また、個人ボランティア9名が社会福祉協議会に登録されております。

質問の切符制度につきましては、ボランティアはみずからの意思により奉仕活動をしていただくということを前提にして考えております。その意思を尊重していきたいと考えており、現在のところでは、ボランティア活動に参加していただいております方々からも、切符制度や時間活動を蓄えて、将来自分のために使う制度等の話はまだ聞いておりません。現在のところ現行のとおり進めさせていただきたいと考えております。今後、このニーズにより、社会福祉協議会と協議の上、検討してまいる検討事項ではないかと考えております。

また、NPOについてでございますけれども、平成10年3月に制定されました特定非営利促進法、NPO法により、10人以上のボランティアで法人格を取得することにより、特定非営利活動事業に充てるため収益事業を行うことはできますが、収益の金額により、法人税、法人県民税、法人町民税、事業税が賦課されます。

なお、指摘のとおり、賀茂地区には西伊豆町で特定非営利活動法人があり、通所介護サービス事業を展開しております。このことでございますけれども、やはり社会福祉協議会と協議の上、これから検討してまいりたいと考えております。

また、ボランティア活動の推進についてでございますけれども、町の方にある職員が自発的にかつ報酬を得ないで、次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合、その勤務をしないことが相当と認められるときは、1つの年において10日以内の範囲の期間を与えるということになっております。これはボランティア支援のための特別休暇制度ということでございますけれども、地震、暴風雨、噴火等による被災者が発生した被災地または被災者を支援する活動、身体障害者施設等にかかわる支援活動、介護あるいは日常生活の支援活動ということで、自発的な奉仕活動をするにおいては、今のところ5日以内が適当ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 今、町長の説明があったわけでございますが、ボランティアについては、町長も日常、ボランティア、ボランティアと言っているわけでございますので、積極的に前向きの中で推し進めていっていただきたい。重要なことでございますので、よろしく検討し、また前向きに進めていっていただきたいと思っております。

12時になりましたので、質問を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 石井福光君の質問を終わります。

これより、昼食のため13時まで休憩いたします。

（午後 0時03分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 漆 田 修 君

○議長（大野良司君） 6番議員、漆田修君の質問を許可します。

〔6番 漆田 修君登壇〕

○6番（漆田 修君） 本3月定例議会は予算議会と位置づけられ、詳細審議については、後日の常任委員会の審議にゆだねられましょうが、12年度予算策定の前段として、執行者はどのような財政課題を独自に持っておられるのか等々、通告に従い一般質問をいたします。

先ほどの町長の施政方針演説の中で、特に財政については触れておられましたが、厳しい財政状況により硬直化傾向を憂慮されることから、財政の健全化を図ることが課題となっている、これは極めて抽象的な表現であろうかと思われます。

今日、地方財政の課題として言われておりますのは、まず第1に、厳しい我が国の経済状況を踏まえて、景気対策に対して地方財政においても機動的、弾力的な対応を行うことが求められていますが、中期的には国、地方を通ずる財政構造改革の推進を着実に図っていく必要があると言われております。

また、地方自治体においては、厳しい財政環境の下で、さらに簡素で効率的な行政システムを確立するため——先ほどの町長の施政方針もこのようなことを言われております——確立するために、徹底した行財政改革の推進が求められております。特に今国会で盛んに議論されておりますが、財政投融资制度改革に対応しての社会資本整備を着実に推進できるような良質な資金の確保を図っていくことが必要でありましよう。これが第1番目の課題と言われております。

2つ目の課題である景気対策への対応としては、国の11年度第2次補正予算及び12年度当初予算に計上される公共事業の景気対策事業に機動的、弾力的に対処し得るよう所要の財政措置を講ずる必要があり、また、地方単独事業については、地域経済の動向及び地方財政の状況などを勘案して、所要額の確保を図っていく必要があり、恒久的な減税に伴う地方財政措置、これは地方特例交付金のことでありますが、平成11年措置されました。恒久的な減税に対する4分の3の、さらにたばこ税の一部還付金と、法人税の特別減税の減額分を引いたものが地方特例交付金、12年度予算においては2,000万円計上されておりましたが、それらについても引き続き適切に対処する必要があると思ひます。これが2つ目であります。

と申しますのは、本来、減税をしなければ一般財源として町民税として反映される金額でありますので、例えば行政執行者としては、それを公共事業に使うのが何であろうが構わない、本来基本的にはそういう考え方ですね。ですから、地方特例交付金についても適切に考えましよう、それが2つ目であります。

3つ目の課題としまして、地域の自立の促進、個性豊かで魅力的な地域づくり、安心して生活できる社会づくりのための財政運営が挙げられましよう。ご承知のように、地方財政は

極めて厳しい状況にあるものの、地方分権のさらなる推進に当たって、地域における行政を自立的かつ総合的に広く担うものとされており、今後も増大する財政需要に適切に対応することが求められております。

中でも、地方分権改革を受けて、地域の自立の促進を図るため、地域経済の再生、地域における人材の確保、育成等を重点的に推進するための所要の事業費の確保をするとともに、生活基盤整備、これは都市部においてですが、そして農山漁村地域の活性化、介護保険制度の円滑な施行等々、総合的かつ効率的な地域福祉施策を重点的、計画的に推進するための事業費の確保などが重要な課題であります。これが3つ目の課題として言われております。

そして、最後の課題として、地方分権推進計画に沿った国庫補助負担金制度及び地方財政制度の見直しが挙げられます。これは、さきの通常国会で地方分権推進一括法案が成立しましたが、今般、分権型社会を想定してさまざまなケースが考えられますが、私は財政面にスポットを当ててのみ話を進めていきたいと思っております。

そして、12年度においては、さらに第2次地方分権推進計画、こういったものが、これは県の方からだと思っておりますが、平成11年の中期あたりに来ていると思っております。閣議終了まで公表してはいけないと、こういった概要書が各自治体に来ているわけです。これによりますと、この計画に沿った直轄事業の見直しですね。この計画では直轄事業の見直し。と申しますのは、採択基準を引き上げて、今まで交付していた小さい補助金は外しますよと、こういうものが基本にあると思うんです。これが直轄事業の見直しです。

それから、統合補助金の創設、これは財政担当はよくご存じなんです、国が今まで細部までわたって関与してきたものが、各自治体の裁量に任せますよと。そのかわり統合補助金というものを創設します。これが2つ目です。

そしてさらに、国庫補助負担金の整理合理化を行うとともに、地方交付税、地方債等の地方財政制度運用についても地方交付税の算定方法の簡明化や——簡明化と申しますのは、地方交付税法の11条と14条の関係でございますが、釈迦に説法になりますけれども、基準財政需要額から財政収入額を引きます。これが課税客体となりますね。そしてさらに、測定単位と単位費用。単位費用というのは非常に個性がございますけれども、そういったものに乗じたもので交付税が算定されるわけでありまして。

ですから、そういった非常に難解で難しい交付税の算定方法の簡明化や、新たに地方債の協議制度への移行ですね。移行までの間における許可制度の運用改善など、所要の見直しを行っていくことが課題と言われております。これが現在、第2次地方分権推進計画の中であってあります平成12年度措置の中にも、地方財政の4つの課題としてうたわれております。

まさにそのとおりだと私自身考えております。

以上、申し上げました4つが一般的に地方財政の課題と言われておりますが、我が町の現状の財政運営とその課題ですね、現実と課題、そしてそれに対する施策をどのように考えておられるのか、町長のご認識をまず最初に賜りたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） ご指摘のように、国や地方財政状況は非常に厳しく、借入金残高については、平成11年度末見込み合わせで603兆円となり、我が町の借入金残高につきましても、平成11年度末、一般会計決算見込みで53億1,000万円となるなど、厳しい財政環境であります。このような状況の中、いわゆる箱物行政からの脱却を行い、事業の重点化をさらに推し進めなければいけないと思っております。

そこで、地区懇談会で要望の多い事業については、機動的、弾力的な対応を行い、簡素で効率的な行財政運営の確立を図り、さらに徹底した行財政改革を推し進めるとともに、南伊豆町行政改革推進実施計画に基づき、経常経費の削減により良質な一般財源の確保を図っていきたいと思っております。

また、地域経済の状況には特に配慮しながら、我が町の財政状況を勘案しつつ所要の措置を講じていき、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるため、地方分権の基本理念により、個性豊かな町づくりのため、町民との対話を中心とした行政、手づくりの行政実現のため、4月より町長室オープンの日を設定させていただき、また、安心して生活できる社会づくりのため、簡素な財政運営を行いつつ、第2次地方分権推進計画に沿った事業の見直し等を積極的に進め、所要の改善を行ってまいりたいと存じております。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

○6番（漆田 修君） ただいまのご答弁は、施政方針である程度触れておられたと思うんですが、財政面のみに的を当てて考えた場合、例えば第2次地方分権推進計画の中では、公共事業と非公共事業とうたっておりますが、その中でも、先ほど申しました統合補助金の関係ですね。我が町がそれに特に関係するという内容につきましては、三坂漁協の局部改良工事であるとか、それが補修事業と一緒になりまして採択基準を上げて、各市町村にゆだねられた分があるということです。当然これは上位団体の、県なり国と申しませうか、上位の自治レベルの補助金なり交付金と合算して、事業としては成り立つのでありませうが、そういう具体的なところまで実は言及してご答弁をいただきましたのであります。

ちなみに非公共事業でいいますと、文教予算も今現在、教育改革を含めて予算の見直し等

が、当然補助金絡みですが、そういったことが今言われております。したがって、それに対して我が町は今後どういうぐあいになりますか、どういう施策を構すべきであるかというところまで踏み込んでご答弁をいただきましたかたのであります。当然、過年度以降不足するでありましょう財源の、例えば入手先の問題であるとか、そういったことも含めて、さわりで結構ですから、できたらご答弁を賜りたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 総務課長代理の外岡主幹に説明させます。

○議長（大野良司君） 行財政主幹。

○行財政主幹（外岡茂徳君） 今、第2次地方分権の関係につきまして触れていただきましたけれども、まさに漆田議員のおっしゃるとおりでございます。補助金の整理統合、見直しを含めて、今後、当然のことながら検討していかなければならない問題だと思います。特に財政問題につきましては、当初触れられておりましたように、町税あるいは交付金等の減収が非常に激しく、中でも財政投融资を活用しなければならないと。この財政投融资につきましては、ご承知のように予算を補う機能を有しておるものでございまして、この活用を大いに今後行われなければならないのではなからうかと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

○6番（漆田 修君） 財投の答弁がきましたので、次の質問に進めながら、その辺を要望という形で述べさせてもらいたいんですが、今、財投の改革基本法を審議しておりますね。ほぼ国会を通ると思うんですが、当然、我が町が関係しますのは、下水道事業団もしくは大蔵省の資金運用部から借り入れしております上水道の関係、こういったものは、かつては大蔵省のひもつき資金として運用されておりましたが、フリーな資本市場にパイを広げるという意味と、逆に、ひもつきでない各自治体間の自由な運用にゆだねて、ある程度の利幅を稼ぎましょうという、2つの目的で今回国会で審議されていると思うんです。その辺も、具体的に関与すると申しますと、金利の問題であると思うんです、大蔵省の資金運用部関係で見ますと。それが今回財投債に変わるでありましょうし、そういったものを社会資本整備、町民と密接に関係する社会資本の整備に、財政に負担のない程度のうまい運用をしていただきたい。これは要望であります。

それからもう1つ、ちょっと時間がありますので言わせていただきますが、地方財政法の16条の関係ですね。例えば交付金の性格の強いものについては、地方財政法10条の補助金の

中の、ここの中になるべく入れるような方向ですね。ということは、今まで自治体の努力とか、そういうのは全く関係なしに、例えば交付金をいただきたい、補助金をいただきたい、そういったものが実際の中にもあったわけです。それらについては、今回の第2次地方分権推進計画の中ではそういったものは切りますよ。そのかわり地方交付税の第10条で指定している、非常に細かい二十何項目ございます。その中の交付金でなくて補助金としてそれを位置づけしましょうと。そういったことを行政執行者も真摯に受けとめて、まじめにうまい財政運営をしていただきたい。それが要望であります。

そして、今度は質問要旨の第2の方に入りますが、平成12年2月24日、先月の末ですが、第4次総合計画に関する執行者説明が全員協においてなされました。諮問委員会には各常任委員会の委員長が選出され、諮問委員となり、数回にわたる審議に加わり、3月6日、最終答申の段と相なったわけではありますが、当該計画の中では、南伊豆総合計画構想課題1から5の中に、観光立町を目指す我が町として観光産業を再構築するとの記述がございます。

折しも、先ほども町長の答弁がございましたが、新世紀創造祭第1弾の、みなみの桜と菜の花まつりイベントの開催中であって、当該イベントのみに限りますと、二千数百万円余りの予算をもって、南伊豆町、そして観光協会、そしてその下部団体の実行委員会等が主体となり、35日間の大イベントとして行われているところであります。

新世紀創造祭の全予算は、県補助金3,000万円、町負担3,000万円の約6,000万円をもって、観光資源の掘り起こしや、長期的・継続的な回廊ごとの各種観光イベントなど、その資金性格も人集めのための呼び水的な資本投下と解釈されており、効果的な使い道が逆に義務づけられているのであります。

来年度以降、新世紀創造祭関係予算は、県補助金も今年度で打ち切れ、町単独予算、当初予算では千数百万円計上されておりましたんですが、町単独予算のみで運営されることは必定で、初年度の創造祭関係予算執行の効果測定も重要であります。来年度以降を見越して、不足するであろう予算の捻出議論も不可欠であります。さきに財政課題として挙げた観光にかかわる農山漁村地域の活性化にも、財政需要として確保しなければいけませんし、町独自の財政課題を満足させるための諸施策もあわせてとり行うことになるであります。

そこで提案いたしますが、先ほどの1番目の発言者も盛んに言うておりましたが、ふるさと創生資金を効果的、限定的に利用するという面で、基金を一部処分して民間需要の活力につなげるようなお考えはないでしょうか。ふるさと創生基金とは限定しません。財政調整基金とかそういったものも含めてで結構ですが。

そして、ふるさと創生基金条例第1条、目的では、目的に即したものであれば、基金条例

の第7条で処分可能であると記述されております。この提案に対する町執行者の基本的な考え方と、さらに一步踏み込んだ理解をお持ちでしたら、その具体的な考え方を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 前にも述べましたように、厳しい財政状況の中、あるいは恒久的な減税に伴い財源の確保が難しいため、限られた予算の執行上、すべての財政需要の確保は現実的に困難であります。そこで、ご指摘のように、ふるさと創生資金の有効的活用を図ってまいりたいと思います。このふるさと創生資金は、1987年竹下内閣により、すべての自治体に一律1億円の地方交付税を配付したものであります。平成12年3月末現在の積立残高は2億1,600万円ございます。

南伊豆町ふるさと創生基金条例第1条、目的には、観光立町としての基盤確立を目指し、国際交流、親善の推進とふるさとの伝統文化、芸能の開発、承継を図るためとうたっております。さらに第7条、処分では、基金は第1条の目的のため、必要に応じ、その全部または一部を処分することができるとなっております。したがって、議員の皆様のご指導を仰ぎつつ、我が南伊豆町のふるさとの伝統、文化、芸能の開発、承継のため、今後必要に応じ、有効的活用を図ってまいりたいと存じております。

以上です。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

○6番（漆田 修君） ただいま前向きなご答弁を賜りまして、まことにありがたいと思うんですが、基金条例の1条と7条を朗読していただいた結果、それが目的に即したものであれば、当然、議会承認が必要でありましょうが、そういう方向でやっていきたいというような意味で私は解釈いたしました。

確かに、先ほど財政課題のところでも申し上げましたが、基準財政需要というのは、消防費から始まりまして、ずっとパターンが決まっているわけです。それに補正を加えて、基本的なものが予算の枠組というのはできると思うんです。それ以外に、例えば今回のような創生資金の県の補助金は、当然単年度補助ですから来年度はありませんので、呼び水の資金がどうしてもない、捻出する余地がないという場合は、基金がその目的に沿うものであれば、ある程度私は使用してもよろしいのではないかと。それが完全なむだなお金の使い道でなければ、そういった解釈をするものですが、担当の、これは総務課でしょうか、担当はより細かいいろいろなことを承知していると思うんですが、どのように認識しているのか。大まか

ではいいとなりますと、具体的にどういう方面に持っていったら、より効率的な資金の使い道になるのかということもあわせて、できたらご答弁願います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） ふるさと創生資金の使い方でございますけれども、私は、施政方針の中で、プロジェクトチームをつくり、その研究会をとということをやっております。その中で、これからの問題として消化すべきではないかなと。そしてその中に、一村一品運動ではございませんけれども、これを広めて、その中で平等に扱っていききたいと考えております。

○議長（大野良司君） 漆田修君。

○6番（漆田 修君） わかりました。今現在、即答は不可能な状態に置かれておるようですから、即座に答弁は非常に難しかろうとは推測いたします。

来月から地方分権法が施行されて、計画どおりいきますと 475本の法律がありまして、条例改正とかいろいろありますが、それに伴って財政面での対応の仕方、それから議会と行政と、それから住民を巻き込んだ対応、自治対応と申しますか、そういったものを含めて、総合的に図られていくことを要望しながら、時間は早いですが、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 漆田修君の質問を終わります。

◇ 鈴木久香君

○議長（大野良司君） 1番議員、鈴木久香君の質問を許可します。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

○1番（鈴木久香君） それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。趣旨1から2についてまとめて質問させていただきます。

本町の森林面積は約 8,500ヘクタールであり、標高は、最も高いところで青野の馬夫石山で 544.9メートルあります。過去の山林の利用形態は、農家の生産の場であり、憩いの場であり、生活と密接にかかわり合っている場であったわけです。別の表現で言えば里山ということになります。この里山という表現で当町の山林を表現するのが最も適切であると思えます。

現在、この恵まれた里山の自然も、中に入ってみると、人手が入らないことにより森林の健全化が失われてきています。すなわち下草、低灌木が姿を消し、最も勢力の強い樹木が山を覆い、本来の里山の持っていた豊かな多様性が急速に失われてきています。このことは、

山林の公益的機能が損なわれていることを意味します。つまり水田涵養機能が低下し、表土が流出し、ひいては治山機能が低下してまいります。

里山を植生の面から3つに分けてみます。1つは、人工林である杉、ヒノキの林です。総面積の約30%を占めております。この30%の人工林率は県下でも最低であり、言いかえれば、すばらしい天然林が残っているということにもなります。昭和40年代に植林されたものが大半で、間伐の必要な時期になっておりますが、手厚い補助金がありながらも、理想とはほど遠い現状であります。

2つ目は、雑木林と言われる山林で、低湿広葉樹林で、この町にはシイノキが最も適しているように見受けられます。昭和30年代の化石燃料への転換で、まき、炭産業は壊滅状態になりました。樹齢も50年以上の木が多く、プロでないと伐採、片づけができないほどに成長しております。

3つ目は竹林であります。当町の竹林面積は約200ヘクタール余りで、統計上はここ30年面積はふえておりません。平成6年12月の議会において、当時の一条の山本剛議員の一般質問における放任竹林の議事録がここにありますが、実態はますます悪化しております。県においても放任竹林対策事業が実施に移されております。杉、ヒノキ、雑木林、竹林、いずれを見ても明るい話題がないかのように見受けられますが、やり方によってはすばらしい自然に転換するのではないかと私は思います。

例えば杉、ヒノキの間伐促進は、補助金がありながらも、一時、事業費の全額を地主が負担することが足かせとなっております。ここに町独自の間伐促進基金が設定されれば、町の針葉樹林の改善は急速に進展すると確信いたします。

雑木林の新たな資源化として観光的利用があります。今までも豊かな自然を演出するということでの利用でしたが、期間は短いものの、もっと積極的に妻良、子浦の山桜をどのように売っていくのか。また、5月に町内随所にあるシイノキのヤマブキ色に盛り上げる様子をどのように演出するのか。観光に結びつけ、資源化するのか。また、シイノキの大径木は燻煙処理をすることにより付加価値の高い南伊豆独自の商品、建材が開発できるのではないかと。また、竹林についても竹炭が話題になっておりますが、これにあわせ、人工煤竹の開発により、竹材の利用量も大幅に増加するのではないかと私は思います。

里山は、福祉の面から見れば高齢者の生きがいの創造の場、教育の面から見れば情操教育、自然を学ぶ最高のフィールドです。町長の原点に戻る施策の軸を里山に置いてほしいと私は思います。21世紀に向け里山を健全にするための施策をどのように考えているのかお伺いいたします。前の漆田議員の提案にあります、ふるさと創生資金等の活用による、まず専門委

員会の設置を提案いたします。この点についてお伺いいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

貴重なご提言ありがとうございます。里山構想には大変興味を抱いております。南伊豆町の80%以上を占める山林が里山として利用されたとき、観光立町としての新しい南伊豆町の将来が開かれるような気がいたします。

私は過日、南伊豆町漁業協同組合総代会において、森は海を育てるということを漁業者の前で提言いたしました。すばらしい海も、里山が荒廃しては資源を十分に生かすことはできません。また、海だけの観光では南伊豆町の特徴が死んでしまうと思うからであります。海辺、山里の人々が協力してこそ、南伊豆町の将来があると信じております。里山構想はお金だけで解決できるものではなく、専門の技術、情報、幅広い人材の参画が必要と思われれます。そのためには町民の理解が必要であり、プロジェクトチームによる研究、里山構想の復旧に努力してまいりたいと存じております。

以上です。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） 里山を生かすには、今申されたとおり専門の技術、情報が強く求められております。幅広い人材の参画を求め、眠れる資源を生かしていくことが必要ではないかと思えます。また、国、県の補助金、資金についての研究、積極的な導入が望まれます。単なる来訪者を集めたような専門委員会ではなく、着実に里山が生かされるための実践的な組織を期待しております。

もう1点よろしく願いいたします。孟宗竹の統計面積と実態の相違は甚だしいものがあります。伊豆農林事務所の調査では、一条地区の森林簿と航空写真による調査で、統計上50ヘクタール余り、実態は113ヘクタールと2倍以上の面積があったとのこと。孟宗竹の勢力は、ほかの樹木を圧倒して広がる可能性があります。日本に孟宗竹が導入されて300年、南伊豆町に導入されて100年、この間で地域の生態系に大きな影響を与えております。すばらしい資源であると同時に困った資源にもなり得る難物であります。針葉樹林、雑木林に比べて、タケノコの生産といった面で、幸いなことにまだ竹林にかかわる人は残っております。実態は高齢化が進んでいて、急速に従事者が減るのは確実です。人がいる間に適切な対策をとっていくことが、最少の経費で最大の効果を発揮できる方策であろうかと考えます。竹林対策にも本腰を入れていただくことをお願いして、私の質問を終わらせていた

だきます。

○議長（大野良司君） 鈴木久香君の質問を終わります。

◇ 梅 本 和 熙 君

○議長（大野良司君） 4番議員、梅本和熙君の質問を許可します。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） 通告に従い、一般質問をいたします。

私の通告は地方分権と市町村合併についてです。

ここ数年、新聞やテレビ等マスコミに、よく地方分権推進や市町村合併の問題が取り上げられております。つい最近では石原東京都知事が外形標準課税を条例制定するとして、地方分権のあり方等々がいろいろと議論されています。また、市町村合併については、静岡県内では、静岡市と清水市が法定協議会を設置し、議論をしていることはご承知のことと思えます。このほかにも静岡県内で幾つかの合併に関する調査会や研究会がつくられ、効率的な行政運営の方法を模索し始めています。賀茂郡内では河津町と東伊豆町が、両町の町営施設の共同利用を本年4月から始めるとのことで、広域連携の強化を進めています。市町村合併は地方分権を推進するために必要なのか、いろいろと議論のあるところだと思いますが、初めに地方分権ということに対し町長はどのような認識を持っていただけるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 地方分権一括法は、中央集権型システムから地方公共団体の自主性及び自立性を高めるため、国と地方公共団体の関係が上下主従の縦の関係から、対等協力の横の関係に転換することを目指すものであり、自主性、自立性の拡大とともに自己責任の徹底が求められることとなります。また、第2次地方分権へのワンステップととらえております。このため、財政基盤の弱い地方公共団体にとって難しい課題が山積することとなります。

以上、認識しております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 今、町長から説明があったように、地方分権、国と地方の関係を平準化するというか、対等の関係にするということですが、国から見れば、各市町村における個々の地域の実情やニーズに即した行政を推進させると、分権は。そしてまた、行政権限の委任を受ける市町村からすれば、先ほど自己責任と言いましたけれども、自己責任において

市町村の実情やニーズに即した行政を推進する、こういうことだと思いますが、このような中で、今、財政問題が非常に厳しいということも、そういうものがあつた場合、財政問題は非常に厳しいということも町長は答弁していましたが、このようなことに関して町長はどのように、先ほど漆田議員の質問もありましたけれども、財政的な裏づけをどのように考えているか、お答え願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 財政的裏づけということでございますけれども、当面できる問題は、行財政改革推進を行い、人員削減と経常経費の削減に努め、一般的な財源の確保を図るのが第一と考えております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 行財政改革に努めるということですが、この件はまた後で質問いたします。行財政改革だけでは、地方分権の推進が可能かどうかということが本当の問題だったんですけれども、次の質問に移ります。

昨年、先ほどから出ていますけれども、地方分権一括法案が参議院で可決されましたけれども、この地方分権一括法案に対してはいろいろ賛否両論があると思います。それであるけれども、少なくとも知事や市町村長の裁量権が拡大されている。ということは、地方自治体は、また財源問題に入るわけですが、財源が不足の中で、首長の裁量権ばかり拡大されると。そのような状況の中で権限の移譲を受けたときに、町長、今の実情の中で、町民のニーズに合った行政が推進できると、このようにお考えですか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） この問題については、第2次地方分権に配慮しながら、地方分権の推進母体となる役場庁内での職員研修が必要であり、役場内での上下主従の関係から、対等協力の関係を築き、多様化する行政ニーズに対応したいと存じております。また、地域住民参加の町づくりをしなければならないと考えております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 多様化する行政ニーズというのは、今から考えられるのは、いわゆる少子高齢化社会の到来の中で、福祉の問題とか環境問題、ごみ問題や水質浄化の問題とか、いろいろ行政課題が山積している。町長も、ごみの問題は南伊豆町で一番大事な問題だと、このように申されているわけですが、そういう問題に対して、例えば職員がいろいろ

研究するとか対応するとか、そういうことで、地方分権されたときに対応できると思っておられるわけですか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 地方分権の目的は何かということを考えたときに、小さな地方自治体では多分、財政的に対応できない部分が多々出るとおられます。そのときに、機会を与えてその勉強をして、もしそれがだめなら将来的には町村合併という、これは国の施策だと思えますけれども、今のところ、正直言って、今の3割自治においてこの地方分権がいきなり南伊豆町に施行されても、なかなか財政力のない南伊豆町にとって全部が全部できないと考えております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 今、町長から市町村合併という言葉が出ましたけれども、そういうことを施策していかなければならないという答弁があったわけですが、まずもって私もこのことできょう質問しているわけです、合併ということで。そしてその中で、次にまた質問いたしますけれども、こういう状況の中で、非常に厳しい経済状況の中で、今、町長が言われたように3割自治、本当に自主財源がない町であると。こういう中で、先ほども言ったように、多様化する行政ニーズにどういうふうに対応するか。それは合併だと、今、町長は言われましたけれども、ただ合併ということだけではなくて、まだほかに何か方法があるのではないかというお考えはありませんか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 合併は1つの方法ということでございます。その前にも、今言いましたように、行財政改革を推進して、人員削減とか、そして地域住民の参加の町づくり、それが基本になるような気がいたします。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 先ほどから財源問題のことが非常に言われているわけです。そして、自主財源をどのようにつかみ出すかという問題が1つあるわけです。税金という形で財源をつくり出す。東京都なんかは税金という形で、不交付団体なので、つくり出したわけですが、南伊豆町の場合、自主財源が3割、そして、本来の南伊豆町の財源をふやすには何をすればいいのか。先ほどから桜の話とか桜まつりの話とか、いろいろ出ているわけですね。経済を活性化すると。この経済の活性化ということに対して、今回、緊縮財政をとられてい

るようですけれども、町長はどのような形で南伊豆町の経済の活性化を、先ほどからの答弁を聞いて、当然、桜の問題、そして菜の花、そういう観光問題で経済を活性化していくという考えなんでしょうけれども、ほかには町長、何か施策はないですか。観光立町だから観光だけでいきますよと。観光だけで自主財源をふやして、できれば100%の自主財源、不交付団体になると、こういうことが本当に言えるのかどうか。ただ観光だけで考えているのか、ほかには何か町長の考えはないんですか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 伊豆半島の最南端ということ考えたときに、私は、地区懇談会を通じた中で観光立町がベターである、そう考えております。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 町長、観光立町はいいんですよ。当然、町の基幹産業でしょうね。

ただ、観光だけで南伊豆町が今から自主財源をふやしていったら、例えば南伊豆町の町民の行政ニーズに合った行政ができるのか、自主財源をふやすことによって、観光だけで。そして、今まで何十年と観光立町だと言ってきて、自主財源はいまだに10億円程度、本当の意味の自主財源で、税収は10億円程度。これは本当に、今、町でいう約50億円近い1年間の財政需要があると思うんですけれども、そういうものを用意できるのかどうか。観光をやっていくことによって経済が活性化して、税収としてそれが上がっていくのか。

例えば、町長が町長として、南伊豆町のリーダーとしてやっていくとすると、これは非常に難しい質問をしているんですよ。最低限考えたいのは、うちの町は不交付団体になるんだと、財源は十分あるんだと、そういう町づくりを目指していかなければ、町民はいろいろ文句言うのではないですか。その辺のところを町長はどのように考えていますか。

では結構です。非常に難しいと思いますから、具体的にどうこうじゃなくて、町長が南伊豆町のリーダーとして、例えば町政をやっていく上で考えていくということは、何しろ交付税をいただきたいとか、そういう考え方ではなくて、先ほどからも地方分権ということも言っている。地方分権というのは地方が自立していくという、それは施政方針の中でも書いてありましたよね。地方が自己責任で自立していくと。地方が自立するにはどうしても財源が必要だと。そうすると、やはり交付団体から不交付団体になるような努力を、そういう施策を考えていく。いろいろ考えられているとは思いますが。確かに桜まつりについても、それをさらなる大きなものにしていきたいと。その中で経済の活性化を図っていくとか、いろいろ考えられていると思いますけれども、さらにその辺のところをよろしく考えていってもらい

たい。

それで、次は5番目、合併ということが先ほど町長から出てきたわけですが、市町村合併に対する、例えば平成12年度には合併推進要綱が県でも策定されると聞いていますが、下田市や賀茂郡、本町を除く広域町村の首長の人たちの間でどのように合併のことが話し合われているのか。もし話し合われている情報があれば教えていただきたい。また、合併推進要綱、こういうものに対する何か考え方が県の方からあるようでしたら、それを教えていただきたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 合併について、首長間においては具体的にはありませんけれども、県の機関から広域行政推進研究会の案というので来た程度で、そのときに説明を受けた程度で、具体的に首長間においてというのが可能かどうかという話し合いは一切しておりません。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 町長は市町村合併ということはもう当然ご承知のことと思いますけれども、明治の大合併がまずありまして、この明治の大合併のときには、市制とか町村制の施行ということを目標に1,500の市町村に統合されてきたと。これは明治22年ごろの話らしいわけですが、そしてさらに昭和の大合併が行われて、昭和28年から31年の間に約1万市町村が4,000から5,000市町村に縮減された。そして、現在は3,200市町村になっているわけですが、合併ということ、まだ先のことではないかと考えられていると思いますけれども、例えば国の方から方針が出てくると、意外と短い期間に合併が行われている。このようなことをまず町長に認識してもらって、次の質問に移りたいと思います。

市町村合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法は平成17年3月31日までの時限立法であります。町長はこのことについてどのように考えますか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 静岡県市町村行政室発行の「市町村の広域行政の合併を考える」という本に載っておりますけれども、それが平成17年3月31日までの期間に有効期間がなくなっているということはおたっております。しかし、今、私は町長になったばかりで、正直言って町村合併ということをそれほど身近にまだ認識しておりません。そこまではまだ認識しておりません。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番(梅本和照君) 町長、認識していないとちょっとまずいのであって、先ほどから地方分権の問題があるわけですが、地方分権一括法案とか、地方分権の推進ということは、とりもなおさず合併ということを目標にもう既に置いているわけです。地方に権限を移譲するということは、合併がそこにあると。いわゆる財源がないと。先ほどから町長と話しましたけれども、行財政改革の話をしたら、行財政改革を一生懸命やっていると。南伊豆町の中で大体どれぐらいの行財政改革ができるのか私はわかりませんが、その行財政改革をした中で、先ほどから申していますように、南伊豆町の町民の要求に合った行政施策ができるのか。介護保険法とかいろいろ出てくるわけです。その中で本当に広域でやっていかなければならないような状況が生まれてきている。そういうことの中で、17年3月31日、これは財政的にも31日まではいろいろあるわけです、合併することによる特例的な部分がある。そのことを町長にもっと認識していただかないと、南伊豆町が取り残されるのではないかと思うわけです。

それで、現在の県内の状況をもっと詳しく説明しますと、まず県東部では沼津市と三島市、これは3市5町が昨年11月に東部広域都市づくり研究会を発足させています。そして、富士地区では富士市とか富士宮市、芝川町による富士地区広域市町村圏協議会、これは事務レベルでの広域行政調査研究部会を発足させたそうです。それと、県中部では磐田3町村が合併問題等調査研究会を起こして協議進行中だそうです。そして、志太の方では島田市と焼津市など志太5市町村が広域都市連絡協議会を設置して、本年度中に広域行政のあり方につき結論を出す方針だそうです。

それと、榛原8町で一部市町による合併懇談会や議会の研究会、こういうものが行われているそうです。それと、県西部では掛川市など3市13町1村の参加した分権・行革・広域調査会を設置したそうです。

まだあるんですよ。それで、浜松市等の22市町村では、静岡経済同友会の浜松協議会が政令指定都市検討会議の早期発足を提言したそうです。それと、先ほど言った静岡市と清水市の合併問題、もうこれはすでに法定協議会を設置して協議している。賀茂郡では先ほど言ったように、東伊豆町と河津町が町施設の相互利用をしながら連携を深めている。

そして、全国的には、法定協議会を設置したのが16地域、任意協議会を設置したのが4地域、そして、住民発意による直接手続が進行中なのが5地域、自治体の研究会などが40地域、こんな状況で、既に合併に対しては全国的に、全然認識ではなくて、全国的に考えられている、進んできている、そういう状況の中にあるわけですから、町長の認識がないというのはちょっと困るわけで、認識がなければ、答弁をというわけにもいかないから、こういう状況の

中にあるということで、ぜひ合併に関する、広域行政でもいいです、そういう意味の調査研究を進めていかれた方が、今後の南伊豆町のためではないかなと思うわけです。

それは、先ほどから言われているように、南伊豆町というのは財源のない町だと。そういう中でどうしても交付税に頼らざるを得ない。その中で、先ほど町長も認識していたようですけれども、国が言えばそういう方向に行かざるを得ないだろうと、合併とか。そういう方向だと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それで、余り認識がないというところで、次の質問も非常に難しいと思うんですけれども、効率的な行政を推進するためには、最低限で人口が10万人ぐらいということはよく言われるわけです。そして、行政区域というのは1日で行動できる範囲、現在は自家用車だから、自家用車で行動する範囲、これが大体1日で行動できる範囲だと思いますけれども、そういう範囲の中で考えたとき、町長は、地域とか人口を含めて、どの程度の範囲が合併の条件にいいのかと考えられますか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 広域行政推進研究会の意見として私が聞いたことを発表させていただきます。

第1段階として、南伊豆町、下田市、これは経済流通が盛んでございます。そういうことで第1段階ではないかと、そういう案でございます。それから、第2段階として南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町。そして、第3段階として賀茂郡ということで、広域行政推進研究会の方は発表しております。

以上です。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 町長の方で先ほどから合併に対する認識というのはまだ薄いということで、町長になったばかりで、合併ということについてはまだ考えていないということだから、それはそれで結構ですけれども、先ほど言ったように、合併の1つの基準としての範囲というのは、住民が1日で行動できる範囲、明治で言えば徒歩、昭和で言えば自転車、そして現在は自動車という範囲だと思うんですけれども、これは認識としてとっていただきたいんですけれども、下田市と賀茂郡の総人口で大体8万4,000人ぐらいです。本当の目標とする効率的な行政とかそういうことを推進するためには、人数がちょっと足りないのではないかという感じがして、できれば伊東市まで含めてというような議論も出てくると。そういう状況の中で、できれば今後また町長と合併に関する議論をしていきたい。ぜひその辺ところ

を研究しておいてもらいたい、合併に関する。そして、本当は最後に合併に対する町長の考えを聞きたかったんですけども、この件は結構です。

それで、先ほどから話していますように、南伊豆町の財政状況の厳しさというのは、先ほどいろいろな議員からも出ているわけで、そういう財政状況の厳しい中で、どのような行政サービスをしていくかということ考えた場合に、合併とか広域行政を早急に研究していくということが必要ではないか。南伊豆町は独自に進むと、合併しないで南伊豆町として独自に行政をしていくんだと、住民本位の政治をしていくんだと言われる場合、本来、先ほど言いましたように自主財源が100%、もう国に頼らなくていいですよと。南伊豆町は経済も活性化して十分財政が上がっていきますと、そのような状況の中でしかそういう物が言えないような状況になってきているのも確かだと思います。

ただ、合併というのは財源の問題だけではないとは思いますが、早急にそういう結論を出すのもあれでしょうけれども、町長の認識の中で、今後、合併の問題も大事な問題だと。ごみの問題、合併の問題、そして水道の問題。ごみと水道の問題は、町長は南伊豆町の最重要課題だと言われてますし、それにさらに合併、広域行政という、そういう問題も加えていただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩をいたします。

（午後 2時02分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 2時10分）

◇ 渡 辺 嘉 郎 君

○議長（大野良司君） 8番議員、渡辺嘉郎君の質問を許可します。

〔8番 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） 通告に従って一般質問をさせていただきます。

静岡県立高等学校再編整備について、夕べもテレビ報道で議会中この問題を取り上げてやっておりましたけれども、第1として、下田北校と下田南校の統合、また下田南校南伊豆分校の選択検討等の経過と今後の取り組み方についてお伺いをしたいと思います。

県立下田南校南伊豆分校は、平成10年度に創立50周年を迎えたことは記憶に新しいところ

でございますが、同南伊豆分校は、敗戦後間もなく混乱のときに、混乱と疲弊の中で、新制中学もままならない村々に、先見者の教育に対する情熱と先見性により、下田第2高等学校に南中村外5カ村組合立分校として昭和23年に産声を上げました。同年9月13日、南中小中学校の一部を借りて開校式と第1回の入学式を挙行されました。普通科、農業科を経て、昭和38年から園芸科として後期中等教育の拡充整備の一翼を担い、時代の要求にこたえる農業高等学校として、県下唯一の分校として、特色のある校風を整え、また最近では野球部も創設しております。県内外の注目を浴びております。

特に、賀茂地区における農業の発表交流の場となって、農芸祭は、隣接している現農業試験場南伊豆分場と共催して行われておりますが、農家として着実に実績を上げている卒業生や一般の方々の参加は、分校が地域とともに存続をしていることを印象づけ、中でもマーガレット、ユリ、カーネーション等々の伊豆を代表する草花が一堂に会する光景は、実に見事であり、南伊豆町賞を初め13種の特別賞が授与され、出品する方々の関心も高く、慈しみ育てられた作品に触れ、展示する生徒の表情は非常に明るいものがあります。

また、あの美しいユウスゲの花の苗を奥石廊に植えたのも、地域に根差した教育の一環であり、7,000本の苗は、年々、幻想的で清楚な花を開くことになるであります。

また、農業クラブ活動としての研究発表では、連続9年間、昨今も新聞に載っておりますけれども、県下農業高校の優秀校として輝き、さらに生徒、保護者、教職員が一体となって自家の田畑で行う農業教育、ホームプロジェクトは、生徒の想像力の育成や家庭の連携等の面でも意義深く、農業の基礎的学習を通して農業及び地域社会の発展に寄与する幅広い職業人の育成に努めているものと確信しておりますが、先人たちのご苦勞と地域社会に果たした役割、特に南伊豆町が果たした役割について、ご所見を伺いたいのであります。

次に、私たち議会は、地域の高校をなくすということは、教育の機会均等という点からも、過疎地域等の活性化のためにも、極めて重要であることを認識し、平成11年3月19日の定例議会最終日に、現議長の大野良司議員が提出者となり、地域の高校を残すことを求める意見書が全員賛成のもと採択され、関係省庁に地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出した経過がございます。

そのような成果の中で、県教育委員会は、過疎法による過疎地域の学校は弾力的に対応するとの見解を示したので安心していましたところ、2月23日、開会中の県議会2月定例会本会議の冒頭、施政方針で、県立高校再編整備統合などを含む県立高校長期計画として県側の考えを石川知事が公表いたしました。翌日新聞報道があったのでご承知のとおりと思いますが、南伊豆分校も含めた再編計画について、県教育委員会は、分校の扱いは現状ではどうな

るかわからない、今後研究していくことになるだろうとコメントしております。

削減対象となった5地区からは、さまざまな思いが聞かれて、現状のままでよいとする意見はなかったようでございますが、母校の存続を願う声は、そのまま高校が地域社会に果たしてきた役割と歴史、伝統の重さの裏返しでもあったと報じております。伊豆新聞には「賀茂地域に衝撃走る」の見出しで、関係者や卒業生のコメントを記載しておりました。中でも当町の岩田町長は、特別な驚きはないとコメントしておりましたが、驚かない理由は何を根拠にそう思ったのか、お伺いをしたいと思います。

次に、平成11年10月12日に、町長と収入役、それに水道課長の3人で、県庁へ陳情あるいはご相談にお伺いしたのでしょうか。その日、県教育次長と高等学校教育課長と再編整備について、特に分校の問題について話し合いがなされたのではないのでしょうか。その協議の内容について事実であれば、内容を明らかにしていただきたいと思います。

最後に、町長のコメントは、ただし、南伊豆分校がなくなるというのであれば、地域の活力にかかわる問題であり黙っているわけにはいかない、議会と相談をし、住民の意見を聞きながら、存続を強く働きかけたいとの力強いコメント表明していただきました。河野下田南高校長も、統合は必要、しかし分校は何らかの形で残してもらいたいと、分校に対する力強い思いが感じられました。今後、南伊豆町としてどのような注文と存続に対する運動を推進していくのか、町当局の的確なご答弁を期待し、私の一般質問を終わりたいと思います。ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 南伊豆分校は平成10年に創立50周年を迎えたと聞いております。分校に関して私の知っております知識だけでも、この50年余の歩みの中で、教職員を初め地域の人々がどれほどの努力を重ね、今日の分校を築いてこられたか十分理解しているところであります。

昭和23年、南賀6カ村組合分校として産声を上げて以来、全日制、普通科から農業科、園芸科へと学校機構も教育内容も年々変化し、充実していきました。これも1,900名を超える同窓生やPTA会員の方々の力強い支えがあったらこそと考えております。教育活動の成果も顕著でありまして、生徒諸君の農業に関する研究発表は、毎年県大会で優秀な成績を上げていると聞いております。

また、地域に根差した教育も活発でありまして、南伊豆分校ならではの活動が数多く見られます。一例ですが、奥石廊崎のユウスゲの里づくりや、青野川堤防の環境保全活動など、地

域活動に積極的に参加をし、高く評価されております。こうした南伊豆分校の特色ある教育は、あすの郷土を担う有能な人材を育成するとともに、本町の教育文化の発展向上に多大な貢献をしているものと認識しているところでございます。

第2点目について、南校との協議はしたかということでございますけれども、平成12年度、ご指摘のとおり、収入役、水道課長と南伊豆町の水道事業、観光事業の予算要求で県庁に回っておりました。そのときに県教育次長より、寄ってこないかということ承りました。その中で次長の説明で、静岡県立高等学校長期計画を策定中であり、平成12年度に発表したい旨の意思表示を受け、概要の説明を受けたわけです。

私たちがいいとか悪いとか、そういうことではなくて、平成11年11月11日に県の高等学校長期計画策定委員会が最終報告をしておりますけれども、その前に、そういう経過があるということを報告を受けただけで、私たちは討議はしておりません。その説明を受けただけであります。

そして、2月23日に県知事が県議会で明らかにしました静岡県立高等学校長期計画の内容は、下田北校と下田南校を統合し、新しい構想の高等学校に再編成する等、県内で5校を削減するという大改革であります。このことの詳細は次のようになっております。

下田南校普通科、商業科、農業科、分校及び下田北校普通科、理数科については、生徒数の減少に伴い、将来、いずれもが4学級以下になることが見込まれることを踏まえ、両校の特性を生かしつつ、よりよい教育条件の整備確立を図るため、発展的に普通科単位制や総合学科単位制等を有する1つの新構想高等学校に再編成するものとなっております。当然、分校も再編成計画の中に含まれております。また、再編成の時期的な目安としては、平成22年を目安としております。

この計画がつくられ、公にされた経過ですが、平成11年11月11日に県の高等学校長期計画検討委員会が最終報告を県教委に提出し、これを受けて県教委が静岡県立高等学校長期計画を策定し、平成12年2月23日に発表したという経緯があります。

今後の取り組みについてであります。本町としましては、新構想の高等学校が、これまで下田北高校、下田南高校が果たしてきた役割を引き継ぐと同時に、21世紀の伊豆地域の教育の望ましいあり方を展望した高校に再編成されるよう、町議会、関係市町村及び教育委員会、賀茂地区校長会と連絡をとりながら、要望活動をしてまいりたいと考えております。また、分校の存続は町の教育条件整備の上からも極めて重要であるとの認識に立って、分校の歴史と専門分野の機能が引き続き生かされるよう、教育委員会や校長会等と連携し、努力をしまいる所存であります。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 大変明確なご答弁をありがとうございます。

しかし、平成11年3月19日に、我々は、県の方あるいは国の方に意見書として提出しているわけでございます。

それから、町長の答弁の中にもありましたけれども、平成11年10月12日に町長と収入役と水道課長の3人で水道事業についての陳情に行ったところ、こういうお話がありましたよということを私も理解するところでございますけれども、そのときに、町長の方から具体的な説明が今なかったんですけれども、具体的にはどういうお話があったのか、その辺をちょっとだけ、その中の記憶の中でお話をいただければなというふうに思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 話の中で、要するに少子化で平成22年度には生徒数が減少すると、そういうことで2校を1校ということ、そういう話が進んでいるということです。私は、そのとき分校だけということでしたら、その場でも何とかということをおっしゃるかとは思ったんですけれども、2校から1校ということをお聞きしたときに、財政面を考え、それでは、県の味方ではありませんけれども、2校を1校という概要説明でしたもので、それが南校の分校を廃止ということでしたら、ちょっとということで口をはさまなければいけないかなという、3月定例会のこともありましたもので、それは認識しておりましたけれども、そういうことではなくて、ともかくこれは郡全体、町だけではなくて、下田市を含めた中で検討すべき問題と考え、概要説明だけを承ったと、そういうことでございます。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） それでは、そのときには分校のお話はなかったということですね、一切。それで、町長の方も分校の話がなかったから、話をしてこなかったということですね。

県の方針が、我々も理解できるところは、今の世の中、少子化の中でもって、下田南校あるいは下田北校を統合するということは、私たちも理解をしなければいけないところかとは、これは私自身、認識しておるわけです。しかし、いろいろな地域の地域柄もありますし、通学費等の問題、いろいろな問題の中でもって、どうしてもここの分校に通いたいという、この南伊豆町の中にも随分そういう人たちもおろうかと思えます。ですから、今後、どんなことをしても町として、この分校は何らかの形で何としても存続をして残していただきたいという気持ちでいっぱいわけでございます。

しかし、観光立町という中で、農業高校一つで人を集めるのは無理だったら、観光立町と

いう形で、この伊豆半島の中に、例えばの話ですけれども、観光科という科があってもいいのではなからうかなというふうに私は考えるところでございます。方法はいろいろございませけれども、そういったものをもっともっと全員協議会の中にご相談をさせていただいて、そういう中をもって検討し、そしてまた県との対応をしていただきたいという要望をして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 渡辺嘉郎君の質問を終わります。

◇ 齋 藤 要 君

○議長（大野良司君） 7番議員、齋藤要君の質問を許可します。

〔7番 齋藤 要君登壇〕

○7番（齋藤 要君） それでは、通告に従いまして一般廃棄物最終処分場の建設について質問をいたします。

ごみ問題につきましては、全国的に非常に多くの問題が提起をされておりますが、人体にとり有害物質であるダイオキシンの問題等を含む地球環境の問題であります。ごみ問題については、町長は昨年12月定例町議会で、行政報告で、上水道の石綿管の布設がえとごみ問題が町政の最重要課題だと述べております。そこでご質問いたしますが、南伊豆町の最終処分場は、現在青野地区にありますが、その契約期限は平成14年で、あと3年ということですが、容量的には青野最終処分場は平成16年ごろまで使用可能と聞いたことがあります。この点、町長はどのように考えておりますか。青野地区の同意を得て使用可能な限り使用するのか、それとも契約期限までに新処分場を建設し、一般廃棄物を処理するつもりか、お聞かせを願いたい。

町当局は青野地区との契約更新を希望しても、契約の更新を拒否された場合、あと3年の間に新処分場を建設しなければなりません。昨年9月定例町議会において、前菊池町長が選定した加納地区への建設について、地区の賛同を得ることができなかった等の経過を踏まえ、断念することの答弁をいたしました。時間的なことを考えた場合に、場所の選定や建設の時間等をそろそろ明確にしなければならない時期に来ていると考えますが、この点、町長の考えをお聞かせ願いたい。

町長は、ごみ問題は町政の最重要課題であると、昨年12月の定例町議会でも行政報告で述べられたことは、先ほども私が申し上げましたが、最重要課題であるこの問題に対し、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 最終処分場の件でございますけれども、平成7年8月に一般廃棄物処理基本計画がつくられてございます。その中に、最終処分場の整備期間として、整備計画は平成9年度、そして供用開始が平成10年度ということになっております。しかし、今ご指摘のとおり、平成9年8月1日で加納と二条の接する土地が候補になったわけでございますけれども、二条地区には正式に断念という文書、また、加納地区では含みを残した中で、二条と接する候補地については断念するというような文面が届いております。私も、迷惑施設については全町的に考えなければいけないのではないかと、そう考えております。もし加納地区に適当な場所があったらならば、地元で協力を求め、進めなければいけないのではないかと考えております。

また、今、平成16年度までということで、町政にとっては本当にうれしい。それがもし本当でしたならば、最初の計画で少なくとも平成9年から12年かかる、このような大きな事業でございます。私がことしからかかったとしても最低でも3年、4年かかる事業でございます。それを踏まえたときに、まずお願いしなければならないのは、もし計画どおりいかなかった場合、お願いしなければならないのは、青野地区の延命だと私は考えております。

そういう中で、今、うれしいと言ったのは、私は14年というのが念頭にありました。もしそれが2年間延びる可能性があるならば、前任者がつくった、少なくとも最低でも3年は必要だよという計画を踏襲しつつ、役場内でも3役、総務課、清掃課、企画調整、また建設、農林各課を踏まえた中で、候補地の検討を行い、議員皆様の協力を得られるならば、新しい最終処分場が可能ではないかと考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） 斎藤要君。

○7番（斎藤 要君） いずれにいたしましても、この問題は避けて通れない問題でございますので、大変だと思っておりますけれども、脱焼却という考え方も出ています。これを燃やさないということですが、それを踏まえながら、あらゆる方法で慎重に検討を重ねていただいて、よい方向へとお願いをしたいと思います。

次に、ごみの分別収集についての説明会についてお尋ねをいたします。

ごみに関しては、分ければ資源、混ぜればごみと、よく言われております。しかしながら、南伊豆町では中木地区、石廊崎地区で透明ごみ袋を試験導入し、分別収集しながら、実践できいないようでございますが、昨年11月の定例町議会の一般質問に対して、再資源化率、ごみの原料化率のデータ等も蓄積もないとの答弁でしたが、このようなことで、当局は地区別

にごみの分別収集の説明会を開いても、十分な説明ができるのかできないのか。十分な目的の設定もなく、甘い考えでごみの分別収集をしますと、中木地区や石廊崎地区のように住民に負担をかけるだけで、効果がないような気がして心配でございます。ちなみに、松崎町は約1カ月間の説明会を行い、4月1日より9種類分別を行うそうでございますが、聞いたところによりますと、いろいろ大変だったようでございます。まず当局の分別収集に関する目的や考え方をお聞かせ願いたいと。

それから、ごみの分別収集についての説明会について、時期や場所等を決定しておれば、具体的なご説明をお願いいたします。

横嶋議員のときにちょっとお答えもありましたので、簡単で結構ですから、よろしく願いたいいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） このことにつきましては、新年度において容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画を策定いたします。横嶋議員のところでも申しましたけれども、平成12年度予算計上してございます。

以上です。

○議長（大野良司君） 斎藤要君。

○7番（斎藤 要君） 簡単であります。結構でございます。

最後に、説明会の方はどうですか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） その件につきましては課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 清掃課長。

○清掃課長（藤原伊勢夫君） 今のことでございますけれども、分別収集の計画の策定ができてから、全町透明袋化を検討いたしますので、それにあわせて分別収集したいと思います。したがって、説明会は12年度に行います。

○議長（大野良司君） 斎藤要君。

○7番（斎藤 要君） わかりました。よろしく願いをいたします。

最後に、ごみ問題は、何度も申しますように、住民にとって非常に重要な問題でございます。町長初め当局は真剣に問題の解決に当たっていただきたいと思いますが、ごみ問題の先進地を目指してやるぐらいの心意気で事に当たっていただくことをお願いいたしまして、私

の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 斎藤要君の質問を終わります。

◇ 谷川次重君

○議長（大野良司君） 2番議員、谷川次重君の質問を許可します。

〔2番 谷川次重君登壇〕

○2番（谷川次重君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、平成12年度の予算についてであります。岩田町長になりまして1年、いよいよ本格的な岩田町政が推し進められることと思います。その思いを、その姿勢を織り込んだ予算書であると思います。そこで、この予算書に秘められた町長の町政へ取り組む姿勢、心を伺いたいと思う次第です。ただ、時間の関係もありますので、次の4点についてお尋ねいたします。

1つ目は、先ほど石井議員からも出されましたので、同じですからカットされても結構ありますが、2月の全員協議会の折に、地区懇談会の要望事項等による施策の選択、事業の重点化の推進とありましたが、この施策の選択、事業の重点化とは何か、具体的にお教え願いたいと思います。

2つ目は、観光への取り組み方です。本年の菜の花と桜まつり、商工観光課長を初め関係者のご努力により、大変大勢のお客さんでうれしく思っている次第ですが、これをてことして、次へどう連動させるお考えか。例えば河津は桜、ショウブ、そしてバラという花をテーマに町づくりを進めているみたいですが、南伊豆町は何を目玉にされるのか等を踏まえて、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

3つ目には、年々ますますふえていくでありましょう少子高齢化の問題にどう取り組まれるお考えか、お教え願いたいと思います。

4つ目に、土木の点ですが、今、全国的に、都道府県の2000年度の一般会計当初予算案に盛り込まれた地方単独公共事業の総額は、99年度当初に比べて12.6%と大幅に減っていると、こう言われております。その中で、この南伊豆町の土木費がふえているということで、私は大変うれしく思っているんですが、ここに町長の何らかの思いがあるのではないかと感じられますので、この点お聞かせ願いたいと思います。

あわせて、通告にはうたっておりませんが、関連質問ということでお答え願えたらと思うのでありますが、同じように町の基幹産業であります農林水産業費は、反対に21.1%というふうに変化しているんですが、その理由もお聞かせ願いたいと思いますので、

よろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 施設の選択、事業の重点化ということでございますけれども、予算編成方針でも述べさせていただきましたが、厳しい財政状況を踏まえた国・県の予算編成の動向に十分留意しながら、地区懇談会の要望事項等も踏まえ、町民福祉及び生活環境の向上と町の活性化に向けて的確な予算編成をしたところであります。

具体的に言うならば、先ほど述べました過疎バスの維持対策、下水道事業の推進、自然まっりの推進、水道事業の石綿管布設がえ工事、焼却施設の補充等を計上してございます。

観光立町の取り組み方でございますけれども、本町の産業構造は観光を主幹とする観光立町であり、観光関連の就労が4割、また、町を支える税収も同様であり、観光の活性化を図り、皆様に訪れていただくと同時に、雇用の場を創出し、収益を上げていただく。このように町づくりの原点は観光振興であり、このためには各種産業と連携し、支え合い、これを目的とした産業振興が必要不可欠であります。

このような中で、12年度の予算内容は、観光費の総額2億6,205万7,000円、前年対比309万円減ですが、観光施設整備工事、ユウスゲ公園完了による縮小が原因であり、活性化対策の観光事業である広告宣伝費、伊豆新世紀創造祭、自然まつり、桜と菜の花まつり、観光協会補助金等は予定どおりの予算交付を行いましたので、観光振興を図る所存であります。

少子高齢化の取り組みについてでございますけれども、ご質問の少子化対策に関する平成12年度当初予算案については、南伊豆町一時保育事業実施要綱を定め、平成12年4月1日より差田保育所において実施すべく、保育士の配置や臨時保育士の雇い上げの予算案を提案させていただきます。

また、高齢化への対策といたしまして、検診事業として基本検診及び各種検診を実施する中で、その結果により事後指導を行い、さらに8020運動や歯の健康指導、ヘルスアップ教室、地域参加型機能訓練として、ひまわりの会やひだまりの会など、虚弱、痴呆老人に対し社会参加の促進と、寝たきり・痴呆の進行を防止するとともに、地域ボランティアの育成を図る事業展開のほか、社会福祉協議会等と連携を図り、情報の交換やサービス調整を行う予算案を提案させていただきます。

また、土木費がふえているというのは、平成11年度予算は首長交代期のため、政策的経費としてとらえ、骨格予算編成であったため土木費が増額となりました。6月議会で5,311万1,000円増額の補正を行いました。平成12年度当初予算において前年対比2,751万6,000円

の増となっておりますが、主な原因として、7款5項1目都市計画費の公共下水道事業特別会計繰出金1億8,307万8,000円、前年対比6,638万7,000円の増が主なものであります。

後段については農林水産課長より説明させます。

以上です。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは、農林水産業費の関係についてご説明したいと思います。

平成12年度は2億2,700万円でございますか、11年度は2億8,300万円、6,000万円ほどの減額になっております。その大きな理由は水産業費でございます。その中の漁港建設費の中の三坂漁港でございますが、入間地区の改修事業で、それは私たち町と県と国とという関連になるわけですが、公共事業の圧縮という面で、一時、休止してくれという話もあったわけです。そんな中で1億円ほど要求していたわけですが、そんな中から、前年度6,600万円に対し、本年度は2,400万円、4,200万円の減です。そういうために、対前年比で言いますと6,000万円余ります。さらに、11年度の話なんですけれども、妻良沖へと伊勢エビ漁礁を設置されたわけですが、これは県営事業でやったわけですが、1億2,800万円の要望に対しまして、1億6,000万円の事業費となり町の負担金が8%、1,200万円。

さらに、もう一つ妻良なんです、水産業の共同施設事業として、漁協が施行主体になるわけですが、そういう支出、合わせて6,000万円余り減ったというのが原因でございます。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） あとは、後の委員会で細かくまた質問させていただきたいと思いで、次に移らせていただきます。

フレックスタイムとうたいましたが、時差出勤と言うべきかもしれませんけれども、とにかく工夫をして、行政サービスの時間を長くしてもらいたいということでありまして、1枚の書類をもらうために半日あるいは1日休まなくてはならない、せめて夕方6時ごろまであいていたらという声をよく聞くのでありますし、また、先日、静岡新聞の行政サービス見直しという、図書館は夜も開いてというのがありまして、その中に、図書館の閉館は5時までが多いと。しかし、税を納めている大多数の人にとって、図書館の開館時間はみずからの働くべき時間であり、仕事を終えて駆けつけてきても図書館は開いていない、納税者に行政サービスが還元されていない云々、今、こういった矛盾を比較し、開館時間に工夫をした図書館が徐々に始めている云々、行政サービスの長時間化は時代の要請であるということはある

ました。この問題、時差出勤で行政サービスというこの問題を町長さん、どうお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） フレックスタイムの導入につきましては、静岡県の74市町村がいまだ未実施でございます、一番の問題は公印管理であり、導入については今後の検討課題とさせていただきますと思います。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） 実はこの問題、私は、近ごろ役場に来るたびに、職員の皆さんが大変一生懸命仕事に取り組んでいるなということを感じております。また、菜の花と桜まつりにもボランティアで1日一生懸命頑張っている姿も見られましたし、あの2月20日のイズノスケ音頭のイベントの際には、残念ながらあいにくの雨でありましたけれども、あの冷たい雨の中、真剣に車の整理に、対応にと頑張る職員の姿に感動しました。

また、この前は、休日なのに汗をかき飛び回っている職員に「忙しいですね」というふう
に声をかけましたところ、こここのところ休みもありません、しかし何とかこの事業を軌道に乗せたいと思いますので苦にもなりませんと、こう答え、この返事にびっくりした思いもいたしました。

実はこの問題も、南伊豆町の職員の懇談の折、こうしたらもっと行政サービスができるのではないかと考えていますという職員から出てきたことでありまして、いろいろな問題はあ
るかと思いますが、町長が強いリーダーシップを発揮しまして、このすばらしい職員の皆さんと知恵を出し合って、周りの関係行政機関にも呼びかけて、一日も早く実行に移していただきたい、こう期待する次第であります、いかがでしょうか。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） ありがとうございます。私にとって職員をほめていただくのが一番の宝でございます。また、これから前向きに検討させていただきます。ありがとうございます。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） 前向きに検討させていただくということで、実はきょうも大変すごい風が吹いておりまして、この風がお金になったらなというように、先ほどから聞いておったんですが、そういうわけで、昨年12月に引き続きまして風力発電について質問させていた

できます。その後の風況状況、そしてまたそれを踏まえて、今後どういうふうはこの風力発電について取り組まれるか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） その後の風況調査につきまして、平成11年10月よりデータの収集を開始したところであります。静岡県企業局のデータによりますと、平成11年10月より12月までの3カ月分のものですが、10月が最高観測値20メートルで、平均風速4.08メートル、11月が3.88メートル、12月が6.02メートルとなっております。商業ベースでの評価基準値平均風速は5メートル以上となっておりますので、10月、11月は若干風速の不足がありますが、風向きの一定性を加味した風の質については、県下で同様の風況調査を進めています御前崎、浜松と比較した場合は、南伊豆町が一番有望とのこととあります。平成11年は全国的に風速は弱かった特異の年でありましたので、今後は石廊崎測候所のデータを参考にしながら、引き続き平成12年10月まで風況調査を実施する予定であります。

また、今後の取り組み方でありませけれども、国の財政が厳しい中での新エネルギー関係予算は、平成11年度 875億円、12年度から 925億円と伸びております。環境問題への積極的な対応の観点から、風力、太陽光発電等も新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進しております。本町におきましても、現在行われております静岡県企業局の風況調査の結果を踏まえ、企業局などの動向を見据えながら、NEDOや静岡県企画部エネルギー対策室と連携を密にしながら、クリーンエネルギーを念頭に置いた地域振興を考えながら、導入を検討する所存であります。

○議長（大野良司君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） ある民間の風力発電のコンサルに言わせますと、現在も20メートルの高さでこれぐらいの風が出ていれば、70メートル上の風では絶対間違いのない、こういうふうに言い切っておりますし、先ほど梅本議員の質問の中で自主財源ということが大変言われておりましたけれども、風力発電を持ちますと、そういう意味で大変助かるかと思っておりますので、どうかこの問題、風況調査とあわせながら、今、町長が検討しているということですので、前向きに、また真剣に取り組んでいただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大野良司君） 谷川次重君の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

明日10日より12日まで町内行事等が予定されておりますので、休会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 藤 原 栄

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

平成12年南伊豆町議会 3月定例会

(第2日 3月13日)

平成12年3月南伊豆町議会定例会

議事日程（第2日）

平成12年3月13日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第 4号 南伊豆町南崎財産区管理会委員の選任について
議第 5号 南伊豆町南崎財産区委員会委員の選任について
議第 6号 南伊豆町南崎財産区委員会委員の選任について
議第 7号 南伊豆町南崎財産区委員会委員の選任について
議第 8号 南伊豆町南崎財産区委員会委員の選任について
議第 9号 南伊豆町南崎財産区委員会委員の選任について
議第10号 南伊豆町南崎財産区委員会委員の選任について
- 日程第 3 議第11号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
議第12号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
議第13号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
議第14号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
議第15号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
議第16号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
議第17号 南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第 4 議第18号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第19号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第20号 南伊豆町ホームヘルプサービス手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第21号 南伊豆郷土館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第22号 南伊豆町立小、中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第23号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第24号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第11 議第25号 伊豆つくし学園組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第12 議第26号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第13 議第27号 南伊豆町表彰条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第28号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 日程第15 議第29号 南伊豆町手数料条例制定について
- 日程第16 議第30号 南伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例制定について
- 日程第17 議第31号 南伊豆町都市計画審議会条例制定について
- 日程第18 発議第1号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第19 発議第2号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議第32号 南伊豆町介護保険介護給付費支払準備基金条例制定について
- 日程第21 議第33号 南伊豆町介護保険円滑導入基金条例制定について
- 日程第22 議第34号 南伊豆町介護保険条例制定について
- 日程第23 議第35号 平成11年度南伊豆町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第24 議第36号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第25 議第37号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第26 議第38号 平成11年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算(第2号)
- 日程第27 議第39号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第28 議第40号 平成11年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
14番	大野良司君	15番	渡辺守男君

欠席議員（1名）

13番 小澤東洋治君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	外岡捷美君	企画調整課長	渡辺修治君
住民課長	渡辺正君	税務課長	碓井大昭君
健康課長	飯泉誠君	農林水産課長	内山力男君
建設課長	小島徳三君	商工観光課長	土屋忠儀君
清掃課長	藤原伊勢夫君	水道課長	鈴木勇君
教育委員会事務局長	土屋敬君	会計課長	池野徹君
福祉課長	楠千代吉君	下水道課長	勝田悟君
行財政主幹	外岡茂徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田中秀明 係長 松本恒明

◎開議宣告

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第2日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 議事録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

11番議員 藤原 栄 君

12番議員 横嶋 隆二 君

◎議第4号～議第10号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第4号より第10号までの7議案、南伊豆町南崎財産区管理委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第4号の提案理由を申し上げます。

財産区管理委員会は、地方自治法及び財産区管理条例の規定に基づき、財産区の管理運営をいたすものでございます。南崎財産区管理委員会委員の任期が平成12年3月31日をもって満了となります。つきましては、南崎財産区の管理運営に精通しております、下流51番地、鈴木濱太郎氏を管理委員として選任したくご提案申し上げます。

以下、第5号の提案理由を申し上げます。本案も前号議案同様、下流67番地、平山重規氏を管理委員会委員として選任したくご提案申し上げます。

議第6号の提案理由を申し上げます。本案も前号議案同様、下流502番地、谷輝昭氏を管

理会委員として選任したくご提案申し上げます。

議第7号の提案理由を申し上げます。本案も前号議案同様、石廊崎49番地、小沢忠次郎氏を管理会委員として選任したくご提案申し上げます。

議第8号の提案理由を申し上げます。本案も前号議案同様、石廊崎25番地、鈴木康史氏を管理会委員として選任したくご提案申し上げます。

議第9号の提案理由を申し上げます。本案も前号議案同様、大瀬311番地、渡辺善一氏を管理会委員として選任したくご提案申し上げます。

議第10号の提案理由を申し上げます。本案も前号議案同様、大瀬213番地の1、黒田吉郎氏を管理会委員として選任したくご提案申し上げます。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者ありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第4号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第5号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第5号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第6号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第6号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第7号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第7号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第8号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第8号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第9号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第9号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第10号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第10号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎議第11号～議第17号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第11号より議第17号までの7議案、南伊豆町三坂財産区管理会委員の選任についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第11号の提案理由を申し上げます。

財産区管理会委員は、地方自治法及び財産区管理会条例の規定に基づき、財産区の管理運営をいたすものでございます。三坂財産区管理会委員の任期が平成12年3月31日をもって満了となります。つきましては、三坂財産区の管理運営に精通しております、一色 175番地の2、鈴木元司氏を管理会委員として選任したくご提案申し上げます。

以下、議第12号の提案理由を申し上げます。本案も前号議案同様、蝶ヶ野 236番地の1、土屋眞澄氏を管理会委員として選任したくご提案申し上げます。

議第13号の提案理由を申し上げます。本案も前号議案同様、入間57番地、外岡芳樹氏を管理会委員として選任したくご提案申し上げます。

議第14号の提案理由を申し上げます。本案も前号議案同様、入間 926番地、山本昇氏を管理会委員として選任したくご提案申し上げます。

議第15号の提案理由を申し上げます。本案も前号議案同様、入間 965番地、萩原孫氏を管理会委員として選任したくご提案申し上げます。

議第16号の提案理由を申し上げます。本案も前号議案同様、入間1250番地、渡辺行洋氏を管理会委員として選任したくご提案申し上げます。

議第17号の提案理由を申し上げます。本案も前号議案同様、入間1557番地、山口信一氏を管理会委員として選任したくご提案申し上げます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第11号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第11号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第12号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第12号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第13号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第13号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第14号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第14号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第15号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第15号は原案どおり同意することに決定いたしました。

採決いたします。

議第16号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第16号は原案どおり同意することに決定いたしました。
採決いたします。

議第17号は原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第17号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎議第18号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第18号 南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第18号の提案理由を申し上げます。

本条例の改正につきましては、まず監査委員の日額報酬は、賀茂郡下町村の現況にあわせ、6,700円を7,500円に改め、選挙長以下選挙に係る非常勤特別職の日額報酬が国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定されており、このたびの同法律の一部改正により、別表第1の一部を監査委員の報酬とともに改正させていただくものであります。

詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、議第18号の内容についてご説明申し上げます。

ただいま町長から提案説明がございましたように、別表の中で、監査委員の報酬日額が他の賀茂郡の市町村と比べて非常に安いということで、監査委員の日額を800円増額して7,500円と。

また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律がございまして、今まではそのたびにこういう一部改正をお願いしてきたわけですが、今回はこれを条文化することにより、その都度改正をしないと、こういうことにさせていただきたいと思っております。

なお、ちなみに選挙長以下一律 1,200円のアップになっております。

なお、附則として、この条例は平成12年4月1日から施行させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 今、改正の理由が述べられましたが、郡下町村等々の比較の問題とその他の理由が述べられましたけれども、やはり国民の今の生活実態の感情からいっても、こうしたものに対しては慎重にやるべきだというふうに思うんです。確かに投票の開票の管理等々の日勤の業務に当たるものに対しての負担というのは、それなりのものを感じますけれども、開票の立ち会い等々に関しての事務、一事務にとっては、これ自体、現行そのものが高いのではないかという思いもあります。そうした点で、この改正、実質的に日額アップすることに対しては反対の意思を表明したいと思っております。

○議長（大野良司君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第18号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第18号は原案どおり可決されました。

◎議第19号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第19号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について

てを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第19号の提案理由を申し上げます。

本案は、町民によるボランティア活動を初めとする自由な社会貢献活動を行う団体、いわゆるNPOに法人格を与えて支援する特定非営利活動促進法（NPO）が平成10年12月1日に施行されました。NPO法人制度については、同法附則等において早期に見直すこととされており、税制面での配慮が求められております。静岡県から減免条項をつくるよう再三要請がありましたが、今まで賀茂郡にはNPO法人がないためそのままになっておりました。今回、西伊豆町にみんなの家というNPO法人が設立されたのを契機に、減免条項を改正させていただくものです。

条例改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 税務課長。

○税務課長（碓井大昭君） それでは、議第19号について説明させていただきます。

特定非営利活動促進法が平成10年12月1日から施行されたことに伴い、平成10年12月定例町議会で南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正させていただきました。今回、町長の提案説明のとおり、町民税の減免条項を改正させていただくものです。あとはお手元に資料がありますのでごらんください。

町民税の減免。第51条、町長は、次の各号の一に該当する者のうち、町長において必要があると認めるものに対し、町民税を減免する。

改正前は、1から4つの4号ありましたが、今回、5つ目に「特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人のうち、収益事業を行なわないもの」というのをつけ加えさせていただきました。この改正により、法人町民税の均等割5万円を減免するものです。

2番目としまして、県内74市町村の状況ですけれども、これは12年1月28日現在ですけれども、条例改正減免が39市町村、規則改正減免が10市町村、運用減免が16市町村、検討中というのが9市町村ありまして、修善寺町、天城湯ヶ島町、小笠町と賀茂郡の6町村です。

3番目としまして、認定の申請状況ですけれども、認証された法人が31団体です。審査中の法人が11団体になっております。

なお、この条例は平成12年4月1日から施行されます。よろしくお願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第19号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第19号は原案どおり可決されました。

◎議第20号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第20号 南伊豆町ホームヘルプサービス手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第20号の提案理由を申し上げます。

介護保険法の施行により、老人ホームヘルプサービスについては介護保険制度に基づいて

行われることとなります。このため、老人ホームヘルプサービスについて、この条例による手数料の徴収は行わないこととなります。

また、新たに南伊豆町ホームヘルパー派遣事務取扱要綱の改正により、心身障害児（者）、難病患者等のホームヘルプサービス事業を行うことに伴い、ホームヘルプサービス手数料徴収条例の整備の必要が生じますので、ご提案申し上げる次第でございます。

内容については福祉課長に説明させますので、ご審議のほど、お願いいたします。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは説明させていただきます。

まず、ホームヘルパーの手数料条例の2条1号の中に老人のホームヘルプサービスというのが載っています。これにつきましては、先ほど町長の提案理由のとおり、介護保険の方に回させていただくということでございます。

これについては、残った心身障害児（者）のホームヘルプサービス、それと、今までなかった難病患者のホームヘルプサービスを新たに加えさせていただくということでご提案申し上げた次第であります。

附則では、この規定は平成12年4月1日から施行するというので、先ほど提案理由のとおり、介護漏れの問題が出てきますが、ホームヘルプサービス、それにつきましては、南伊豆町ホームヘルパー派遣事務取扱要綱の方で整備させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第20号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第20号は原案どおり可決されました。

◎議第21号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第21号 南伊豆郷土館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第21号の提案理由を申し上げます。

南伊豆郷土館設置及び管理条例は、昭和60年に農村地域定住促進事業により設置された南伊豆郷土館の運営管理を定めた条例であります。

今回提案いたしました条例の一部改正は、郷土館改修に伴う2階会議室等の名称、利用時間、使用料金の改正であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

なお、詳細につきましては農林水産課長より説明させます。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） それでは説明いたします。

南伊豆郷土館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

郷土館改修に伴う第8条中の別表、施設の使用料でございますが、別途配付いたしました説明資料により説明させていただきます。

現行と改正案が点線で囲ってありますが、この中の現行、和室部分を中会議室に改正する。使用料は、伝習室 824円を 1,000円に、中会議室を 1,000円に、小会議室 309円を 500円に改正するものです。

なお、中会議室、小会議室の夜間使用は、外階段からの出入りとなりますので、伝習室を通り抜ける等の理由から使用禁止となります。

よろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第21号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第21号は原案どおり可決されました。

◎議第22号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第22号 南伊豆町立小、中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案理由を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第22号の提案理由を申し上げます。

本件につきましては、三坂幼稚園の閉園に伴う条例改正であります。この三坂幼稚園の閉園につきましては、平成9年度に、少子化により園児数が飛躍的にふえる可能性は低く、また、行政改革の一環として同一敷地に幼稚園と保育所を有していることから、両施設の再編成を検討してまいりました。

その結果、保護者が就労機会が多く持てる保育所を存続させることとし、平成10年度に該

当地区である三坂地区と三浜地区の5歳以下の子供を持っている保護者との説明懇談会を開催し、ご理解を得ることができましたので、平成12年度には三坂幼稚園を閉園する方向で、本年度の三坂幼稚園の年少児童の募集は行わず、年長クラスのみ幼稚園として運営してまいりました。本年3月31日をもって三坂幼稚園がなくなることから条例改正をするものです。

詳しくは、教育委員会の土屋局長に説明させます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（大野良司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 敬君） 今、町長の方から提案説明がありましたように、この幼稚園の存続問題について平成9年度からいろいろ審議してまいりました。その中で、一部反対等ありましたけれども、もう一度事務局の方で検討するというところでやってみまして、そういった方々につきましても、私たちの意見を取り入れて再検討していただいたということで、非常にありがたいというようなお言葉もいただきまして、本年3月31日をもって閉園するというので、この条例改正を4月1日から施行するというのであります。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第22号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第22号は原案どおり可決されました。

◎議第23号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第23号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第23号の提案理由について申し上げます。

南伊豆町国民健康保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行に伴う改正国民健康保険法による滞納対策として、過料の上限を引き上げることが主な内容です。

詳細につきましては健康課長より説明させますので、ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（飯泉 誠君） 議第23号についてご説明いたします。

第5条の関係で、「国家公務員等共済組合法」と旧の方でなっておりますが、「等」が抜けて「国家公務員共済組合法」となります。読みかえでございます。

7条の罰則であります。12条中、9項と4項が追加されます。これは、資格取得あるいは喪失関係の届け出を故意にしなかった場合に、過料を2万円から10万円に上げさせていただくものでございます。

13条につきましては、保険証でありますとか、そういうものを提出しなかったり、職員の質問に対してうその答弁をしたりということで、これも2万円から10万円に過料を上げさせていただくものであります。

この条例は12年4月1日から施行させていただきます。

以上です。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 旧条例の9項の罰則の規定、これに該当した件数があったのかどうかということと、改正の中身は説明されたんだけど、なぜ2万円から10万円にしなければ

ばならないかという合理的な説明をもう一度していただきたい。ちょっとわからない点がありますので。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 詳しくは健康課長に説明させます。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（飯泉 誠君） 9条の関係でございますが、届け出を忘れていたという軽いことはありますけれども、過去において2万円の過料を科したという実例はございません。その他につきましても過料を科した実例はございません。職員の努力によって、滞納整理あるいは資格の届け出等の促進をしておりますので、そのようなことは一切ございません。

2万円から10万円になったということは、国民健康保険法の改正が4月1日から施行されますので、それに伴う条例の改正でございます。

○議長（大野良司君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第23号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第23号は原案どおり可決されました。

◎議第24号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第24号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第24号の提案理由について申し上げます。

南伊豆町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）並びに介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第262号）の成立に伴い改正されている地方税法に関するものと、課税限度額の引き上げが主な内容であります。課税限度額につきましては、政令の基準に従って各市町村が条例で定めることとなっており、この基準が平成9年度に52万円から53万円に引き上げられました。当町の限度額は52万円であります。このため、平成12年度に施行される介護保険等を踏まえた中で、53万円に引き上げさせていただくものです。

また、介護納付金課税被保険者に係る所得割額、資産割額、均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ基礎控除後の総所得金額に100分の0.73を乗じて得た額、固定資産税額の土地家屋に係る部分の額に100分の4を乗じて得た額、被保険者1人について5,500円、1世帯について3,500円とさせていただくものです。介護納付金課税被保険者の保険税の減額につきましては、低所得者等の負担の軽減を図らせていただくために、医療分の被保険者同様、6割、4割の減額をさせてもらうものです。

なお、詳細につきましては健康課長より説明させますので、ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（飯泉 誠君） それでは、議第24号について説明いたします。

皆様のお手元に6ページつづりの資料があると思いますが、それによって説明いたします。

あらかじめ改正された条例についてお手元に届けてありますが、アンダーラインの引いてあるところが改正されたところでございます。かつアンダーラインの中で空白になっているところは、旧条文の削除されたところでございます。

それでは、2条の関係の方から説明いたします。2条の1項の内容でございますが、健康保険に要する費用の課税額と介護納付金の納付に充てる介護納付金課税額の合算額とし、合算額の限度額を53万円とする内容でございます。

2項の内容ですが、前項にあります国民健康保険の基礎課税額に対して説明してごさいます。所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯平等割額の合算とするということで、国民健康保険税の説明でごさいます。

3項の内容でございしますが、1項中、介護納付金課税額は介護納付金課税被保険者、2号被保険者でございしますが、それにつき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額とする内容でございします。

3条、4条、5条は、2条の2項が追加されたことによりまして、国民健康保険の基礎課税額部分を示す読みかえとなっておりますので、内容としては変わりごさいません。

6条、7条につきましては、介護納付金関係が新たに課税されます。国民健康保険税と同じ4段階方式により算定されます。

6条につきましては、2条第3項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.73を乗じて算定するという内容でございします。

7条につきましては、資産割額でありまして、介護納付金課税の資産割額でありまして、100分の4を乗じて算定するという内容でございします。

7条の2でございしますが、介護納付金被保険者に係る被保険者均等割額の枠でございします。被保険者1人につきまして5,500円とするものでございします。

7条の3につきましては、世帯割額で1世帯3,500円とするものでございします。

10条の1項から6項までは、2条の2項、3項が追加されたことによりまして、2条を挿入する部分の文言の読みかえで、国民健康保険に引用する関係のものでございします。内容は旧法と変わりごさいません。

さらに、7項、8項が追加されます。7項の内容は、途中月に介護納付金課税被保険者となった者について、その日の属する月から月割をもって課税するという内容でございします。

8項につきましては、その逆の喪失、途中月に介護納付金課税被保険者でなくなった者につきましては、その日の属する月から月割をもって減額する内容でございします。

11条につきましては、文言を整理し、旧文では、町民税の所得割額は法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び算入する金額の合計から、同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び算入する金額の合計額とあるのを、基礎控除後の総所得金額等と読みかえてあります。

12条につきましては、国民健康保険税の減免でございします。6割減免と4割減免に分けてありまして、(1)のイとロにつきましては国民健康保険税の方でございしますので、従来と変わりごさいません。ニとハにつきましては介護納付金の関係でございします。ハは、介護納付金

課税被保険者の均等割額で1人 3,300円の減額。ニは、介護納付金課税被保険者世帯別平等割額1世帯について 2,100円の減額。これは4割軽減世帯の内容であります。

(2)の方は4割軽減世帯で、やはりイとロは国民健康保険税の関係でございまして、従来と変わりありません。ハとニにつきましては、介護納付金の関係で新たに設けられてあります。ハにつきましては、均等割額で1人について 2,200円の減額。ニにつきましては、世帯別平等割額で1世帯について 1,400円の減額。これは4割軽減世帯の内容であります。

附則としまして、2、3、5、7は課税の特例でございまして。

2につきましては、公的年金等の所得に係る国民健康保険税の課税の特例であります。条文の追加により13条に改めるもので、国民健康保険税の減額の部分であります。

3は長期譲渡所得に係る国民健康保険税の特例、5は株式等に係る譲渡所得に係る特例であります。7につきましては土地の譲渡等に係る事業所等の特例で、3と5と7の文中のアンダーラインの空白部分は、条文がずれたことによりまして、この内容と意味がそぐわないので削除してございまして。10条の1項を文中から削除して整理するものであります。

以上が内容でございまして。

平成12年4月1日から施行するものであります。

以上でございまして。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 大事な条例なので委員会でやってほしかったと思いますが、これは介護保険が導入されることに伴う改正がほとんどなんです。冒頭に町長の提案理由の中にありましたけれども、個々の限度額をこの際に乗じて53万に1万円引き上げるということなんです。ただでさえ国民健康保険税が高過ぎて、限度額に当たる所得の人も、町の中では高そうでも、全体から見れば、ほかの市町村との比較で見ても、高過ぎると指摘

が多いですね。しかも4月から介護保険の負担がかかってくる。説明では低所得者に対する軽減なんてことを言っていますが、やはり全体の住民の所得の分布を見て、限度額の引き上げに対しては極めて慎重にやるべきだと。一般財源をもう少し充当をふやしてもこれに対応すべきだということで、こうした値上げのことが入っているということで、反対の意思を表明いたします。

○議長（大野良司君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第24号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第24号は原案どおり可決されました。

ここで10時35分まで休憩をいたします。

（午前10時23分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ再開いたします。

（午前10時35分）

◎議第25号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第25号 伊豆つくし学園組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第25号の提案理由を申し上げます。

一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、一部事務組合を構成する関係地方公共団体の議会の議決が必要となります。

本案は、伊豆つくし学園組合の経費の支弁方法について、組合同約第11条第2項の定めにより、均等割50%、人口割50%となっておりますが、各市町村の近年の入所児数を見ますと、入所児が一名もないという状況があるため、入所児割合を新たに加え、入所児数に応じた負担の公平を図るものであります。

また、人口割及び入所児割の数値の基準日を明確にするため、地方自治法第290条の規定により議会の議決をいただきたく、ご提案申し上げた次第でございます。

詳しくは福祉課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、内容についてご説明させていただきます。

まず11条の第2項につきましては、先ほど町長の提案理由のとおり、均等割50%、それから人口割50%、5・5の割合でありましたが、入所児が一名もないという状況の町村が出てきました。その中で、やはり入所児割を入れた方がいいのではないかとということで、運営会議で決まりましたので、入所児割を入れさせていただくことになりまして、均等割20%、人口割20%、入所児割60%ということで変えさせていただきたいと思っております。

次に、11条の前項というのは、1条繰り下げまして、4項の中に2項という、「前項」と書いてあったんですけれども、「2項」ということで変えさせていただきたいと思っております。

それで、3項を新たに入れまして、そこで入所児割ということでは、あくまでも予算を編成する前年度の10月1日現在の住民基本台帳による人口の割合という説明に変えてございます。

それから、3項の2号の方は、入所児の割合につきましても、前年の10月1日現在における入所児数の割合にするということで変えさせていただきたいと思っております。

この改正内容は、平成12年4月1日から施行するということになっております。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第25号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第25号は原案どおり可決されました。

◎議第26号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第26号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第26号の提案理由を申し上げます。

このたび組合規約変更につきましては、介護老人保健施設を整備することに当たり、地方自治法 244条の2第4項の規定により、利用料金制度を導入した場合の会計処理等について、県市町村行政室と協議してまいりました。協議の結果、自治省準公営企業室の指導もあり、普通会計で処理することになりました。

病院事業会計につきましては、地方公営企業法第2条の財務規定が適用され、収入役を置かず企業出納員で処理しております。しかし、介護老人保健施設については、利用料金制度の導入により、介護老人保健施設事業特別会計を設けて処理することに伴い、財務規定が適用されなくなるために収入役を置くこととなりますので、規約第9条を変更するものであります。

なお、介護保健施設事業特別会計予算とすることにより、組合の運転資金が不要となる上、企業債の元利償還金及び機器等の購入経費についても委託者の負担となりますので、市町村、組合の負担はありません。

変更内容につきましては健康課長から説明させます。ご審議のほど、よろしく願い申し

○議長（大野良司君） 議第45号 平成12年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、平成12年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15万 1,000円とするものでありまして、262ページ、歳出、1款総務費、1項1目一般管理費において15万 1,000円。前年度が6万 5,000円で8万 6,000円の増。これにつきましては、特にこれといった事業もありませんで、一般管理事務費でございます。

次は歳入でございますが、259ページ、1款寄附金、1項1目9万円の寄附金でございます。比較で9万円の増。次が2款繰越金、1項1目繰越金6万円、4,000円の減となっております。3款諸収入において預金利子 1,000円。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第45号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

上げます。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（飯泉 誠君） それでは、お手元に新旧対照表が配付してございますので、それによって説明いたします。

9条の「組合に管理者及び副管理者2人を置く」ということになっておりますが、改めて「組合員に管理者、副管理者2人及び収入役を置く」となります。

4項は追加でありまして、「収入役は、管理者の属する市町村の収入役をもって充てる」ということとなります。

平成12年4月1日から適用でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第26号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第26号は原案どおり可決されました。

◎議第27号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第27号 南伊豆町表彰条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第27号の提案理由を申し上げます。

禁治産者及び準禁治産者の制度を後見及び保佐の制度に改め、新たに軽度の精神上的の障害のある者を対象とする補助の制度を創設するために、民法の一部を改正する法律が平成11年12月8日に公布され、平成12年4月1日施行されることに伴い、関係条例の整備の必要が生じたので、ご提案申し上げる次第です。

条例改正案の詳しい内容につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、内容についてご説明申し上げます。

民法の一部を改正する法律が平成12年4月1日に施行されることに伴いまして、例規整備の必要が生じました。本町では南伊豆町表彰条例、南伊豆町行政手続条例、南伊豆町印鑑条例及び南伊豆町消防団条例の4本の条例の一部改正が必要となりました。

この条例の中で、第1条におきまして、南伊豆町表彰条例につきましては、第9条第1号を次のように改めるということで、これは「禁治産者及び準禁治産者」となっておりましたものを「成年被後見人又は被保佐人」とするものであります。

第2条の南伊豆町行政手続条例におきましては、第19条第2項第5号中「又は保佐人」というものを「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改めようとするものであります。

第3条の南伊豆町印鑑条例におきましては、第2条第2項第2号を次のように改めるということで、2号が「禁治産者」とあったものを「成年被後見人」に改めようとするものであります。

また、3号におきまして「禁治産者の宣告を受けたとき」となっておりましたものを「後見開始の審判を受けたとき」というものに改めようとするものであります。

また、第4条の南伊豆町消防団条例におきましては、第3条第3号中「禁治産者及び準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に改めようとするものであります。

なお、施行期日におきましては、平成12年4月1日から施行するというものでございます。

以上、内容説明を終わります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第27号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第27号は原案どおり可決されました。

◎議第28号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第28号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第28号の提案理由を申し上げます。

地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された地方分権推進法に基づき、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が、一部を除き平成12年4月1日から施行されます。この法律は475本の関係法律を1本の法律で改正するもので、

機関委任事務制度の廃止、権限移譲の推進、必置規制の廃止または緩和等の改正がなされました。これらの改正に伴い、町民生活に支障を来さぬようにするとともに、事務事業の円滑な執行を図るため、関係条例の整備の必要が生じたので、ご提案を申し上げた次第でございます。

条例改正内容につきましては、2月24日の町議会全員協議会においてご説明させていただいたとおりでございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第28号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第28号は原案どおり可決されました。

◎議第29号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第29号 南伊豆町手数料条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第29号の提案理由を申し上げます。

議第28号議案の提案理由にて、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が、一部を除き平成12年4月1日から施行されることを申し述べましたが、同法中に地方自治法の改正もあり、機関委任事務にかかわる手数料は個別の政省令で規定するものを除き、地方公共団体手数料令に基づき、南伊豆手数料規制を根拠として徴収してきたが、機関委任事務の廃止に伴い、自治事務、法定事務のいずれについても条例で制定しなければならなくなりましたので、ご提案申し上げた次第です。

条例化の方法については、現行の南伊豆町手数料徴収条例に加えることを原則とし、当該条例を全部改正し、南伊豆町手数料条例といたします。

条例改正内容につきましては、2月24日の町議会全員協議会にてご説明申し上げてございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第29号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第29号は原案どおり可決されました。

◎議第30号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第30号 南伊豆町準用河川流水占用料等徴収条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第30号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、地方分権一括法の制定に伴い機関委任事務が廃止されるため、準用河川の流水占用料等が河川法を根拠にし、平成12年4月1日より徴収することができなくなります。このことを受けて、準用河川の流水占用料等を従来どおり徴収するため、新たに本条例案の制定を提案させていただくものです。

なお、条例内容につきましては、昨年の12月議会でお願ひした南伊豆町普通河川条例の一部改正と変わりあるものではございません。

よろしくご審議のほど、お願ひ申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第30号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第30号は原案どおり可決されました。

◎議第31号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第31号 南伊豆町都市計画審議会条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第31号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、前議案同様に地方分権一括法制定にかかわるもので、都市計画法が改正されまして、新たに法第77条の2、市町村都市計画審議会が規定され、その組織及び運営に関し必要な事項は市町村の条例で定めることとされました。このことによりまして、本町の都市計画審議会設置に関する本条例案の制定を提案させていただきます。

詳しくは建設課長に説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（大野良司君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） 今回の改正案につきましては、町長が申しましたように、提案理由で述べたとおりでございます。その中で、町議会議員につきましては2名程度を考えております。その2名程度につきましては、担当常任委員会の委員長、副委員長を考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議第31号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第31号は原案どおり可決されました。

◎発議第1号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第1号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

本案は、渡辺嘉郎君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

渡辺嘉郎君。

〔8番 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） それでは、私の方から提案説明を申し上げたいと思います。

南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則でございます。南伊豆町議会会議規則（昭和63年南伊豆町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「3人以上」を「2人以上」に改める。

第17条第1項中「3人以上」を「2人以上」に改める。

この規則は、平成12年4月1日から施行したいと思います。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 議案に賛成なのですが、一言意見を述べさせていただきます。

この議案も地方分権推進の中での議会の項目の1つであって、現行基準より緩和することに関しては賛成ですが、現行憲法が施行された直後は、議員1人で発議ができたんです。そうした点から見れば、まだ12分の1という条項そのものは、本来の住民と民主主義の代議制の歴史からしてみれば当てはまらないと、そうした点は、今後、議員が住民の意思の代表だという点、議案の提出権を一人一人が持つという、そうした点を考慮して、自主的にこうした点を、民主主義の原則に即して決めていく姿勢を一層求めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

◎発議第2号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第2号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案は、渡辺嘉郎君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

渡辺嘉郎君。

〔8番 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番(渡辺嘉郎君) 発議第2号 南伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例の内容説明をいたします。

南伊豆町議会委員会条例(昭和63年南伊豆町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条中「法令又は条例に基づく委員会」を「法律に基づく委員会」に改めたいと思います。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(大野良司君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大野良司君) 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大野良司君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大野良司君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(大野良司君) 全員賛成です。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

◎議第32号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長(大野良司君) 議第32号 南伊豆町介護保険介護給付費支払準備基金条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長(大野良司君) 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第32号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、介護保険特別会計予算編成において、中期財政運営を行うことから生じることが見込まれる剰余金について、当該剰余金を適切に管理する必要があり、保険者はこの剰余金を管理するための基金を創設することが原則とされているため、ご提案を申し上げた次第であります。

なお、内容につきましては福祉課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、内容について説明させていただきます。

本案につきましては、ご存じのとおり、歳入は12カ月分、歳出は12年度ですから11カ月分でございます。つまり1カ月分の差が出ますものですから、その辺を当基金に積み立てさせていただきたいということで提案申し上げました。

内容につきましては、第1条は、介護給付費に不足が生じた場合の資金に充てるため、この基金を設置するということで目的がうたってあります。

第2条につきましては、基金の額でございますけれども、これについては予算に定める額ということであります。

それから第3条、管理でございますけれども、当然、最も確実に有利な方法によって保管しなければならない。これは当たり前のことだと思います。

第2項につきましては、必要に応じて、最も確実かつ有利な有価証券にかえることもできるということでございます。

4条は運用益の処理の方法ですけれども、基金の運用から生ずる収益は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入する。ですから、運営益が出た場合には、また介護保険会計に計上しまして、この基金に戻すということであります。

第5条の処分でございますが、基金は介護給付費の財源に充てる場合に限り、この全部または一部を処分することができるということで、介護給付費等ということに限られてございます。

委任の方法ですけれども、この関係につきましては、必要に応じて町長が別に定めるということでございます。

この条例は、平成12年4月1日から施行するということでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第32号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第33号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第33号 南伊豆町介護保険円滑導入基金条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第33号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国は平成12年度以降の介護保険料軽減等に用いるための交付金を平成11年度補正予算において執行することに伴い、町の受け入れも平成11年度会計となります。この交付金は、平成12年2月21日付、厚生省発老第26号、平成11年度介護円滑導入臨時特例交付金交付要綱（厚生省事務次官通達）に基づき交付されることとなりますが、その交付の要件として、平成11年度に基金を造成することが必要となるために、ご提案申し上げた次第であります。

なお、内容につきましては福祉課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、内容について説明させていただきます。

ただいま町長の方から提案理由を申し上げたとおりでございます。この基金につきましては減額部分がございます。初年度、半年間は徴収しないということと、その後1年間は2分の1とすると、その財源に充てるため、国の方から、今年度中、平成11年度に交付金が交付されます。それを蓄えておくためにこの基金を設けたいということでご提案申し上げさせていただきました。

まずこの目的ですけれども、介護保険の円滑な実施を図るため、南伊豆町介護保険円滑導入基金ということで、導入基金を設置するというところでございます。基金の額につきましては、この予算の定めるところによるということでございます。

管理につきましても、前号議案同様、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によって保管するということです。やはりこれも有利な有価証券にかえることができるということでございます。

運用益でございますが、先ほどは基金会計に計上してですが、今度は一般会計に計上してこの基金に繰り入れると。ですから先ほどとちょっと違いますけれども、運用益については一般会計に計上して、この基金に編入するというところでございます。

処分につきましては、介護保険の軽減のためです。ここにありますとおり、第1号は、南伊豆町介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料を軽減するための財源に充てるというものです。

2号につきましては、南伊豆町が行う介護保険に係る広報、備品、保険料の賦課・徴収に係る電算処理システム整備のために使うということで、1号被保険者の保険料の軽減、それから、ここにありますとおり、広報、備品購入、それから保険料の賦課徴収に係る電算システムの整備に要する費用にこの財源を充てさせていただくということでございます。

第6条は委任でございますが、施行に必要なものについては町長が定めるということでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行すると。ですから、4月1日というのが普通かと思えますけれども、これは既に11年度で基金が入りますものですから、公布された日からこの条例を施行させていただきたい。附則の第2項ですけれども、減額されるのは12年度の分が4分の3減額されます。13年度分が4分の1減額されます。ですから、それが終わってしまえば、この基金は必要なくなるものですから、ここで平成15年3月31日限りで、この条例の効力は失うということに定めさせていただきました。

よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第33号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第34号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第34号 南伊豆町介護保険条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第34号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成12年4月より施行される介護保険制度に対応すべく制定するもので、第2章前段は、第1号被保険者の保険料の額、納期及び賦課の算定について、後段では保険料の徴収猶予、減免に関すること。第3章は保険料の徴収猶予と減免について。附則においては、国の保険料軽減対策に基づく保険料、納期や算定方法の特例に関する規定で構成されており、介護保険法等の規定に基づき条例に委任される事項のため、ご提案を申し上げた次第であります。

なお、内容につきましては福祉課長より説明させますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、内容について説明させていただきます。

先ほど提案理由の説明のとおり、第1章ということで、第1条につきましては、法令に定めがあるもののほかということで、この条例を定めると。ですから、基本的には介護保険法、介護保険法施行法等々でうたっていますので、そこで条例任意されている部分がございますものですから、その部分だけを介護保険条例ということで補てんさせていただきます。

第2章ですけれども、第2条、保険料率ということでございます。ここにありますとおり、介護保険法施行令38条第1項第1号に掲げる者というのは、所得の金額が、例えば生活保護の方、それから老齢福祉年金をもらっている方等々の0.5の減額分でございます。つきましては減額分ですので、基準額は前にも申し上げたとおり2,700円でございます。掛ける0.5掛ける12カ月分ですね、年額ですので。ですから1万6,200円ということです。

令38条第1項第2号というのは、やはり所得の関係で、世帯全員の住民税が非課税の世帯の方、0.75分でございます。ですから、2,700円掛ける0.75掛ける12カ月分ということになります。

次に、令38条1項第3号に掲げる者は、標準型の2,700円でございますものから、2,700円掛ける12カ月が年額でございます。

第4号、令38条第1項第4号に掲げる者は、これは本人が住民税を課税されて合計所得が250万円未満の者については1.25の割合のものでございますから、2,700円掛ける1.25掛ける12カ月ということになります。

それから、令38条第1項第5号に掲げる者については、本人が住民税課税世帯で所得金額が250万以上ある方ということになりますけれども、それについては2,700円掛ける1.5掛ける12カ月ということで年額ということになります。

次に、第3条については納期でございますけれども、納期につきましては、特別徴収の方については介護保険法の施行令でうたっておりますものから、普通徴収の方の納期でございます。これにつきましては、1期が5月1日から31日まで、2期が7月1日から同31日までということでございます。3期は9月1日から30日まで、4期が11月1日から30日まで、それから5期が1月1日から1月31日まで、6期が3月1日から3月31日までということで、普通徴収の方については6期で徴収するということになります。

第2項については、前項に規定する納期によりがたいときには、町長が別に定めるということで、これについては特例徴収等々が出てくる場合には、この規定を使わせていただくということです。

それから、第1号被保険者及び連帯納税義務者、ですから普通徴収の方につきましては、世帯主は連帯納税義務があるということになります。特別徴収の方は保険料は年金から差し引きますからよろしいですけれども、普通徴収の方は、本人だけだとそうはいかないものですが、世帯主に連帯納税義務があるということで規定されてございます。これは介護保険法の132条の関係でこういう規定が生まれております。

第3項につきましては、端数処理でございまして、100円未満の端数があるときは、その金額については最初の納期に徴収するということとあります。

次に、賦課期日の第4条につきましては、賦課期日後における資格の得喪でございまして、第4条第1項については資格の取得でございまして、資格を取得した日の属する月から月割をもって行うということで、月割賦課でございまして。

第2項につきましては、読んでいくと最後の方に、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する前月まで徴収すると。ですから、資格を取得したときと喪失したときは、こういうことで違うということとあります。

第3項でございまして、賦課期日後に令38条第1項ということで、ちょっとわかりにくいですが、こういう特例があるということで、賦課期日後に、例えばの話、生活保護になる場合等々あるんだそうですけれども、そういう場合の特例がうたってあります。

第4項ですが、前3項の規定により算定された額は、保険料の額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てると。要するに月割でございまして、中には0.5にさらに月割になると1円未満の端数が生じる場合がございまして、1円未満は切り捨てるとございまして。

それから、次も普通徴収の特例でございまして、これにつきましては、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額ということで、これは用語の定義と、要するに地方税法の合計所得金額を使いますということでございまして。それから、その中に書いてある無申告者の等々につきましては、普通徴収にするという特例でございまして。

2項につきましても、無申告者が申告した場合の特例でございまして。

それから、第6条につきましては、普通徴収の特例に関する保険料の修正の申し出、ここにありまして、当該年度の保険料が前年度の保険料の2分の1に相当する額に満たないときには、修正の申告をするということでございまして、例えば前年度の営業所得または譲渡所得があったとき、保険料が例えばの話1.5ということがございまして。今年度は所得がないために、先ほども申し上げたとおり0.5になる場合があるわけですが、その場合には2分の1以下ですので、ここで修正の申し出をするという状況が出てくると、そういうことが想定

されているようですので、そこで申し出をしてくださいと。これが認められれば、そういうことでやっていくということです。ですから、無申告の方は前年と同じ額をかけられますものから、そこで申告してくださいということです。そうすれば、2分の1以下であれば修正しますよということです。

あとは、第2項は修正があった場合の額の見直し規定でございます。

それから、第7条につきましては、保険料の通知です。町長は速やかに第1号被保険者及び連帯納税義務者に通知しなければならない。これは当然のことだと思います。

保険料の督促料、督促状1通につき100円いただきますということです。

それから、延滞金につきましては、保険料納付義務者は、納期減後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、南伊豆町賦課徴収条例の規定に基づく延滞金を加算させていただきますよという規定でございます。

それから、第10条ですけれども、保険料の徴収の猶予でございます。ここにあるとおり、次の各号のいずれかに該当する場合においては、納付すべき保険料の全部または一部を一時的に納付することができないと認められる場合には、6カ月以内に限り徴収を猶予しますよという規定でございます。

第1号については、風水害とか火災とかということで、その世帯の生計中心者がこういう被害を受けたときには徴収を猶予しますよ。

2号についてもこういうことで、世帯主の長期入院、収入の著しい減少等々がございます。

それから、第3号につきましては、生計を主として維持する者の収入が事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等によりということで、こういう場合には徴収を猶予するというでございます。

4号につきましても、冷害、凍霜害、それから農作物の不作、不漁、この場合も徴収を猶予するというで規定されております。

2項については、その書類の届け出です。町長に対して1号、2号、3号に係る書類を提出しなければいけないということです。

11条については減免でございます。次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免するということですが、これについては、1号被保険者またはその属する世帯の世帯主が震災、風水害、火災等その他これらに類する災害に遭った場合には減免するというでございます。それから、第2号につきましては死亡した場合という規定でございます。3号につきましては、業務の休廃業、それから著しい損失、失業等々であります。4号につきましては、前項と同じ冷害、不作、不漁等の理由があります。

第2項につきましても、減免を受けようとする者は、町長に対して納期限前7日までに申し出なければならないということでございます。

第3項につきましては、第1項の規定による保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときには、直ちに町長に申し出なければならないということでございます。

それから、第12条につきましては、第1号被保険者は、毎年度4月15日までに、被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内に、第1号被保険者本人の所得状況または課税の有無を申告しなければならないということで、資格の取得のときには所得の状況の申告をしなければならないということでございます。

第13条は罰則でございまして、この町は、第1号被保険者が第12条第1項の本文の規定による届け出をしないときということで、これは資格の得喪の届け出等々がございまして。または虚偽の届け出をした場合には10万円以下の過料を科すと。要するに届け出義務を怠った場合には過料を科すということの規定でございます。

それから、次の14条につきましては、被保険者証の提出を求められてこれに応じない者についても、10万円以下の過料を科するということでございます。これについては、被保険者証の提出を求められても応じないというのは、各種いろんな面で、介護認定のときにも被保険者証の提出を求めます。それを拒んだ者についてはということでございます。

第15条につきましても、いろんな書類を出せということで、前条の規定もありましたものですから、それを出さないものについて、または職員の質問に対して答えなかった者、虚偽の答弁をした者については、10万円の過料を科すという規定でございます。

次に、16条は不正行為をした者については、規定徴収を免れた者は、その金額の5倍に相当する金額の過料を科すということでございます。

17条については、前4条の過料の額は、情状により町長が定めるということでございます。

過料を徴収をする場合においては、納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日としますということでございます。

次につきましては、附則でございまして、この条例は、平成12年4月1日から施行することと、次に第2条につきましては、先ほど申し上げたとおり、12年度中、最初の半年は徴収しません。残りの6カ月は2分の1徴収ということですので、令38条の1号、2号、3号、4号、5号の特例があります。先に言った1号、2号、3号、4号、5号については、通常の徴収基準があったため、ここで特例基準がございまして、第2条の規定にかかわらず次のとおりとするということでございますので、先ほど申し上げた第1号は、たしか年額1万6,200円だと思います。その4分の1しか徴収しませんから、掛ける4分の1で4,050

円ということになります。それから、第2号につきましては、2万4,300円の4分の1ですから、6,075円ということでございます。第3号については3万2,400円になると思いますので、その4分の1で8,100円ということで、以下この条文のとおり、12年度についてはこれだけしか徴収しませんよということですよ。

2項については、平成13年度においての特例でございます。13年度については、4分の1計算上では減額しますものですから、4分の3を徴収しますから、1万6,200円の4分の3です。以下、こういうことで平常時の第2条の関係の規定の特例になっております。

それから、当然12年度は半年徴収しませんから、1期、2期、3期は半年分ですね。さっき年間6期と言いましたが、今回は半分の3期分の納期の特例が記載されております。

以下、資格の取得、喪失の関係の特例がうたってあります。ずっと見ていくと、18で出せとか16で出せとかという計算がしてあるんですけども、これについては、ちょっと私もよくわからなかったのが県の方に聞きましたら、12年度と13年度については、2分の1に軽減するとか4分の3に軽減するとかということがありますので、その端数計算が出てきますものから、1カ月を3分の2で計算するとよろしいとか、1カ月を3分の4で計算するとよろしいとかということで、厚生省の方から指示がございましたものから、そういう計算式で出した数字がここに載っておりますので、また見ていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第34号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

これより11時40分まで休憩いたします。

（午前11時30分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ再開いたします。

（午前11時40分）

◎議第35号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第35号 平成11年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第35号の提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、年度末を控えまして、人件費や物件費、各種事業のおおむねの確定に伴いまして、各科目における更正増減並びに収入見込みを立てました上での補正であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,753万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,370万円とするものであります。

なお、2月24日の町議会全員協議会で説明させていただきました共立湊病院組合特別負担金につきましては、病院組合と賀茂地区市町村長との調整が円滑に進まず、本町議会の皆様方にご迷惑をかけましたことを深くおわび申し上げますとともに、昨年6月定例町議会の補正予算で可決いただきました債務負担行為を廃止させていただき、それに伴いまして、11年度負担金732万2,000円を補正減額させていただきたく、よろしく願い申し上げます。

補正予算の内容につきましては総務課長から説明させますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） それでは、南伊豆町一般会計補正予算（第5号）について、内容説明をさせていただきます。

まず、歳出の25ページをお開きください。今回の補正は、年度末を控えまして、人件費や物件費あるいは各種事業の数字がほとんど確定しつつあることに伴いまして、その整理と各

科目の見直しによるものでございます。したがって、以下特別なものを除きまして、節の説明は省略させていただきます。

1 款議会費、1 項議会費 356万 1,000円の補正減でございます。

続きまして26ページ、2 款総務費、1 項総務管理費 5,008万 8,000円の増額でございます。主なものにつきましては、28ページをごらんください。13目基金費、財政調整基金積立金 5,041万 9,000円を計上いたしました。

2 項徴税費については 117万 3,000円の増。4 項選挙費につきましては24万 5,000円の補正減でございます。

続きまして、30ページの5 項統計調査費につきましては61万円の補正減。6 項の監査委員費につきましては53万 5,000円の減。

3 款民生費、1 項社会福祉費につきましては 8,373万 4,000円の増、これにつきましては、32ページの保険基盤安定繰出金 395万 3,000円でございます。

それから、33ページ、1 項3 目老人福祉費 8,052万 2,000円の増、これは老人福祉事業につきまして 339万 4,000円の減。委託料の減が大きなものです。続きまして、老人福祉施設事業におきまして 1,146万 1,000円、これは20節の扶助費におきまして 1,146万 1,000円の減でございます。

続きまして、34ページの3 目介護保険事業 9,537万 7,000円、これにつきましては、28節の介護保険円滑導入基金繰出金 9,709万 6,000円が大きなものでございます。

2 項児童福祉費につきましては 246万 1,000円、これは36ページの差田保育所運営事務 185 万 3,000円の増。これにつきましては、15節の工事請負費で保育所改修工事でございますが、このたび3月をもって廃園となります三坂幼稚園の跡地、あとの建物を、向かって右半分を保育所施設として利用したいということで、その工事費でございます。

続きまして39ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費 1,184万 7,000円、これにつきましては、40ページの6 目老人保健費 2,318万 3,000円の増。これにつきましては、老人保健特別会計繰出金 2,784万円が大きなものでございます。

それから、医療施設整備推進費として 949万円の減、これにつきましては、先ほど町長の説明にもございましたように、共立湊病院組合への負担金 216万 8,000円の減と、共立湊病院組合特別負担金、これは特養老人ホーム用地の関係でございますが、732万 2,000円の減が大きなものでございます。

次が、2 項清掃費 854万 1,000円の減、これにつきましては、ごみ収集事務として 245万 6,000 円減、それから焼却施設維持事業費 448万 1,000円の減、これにつきましては、15節

と18節の事業費が大きなものがございます。

3目し尿処理費につきましては、南豆衛生プラント組合への負担金として106万8,000円の減でございます。

次は、5款農林水産業費、1項農業費につきましては108万9,000円の補正減でございます。

続きまして46ページ、6款商工費、1項商工費461万3,000円の減、これにつきましては、3目の観光費534万6,000円の補正減。大きなものとしましては15節の工事請負費でございます。

続きまして49ページ、7款土木費、1項土木管理費30万4,000円の補正減。2項道路橋梁費につきましては1,034万9,000円の補正減、これにつきましては50ページ、2目単独道路改良事業で661万1,000円の補正減、これにつきましては19節525万円の減、22節で100万円の減となっております。

次が、3項河川費555万円の補正減、これにつきましては、19節で県河川環境整備事業負担金500万円の補正減によるものがございます。

続きまして52ページ、5項都市計画費におきましては1,188万6,000円の増。これは3目の公共下水道費といたしまして1,220万円の増、これは公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次が、6項住宅費におきまして160万円の補正減、これは中木災害住宅管理事務として90万円がございます。

続きまして55ページ、8款消防費、1項消防費586万円の補正減。これにつきましては、1目下田地区消防組合負担金513万7,000円、それから非常備消防費におきまして240万3,000円の補正減でございます。9節220万円の減、これは査閲大会が隔年に行われるということで、本年度はなかったためによる減でございます。

続きまして58ページ、9款教育費、1項教育総務費10万7,000円の減。2項小学校費574万3,000円の補正増、これにつきましては、1目小学校管理事務で347万円の増、これは11節の需用費、給食消耗品費362万9,000円が大きなものがございます。

続きまして61ページ、中学校費166万3,000円の補正減。次の62ページにおきましては、4項幼稚園費で25万8,000円の補正減。63ページの5項社会教育費におきましては95万5,000円の補正減となっております。

続きまして65ページ、6項保健体育費188万1,000円の補正減。次が、67ページにおきまして、10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費におきまして98万2,000円の減。68

ページの2項公共土木施設災害復旧費 1,857万 2,000円の補正減、これは現年災の災害が余りなかったということでございます。

次が70ページ、11款公債費、1項公債費 200万円の補正減でございます。

続きまして、歳入をお願いしたいと思います。11ページ、9款地方交付税、1項地方交付税 2億 3,571万 5,000円の増。これにつきましては、普通交付税が2億 1,732万 5,000円、特別交付税が1,839万円計上いたしました。

次が12ページ、10款交通安全対策特別交付金15万円の補正減でございます。

次が11款分担金及び負担金におきまして、1項2目土木費分担金 249万 8,000円の補正減。2項1目民生費負担金におきまして 381万 2,000円の増、これは3節の児童福祉費負担金 219万 9,000円でございます。

次が14ページ、12款使用料及び手数料、1項使用料40万 4,000円の増。2項2目民生手数料15万円の補正減。

次が13款国庫支出金、1項国庫負担金の1目民生費国庫負担金 9,287万 1,000円の増、これにつきましては、2節の老人福祉費負担金で介護保険円滑導入基金交付金 9,709万 6,000円が大きなものでございます。

次が、2項国庫補助金で 160万 9,000円の増。16ページにおきまして、3項1目民生費委託金57万 6,000円の減となっております。

次が、17ページの14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金 275万 4,000円の減、これは2節で老人福祉施設措置費負担金 487万 2,000円の減が大きなものです。

次は、2項県補助金、1目総務費県補助金 251万 6,000円、これにつきましては、市町村フレンドシップ推進事業費補助金 250万円の減が大きなものでございます。

続きまして、18ページの5目商工費県補助金 300万円の増、これは石廊崎地区観光施設整備工事補助金の 300万円の増でございます。

次が、3項委託金69万 4,000円の減。20ページにいきまして15款財産収入、1項財産運用収入89万 2,000円の増、2項1目不動産売払収入62万 3,000円となっております。次が、16款寄附金、1項寄附金、これは22万 5,000円となっております。

次が、22ページの17款繰入金、2項1目基金繰入金 2億円の補正減となっております。これは財産調整基金繰入金が主なものです。

次が23ページ、19款諸収入、4項雑収入14万 4,000円。次が24ページの20款町債、1項町債 1,720万円の補正減となっております。

これらの補正額の財源内訳といたしまして、10ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正 9,753万 7,000円に対しまして、財源内訳といたしまして、国県支出金におきまして 7,572万円の増。地方債におきまして 1,720万円の補正減。その他として 222万 4,000円の増、一般財源として 3,679万 3,000円となっております。

以上によりまして 9,753万 7,000円を追加いたしまして、50億 7,037万 3,000円とするものであります。

次に、7ページをごらんいただきたいと思ひます。7ページは債務負担行為の補正ということで、廃止がしてございます。これは先ほども4款衛生費で述べました医療施設推進事務費におきまして 732万 2,000円の補正減を申し上げたところであります。これと、去る6月の補正でお願いいたしました共立湊病院組合に対する特別養護老人ホーム特別負担金、これが平成12年度から4年間、15年度までの債務負担ということで 2,400万円をご承認いただいたところであります。これを廃止しようとするものであります。

以上で内容説明を終わります。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 幾つかこの補正の中で新たなものについての説明が足りないと思うんで、質問します。

1つは、31ページの社会福祉事業の町遺族会補助金47万 9,000円。次が、42ページの焼却施設の備品購入費 1,039万 5,000円。

それと、給食の方では、59ページの給食消耗品費というのがありましたけれども、それぞれ詳しい内容を説明していただきたいと思ひます。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 福祉課長に説明させます。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、31ページの遺族会の補助金でございますが、実はこれにつきましては、三嶋神社に慰霊碑がございまして、そこが崩れそうになって危険な状態であります。それについていろいろ慰霊碑、それから遺族会ということで相談したわけですが、違法性の問題等々もいろいろ検討させてもらって、県の方からの指示に従いまして、忠魂碑は特に記念碑であって、それを修理をしても違法性はないということ。それから日本遺族会、また市町村遺族会も宗教団体ではないということですので、政教分離の關係に

も抵触しないだろうということで、その修理代を遺族会に補助するというでございませう。
以上です。

○議長（大野良司君） 清掃課長。

○清掃課長（藤原伊勢夫君） 42ページの備品購入費 1,039万 5,000円ですが、これはデータローラー装置といまして、コンピューター装置なんです、コンピューターで焼却施設のダイオキシン関係、それから電力、水量、投入ごみ量等を管理、記録しております。その機械が2月に調子が悪くなりまして、京都ベシックという会社があるんですが、それが京都から4回も来まして、今現在、だましながら使っているということで、これが壊れましたら部品がないということでございまして、補正をお願いいたしました。

○議長（大野良司君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 敬君） 給食消耗品でありますけれども、これにつきましては給食の食器、全町ポリカーボネイト製品でやっておりますが、南崎小学校のみ磁気の食器でやっておりますけれども、今回の補正で、ポリカーボネイト食器から陶器の食器にかえようということで食器類であります。ですから、4月新年度からすべての学校でポリカーボネイト製品でなく磁器の食器になると。ただし、三浜小学校のみは、先般改修いたしまして、新しい商品のポリカーボネイトのものを使っておりますけれども、環境ホルモンの検査等々をやって、3年やそこらでは環境ホルモンが出てこないということで、あと1年間ぐらひは使ってみようかなということでやっております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 最初の町遺族会への補助金に対する説明がありましたけれども、私は違法性等々ということではないんですけれども、あの忠魂碑の設立者そのものはどこにっていますか。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） 忠魂碑の設立者は南中村村長の青木力之助さんでございまして、昭和30年だと思いましたがけれども、建立しております。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） とすると、町村合併がされて、管理者は自動的に南伊豆町が管理ということで、この遺族会の補助で補修をするということで、町そのものがやるということではおかしいわけですか。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） 確かに建立者は南中村の青木力之助さん、当時の村長ですがけれども、今管理しているのは、地区の遺族会が管理されているということです。そこから危険だという情報があったものですから、そこで遺族会に補助して管理する。これからの管理もやはり遺族会にさせていただくということで話が進んでいます。遺族会に補助するというごさいます。

以上です。

○議長（大野良司君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 今後についても、そういう形で町が遺族会に対してやるということで考えていいわけですね。

○議長（大野良司君） 福祉課長。

○福祉課長（楠 千代吉君） これにつきましては、ほかの慰霊碑も全部調べたんですけども、慰霊碑につきましては、例えばの話、地区でやっている場合、集落で建てた場合、それから遺族会自身で建てた場合、いろいろあるんですけども、これについては、確かに南中村村長が建てたということがわかったものですから、これに限ってだけ補助しようということで今後考えております。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに質疑ありませんか。

梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 先ほど町長の方から陳謝があったと思いますが、この全員協議会で、特別養護老人ホームの用地特別負担金に関して、撤回については渡辺嘉郎議員から、撤回ということは今後もう一切出さないことかということに対して、町長からはっきりした解答がなかったと。この点について、町長、はっきりとした回答をしていただきたいと思ひます。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 確かにはっきりした返事、この負担金について前任者が、議事録を照会させていただきましたけれども、気持ちとしてということで、そういう経過があります。そういうことで、私の方もそのときは、正直言うと、2月23日に就任して24日からということで、その経過から、負担しなければいけないかなというのは最初思ったのは事実です。そして、法令違反だとか、みなとの園が介護保険に使われるという状況を勘案した場合に、そ

れはまずいのではないかなと。

ですから、今後私の方としましては、これがみなとの園との梓友会との話し合いになると
思いますけれども、一応の条件で、10年間は無償という、そういう使用貸借によって30年と
いうのがありますが、契約の中に10年間は、要するに現契約のまま使えという、そう
いう条項になっていると思います。そういうことを踏まえた中で、10年間は法律のとおり
に無償ということによってやっていきたいなど。そして、10年後に梓友会に対して新たに契約更新
すると思いますけれども、そのときに少なくとも無償というのは、一応の契約で無償という
ことを言ったのであるから、契約としてそのときに賃貸借とか、前向きに考えたいなど。そ
ういうことで今のところ考えておりますから、提案するつもりは今のところはございません。

以上です。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 今の答弁は非常にあいまいでわかりにくかったですけれども、単純
な話で、この特別負担金というものを南伊豆町で今後出すのか出さないのかというだけの話
なんです。

だから、この債務負担行為までしたと。昨年の6月の定例町議会で債務負担行為 2,400万
して、さらに昨年度の6月の補正で 732万 2,000円というものを補正で上げて、これを引
込んだわけですね。それでまた首長会で、例えば前任者との約束があるんだから出さない
よと、南伊豆町は組合に対して負担しなさいよといったときに、これを負担するのかしな
いのかということに対して、全員協議会ではっきりしたことは言われなかったと。そこをは
っきり答えてほしいと、こういうことです。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） その負担行為については、私も法律違反になるという見解ですから、
するつもりはございません。それだけは守っていきたくております。

○議長（大野良司君） ほかに質疑ありませんか。

石井福光君。

○9番（石井福光君） 関連でございますが、今の10年間で見直しがないということであ
れば、この前の全員協議会の中で、今後 2,400万円は15年までは廃止したことであれば、10
年間までは出さないと。要するに町長の考えが、僕はいろいろ議会のことについて、共立病
院組合の中のことについてはちょっとわかりませんが、この中と、しかも管理者としての町
長は、やはりはっきりした意思をそこに持っていただかなければ、またそういう話が出てき

た場合に困るので、それを今、梅本議員が質問したのではないかと思うんですが、10年間無償であるということだと、10年以降のことについてはまた見直しがあるかもしれないですが、10年間は出さないということのはっきりした答弁をした方がいいのではないかと思います。

以上です。

○議長（大野良司君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） その見解でいいと思います。

○議長（大野良司君） よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） この補正に対して一言意見を述べさせていただきます。

幾つか補足の説明でいただいた学校関係、子供たちの関係の待遇の改善に関して、また住民の要求にこたえる施策の追加に関しては敬意を表すると同時に、予算全体の関係では28ページに調整ということもありますけれども、財政調整基金の積み立てが5,000万円あります。予算全体の3月補正ということで、予算の組み立ての問題を始めていく予算議会になるわけですけれども、3ページに歳入歳出の問題で基金繰り入れの問題、財調等々の出し入れの問題等々ありますけれども、やはりこの予算そのものは、岩田町政が始まって初めてのことで、前体制を引き継ぐということもありますけれども、今後の施策を進める際に、この不況の中で本当に住民の切実な要求にこたえて、公共料金の基本的なことについては上げないで、しかしながら財源を有効に使って、財調のあり方、組み立て方も、住民要求に密接に結びついた税金の使い方を全力を挙げて進めるべきだという意見を述べさせていただきます。

また、議論がある湊病院に対する湊病院関連の予算、債務負担行為の廃止について、誤りは誤りとして認められて、もちろん当然のことではありますが、この経緯については前町長の時代に町村長会の中でこれが、どこから圧力があつたかわかりませんが、法的に根拠がない合意をしたということ、このことについてしっかりと見きわめる必要があります。

ます。

そして、特養であろうと、今後老健が建とうともそういうことに対しても、制度上の負担行為はすることがあっても、それ以上のものについては、町村長会の中でいかにそういうものがあっても、毅然とした態度をとって臨んでいただきたい。

特に、共立湊病院の問題に関しては、移譲の際の伊豆地域医療施設整備検討委員会の中できちんとした対応がなされていて、特養と老健の設立を7市町村がやるということが基本的な合意の上で移譲が実行されたということを踏まえて対応していただきたいということを改めて述べさせていただいて、私の討論といたします。

○議長（大野良司君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） この補正予算議案に対して反対討論をいたします。

先ほど確かに町長から陳謝があったわけですがけれども、公金の取り扱いについて、前任者のやったことであるからという問題ではなく、自分自身の責任として公金の取り扱いを慎重に扱っていただきたい。そういう意味で、あえて今回、この補正議案には反対をいたします。

○議長（大野良司君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第35号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第35号は原案どおり可決されました。

ここで昼食のため13時まで休憩をいたします。

（午後 0時12分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議第36号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第36号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第36号の提案理由を申し上げます。

本案は、保険税、療養給付費交付金、保険基盤安定繰入金、財産収入、保険給付費基金積立金の増額補正と、国庫支出金、県支出金の減額補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億7,718万7,000円とするものです。

詳細につきましては健康課長より説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（飯泉 誠君） それでは、議第36号 平成11年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

13ページをお開きください。歳出より説明いたします。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費1,475万8,000円の減。負担金の一般被保険者療養費でありまして、1月、2月、3月分の推計によるものであります。

1項2目退職被保険者等療養給付費1,534万円の増。1目同様、1月、2月、3月分を推計しました増額でございます。

次をお開きください。3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、これは補助金の確定による財源区分の内訳でございます。

5款保健事業費、1項保健事業費、これにつきましても補助金等の確定によりまして、財源区分の変更でございます。

16ページをお願いします。6款基金積立金、1項1目支払準備基金積立金12万5,000円の増。積立金の利子分でございます。

7ページをお開きください。歳入の説明をします。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税250万円増。滞納繰越分の徴収増でございます。

1項2目退職被保険者等国民健康保険税79万9,000円の増。1項、同額でございます。

8ページをお開きください。3款国庫支出金、1項1目療養給付費負担金4,442万3,000円の減。負担金の決定による減でございます。

2 項 1 目財政調整交付金 2,204万 5,000円の増。負担金の決定増によるものでございます。
3 目国民健康保険特別対策費補助金 162万 7,000円でございます。

4 款療養給付費交付金、1 項 1 目療養給付費交付金 1,454万 1,000円の増でございます。
退職被保険者等療養給付費でございます。

10ページをお願いします。5 款県支出金、1 項 1 目国民健康保険事業特別補助金45万
9,000円の減。補助金の交付決定によるものでございます。

7 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金12万 4,000円の増。支払準備基金利子でございま
す。

12ページをお願いします。8 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 395万 3,000円の増。保
険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

6 ページをお願いいたします。今回の補正は70万 7,000円を追加し、9 億 7,718万 7,000
円とするものでございます。特定財源の内訳としまして、国県支出金 2,121万円の減、その
他の特定財源として 1,466万 5,000円、一般財源といたしまして 725万 5,000円ございま
す。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第36号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第36号は原案どおり可決されました。

◎議第37号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第37号 平成11年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第37号の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳出の医療諸費の増額補正に伴う歳入の支払基金交付金、国庫負担金、県負担金、一般会計繰入金及び諸収入の増額補正であり、歳入歳出にそれぞれ9,840万1,000円を追加し、歳入歳出総額を12億9,791万2,000円とするものです。

内容につきましては健康課長より説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 健康課長。

○健康課長（飯泉 誠君） 議第37号について説明いたします。

最後のページの12ページをお開きください。歳出より説明いたします。

1款医療諸費、1項1目医療給付費9,943万8,000円の増。内訳としましては、社保分の医療給付費が2,187万7,000円、国保分医療給付費が7,756万1,000円。これは1月、2月の医療費の推計により増額補正させていただくものでございます。3目審査支払手数料103万7,000円の減、1月、2月分の推計した減額でございます。

7ページをお願いいたします。歳入を説明いたします。

1款支払基金交付金、1項1目医療費交付金5,463万3,000円。基金よりの交付金でございます。2目審査支払手数料交付金103万7,000円の減。推計をしました確定の減でございます。

次のページをお願いします。2款国庫支出金、1項1目国庫負担金1,262万1,000円。医療費の国庫負担金でございます。

3款県支出金、1項1目県負担金315万6,000円。医療費の県負担金でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金2,784万円。一般会計からの繰入金でございます。

6 款諸収入、3 項 1 目第三者納付金 118 万 3,000 円。1 件第三者行為がございましたので、増額補正をいたします。

6 ページをお願いします。今回の補正は 9,804 万 1,000 円を追加し、12 億 9,791 万 2,000 円とするものでございます。

特定財源の内訳といたしまして、国県支出金が 1,577 万 7,000 円、その他の特定財源といたしまして 5,478 万 4,000 円、一般財源が 2,784 万円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第37号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第37号は原案どおり可決されました。

◎議第38号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第38号 平成11年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第38号の提案理由を申し上げます。

本案は、総合体育施設差田グラウンドの整備計画に伴う用地取得費でありまして、一部において交渉が不成立のため減額するものであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 122万円を減額し、予算総額を 1,265万 2,000円とするものであります。

詳しくは農林水産課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） 8ページをお願いしたいと思いますが、この中で 122万 2,000円減額した理由でございますが、実は取得ということで進めてまいったわけでございますが、その中に2筆持っている方がございまして、その中の1筆は小口であったわけなんです。それで私たちが特別控除ということで、公拡法というような県への措置をいたしてまいったわけでございます。そこにおいて、税務署の方へ小口分の1筆 200平米ができなかったわけです。そこにおいて、公拡法が今回は適用されないと。次回、要するに接続して 200平米以上とか、そういう制約があるわけなんです。そこにおいて、今回はとりあえず見送って、次年度で用地取得いたしましょうということで、地権者の方も了解した中、こういう補正をさせてもらったわけです。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第38号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第38号は原案どおり可決されました。

◎議第39号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第39号 平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第39号の提案理由についてご説明申し上げます。

平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、工事請負費の増額と償還金利子及び割引料を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,220万円増額し、歳入歳出それぞれ16億8,958万円とするものです。

工事請負費の内容につきましては、湊処理分区において町単支線管渠築造工事の増工と、湊幹線管渠築造工事（2工区）において町単工事として薬液注入工が必要となったため、増額させていただくものであります。

また、南伊豆町クリーンセンター建設工事委託（機械・電気、土木・建築）及び湊処理分区管渠築造工事、湊中継ポンプ場建設工事委託につきましては、昨年12月に国の経済新生対策の柱となる平成11年度第2次補正予算として追加内示を受けましたが、工期が短く、年度内の完成が見込めないため、5億6,990万円を繰り越しさせていただきます。

なお、詳細につきましては下水道課長より説明させます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（大野良司君） 下水道課長。

○下水道課長（勝田 悟君） それでは、平成11年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

歳出、1款下水道費、1項1目公共下水道建設事業、補正額1,464万円の増、計16億

4,011万4,000円とするものですが、その内容は、15節工事請負費、52細説の町単湊処理分区枝線管渠築造工事450万円、これにつきましては枝線管渠の延長増によるものが主な内容であります。

また、55細説町単下水道事業附帯工事1,014万円は、去る1月26日、第1回臨時町議会で工事請負契約の変更についてご説明をさせていただきました湊幹線管渠築造工事（第2工区）日野橋入り口から日野交差点までの工事区間において、鯉名川の下ごしは無事終了したんですが、残り17メートルの区間が当初想定土質と異なる玉石まじり土のため、推進管の方向修正ができなくなり、直進が困難な状況になりました。このため土質を固める薬液注入工事が必要となりましたので、増額をお願いするものでございます。

次のページの2款公債費は、更正により町債利子分を244万円減額するものです。

次に、歳入について説明させていただきます。7ページをお願いします。

歳入、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正額1,220万円の増で、計1億6,117万2,000円でございます。

次に、6ページに戻りまして、今回の補正は、補正前の額16億7,738万円に1,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億8,958万円とさせていただくものであります。

なお、補正額の財源内訳は一般財源1,220万円でございます。

続きまして、4ページの第2表繰越明許費について、本日、議場配付いたしました参考資料により説明させていただきます。平成11年度の繰越明許費の説明です。

1、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成11年度南伊豆町公共下水道事業南伊豆町クリーンセンター建設工事委託（機械・電気、土木・建築）及び湊処理分区管渠築造工事、湊中継ポンプ場建設工事委託につきましては、国の経済新生対策の柱となる平成11年度第2次補正予算として、平成11年12月9日内示を受けましたが、工期が短く、年度内の完成が見込めなくなったため、繰り越しをさせていただくものであります。

(1)、1款下水道費、1項下水道建設費、公共下水道建設事業、工事費外で6億6,590万円、支払額が9,600万円で、5億6,990万円を繰り越しさせていただくものであります。

内訳でございますが、①の南伊豆町クリーンセンター建設工事、機械・電気及び②の土木・建築につきましては、資料3枚目に全体平面図を添付してございますので、ごらんください。青と赤に塗ってある部分が1期工事分で、13年3月16日までに完成の予定でございます。

クリーンセンターの建設につきましては、日本下水道事業団と委託基本協定を締結し、平

成9年度から12年度にかけて土木・建築、機械・電気工事を一連で実施しているもので、①の機械・電気工事の繰り越し箇所の主なものとして申し上げますと、青色の箇所が第1嫌気槽、第2嫌気槽のある水処理棟で、これはこの3月いっぱい完成します。今回繰り越しさせていたかどうかとするものは、赤色の部分、好気槽や逆栓水槽などの機械設備を12年度に繰り越して実施させていただこうとするものです。

②の土木・建築については、水処理棟右側の塩素混和池、放流渠、はけ口等の繰り越しでございます。

資料1枚目に戻っていただきまして、①の南伊豆町クリーンセンター建設工事委託（機械・電気）の繰越予算につきましては3億4,000万。②の土木・建築が7,900万円、前払金及び部分払金の支出見込額でありますので、残り1億5,000万円の繰り越しです。

資料2枚目をお願いいたします。①、南伊豆町クリーンセンター建設工事委託（機械・電気）の繰り越し財源としては、国・県支出金1億8,700万円、地方債1億5,300万円でございます。また、②の土木・建築が地方債1億4,885万円、一般財源115万円でございます。

次に、③、湊中継ポンプ場建設工事委託につきましては、国・県支出金、地方債とも同額で1,750万円ございまして、場所につきましては、資料の後ろから2枚目に全体平面図を添付してございますが、場所としては湊地内、第一生命の近くにポンプ場を建設するものです。工事内容としましては、主に地下施設の土木工事を行うものでございます。日本下水道事業団に委託してあるものですが、工期が短く、繰り越しをさせていただこうとするものであります。

次に、最後のページをお願いいたします。12月議会で議決をいただいた湊処理分区の管渠築造工事を系統図に図示してありますが、湊地内前田川沿いの4工区、それから共立湊病院と神社の間を、もと管水送方向に行く区間を5工区、6工区として事務を進めていく中、国の補助金交付決定がおくれ、夏前の6月30日までには完成させるべく繰り越しをさせていただこうとするものです。

資料があちらこちらにいて申しわけないですが、今度は資料の2枚目をお願いします。繰り越しの財源内訳ですが、④、湊処理分区管渠築造工事（第4工区）2,470万円につきましては、国・県支出金、地方債とも1,235万円であります。

⑤、湊処理分区管渠築造工事（第5工区）960万円につきましても、国・県支出金、地方債とも同額で480万円でございます。

⑥、湊処理分区管渠築造工事（第6工区）1,060万円につきましても、国・県支出金、地方債とも530万円でございます。

地方債 3億 4,180万円、一般財源 115万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第39号は原案どおり賛成の職員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第39号は原案どおり可決されました。

◎議第40号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第40号 平成11年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第40号の提案理由を申し上げます。

収益的収支予算の水道事業収益を 1,000円、水道事業費用を 437万円、おのおの増額するものでありますが、詳細は水道課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申

上げます。

○議長（大野良司君） 水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） 平成11年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、平成11年度の年度末になり、予算額と執行額を精査した結果、予算額に過不足が見込まれるため補正をするものであります。参考資料として添付してあります補正予算内訳書によりご説明いたします。10ページをごらんください。

初めに収益的収支予算の収入であります。1款水道事業収益につきましては、2項営業外収益に消費税還付金 1,000円を新たに計上いたします。これは、今回の補正予算の消費税を計算しますと、7万 3,000円消費税を支払うことになっておりますが、金額が小さいために、決算時の収支いかんによっては逆に消費税の還付を受けることも予想されるため、科目存置をするものであります。

次のページの支出であります。1款水道事業費用につきましては 437万円増額いたします。内訳は明細欄に記載のとおりであります。増額する科目で金額の大きいものと皆増になったものについてご説明いたします。

1項営業費用の6目資産減耗費は 410万 3,000円の増となっております。これは、上水道第5次拡張事業による老朽化した設備の廃棄とか、上水道や簡易水道で故障したポンプの取りかえ等に伴う除却損であります。

2項営業外費用の支払利息が90万 4,000円の増となっているのは、前年度に借り入れた企業債1億 7,500万円の利率が見込みよりも若干高くなったことによるものであります。

それから、4項特別損失に、過年度水道料金の滞納繰越分のうち30万円を不納欠損による過年度損益修正損として計上させていただきました。

最後に、5ページ、6ページの予定損益計算書をごらんください。6ページの下から3行目であります。今回の補正により、当年度の予定損益は計算上 2,433万 5,000円の純損失となりますが、決算時には多少の不用額が発生しますから、純損失はこれよりも減ってくるものと見越しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第40号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第40号は原案どおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 藤 原 栄

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

平成12年南伊豆町議会 3月定例会

(第3日 3月14日)

平成12年3月南伊豆町議会定例会

議事日程（第3日）

平成12年3月14日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議第41号 平成12年度南伊豆町一般会計予算
日程第 3 議第42号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第 4 議第43号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計予算
日程第 5 議第44号 平成12年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
日程第 6 議第45号 平成12年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
日程第 7 議第46号 平成12年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
日程第 8 議第47号 平成12年度南伊豆町土地取得特別会計予算
日程第 9 議第48号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
日程第10 議第49号 平成12年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
日程第11 議第50号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算
日程第12 議第51号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計予算
日程第13 議第52号 平成12年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君

15番 渡 辺 守 男 君
欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 田 篤 君	助 役	飯 田 千加夫 君
収入役	稲 葉 勝 男 君	教 育 長	釜 田 弘 文 君
総務課長	外 岡 捷 美 君	企 画 調 整 課 長	渡 辺 修 治 君
住民課長	渡 辺 正 君	税 務 課 長	碓 井 大 昭 君
健康課長	飯 泉 誠 君	農 林 水 産 課 長	内 山 力 男 君
建設課長	小 島 徳 三 君	商 工 観 光 課 長	土 屋 忠 儀 君
清掃課長	藤 原 伊 勢 夫 君	水 道 課 長	鈴 木 勇 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	土 屋 敬 君	会 計 課 長	池 野 徹 君
福祉課長	楠 千 代 吉 君	下 水 道 課 長	勝 田 悟 君
行 財 政 主 幹	外 岡 茂 徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田 中 秀 明 係 長 松 本 恒 明

◎開議宣告

○議長（大野良司君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第3日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

11番議員 藤原 栄 君

12番議員 横嶋 隆二 君

◎議第41号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第41号 平成12年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第41号の提案理由を申し上げます。

平成12年度南伊豆町一般会計予算につきましては、施政方針及び予算編成方針で述べさせていただきましてとおりでございますので、各科目別の内容につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

また、この後の提出議案であります、議第42号から議第52号につきましても同様でありますので、それぞれの担当課長より説明させます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、内容についてご説明申し上げます。

さきの全員協議会におきまして、概要については述べさせていただいておりますので、本日は款項目について簡単に説明させていただきます。

まず43ページ、歳出をお開きいただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費 7,424万 9,000円、これにつきましては、議員の報酬及び職員手当が主なものでございます。

次が2款総務費、1項総務管理費において4億 4,724万 8,000円、1目一般管理費 2億 4,232万 2,000円。次が48ページ、2目会計管理費におきまして 136万 5,000円、3目財産管理費 1,465万 1,000円。続きまして50ページ、4目自治振興費 1,095万 4,000円、5目秘書広報費 1,192万 7,000円。次に52ページをお願いします。6目企画費 669万 6,000円、7目電算管理費 2,811万 3,000円、8目土地利用調整費 52万 3,000円、9目公害対策費 143万円、10目地域づくり推進費 7,403万 6,000円。56ページの11目交通安全対策費 657万 6,000円、12目財産区費 2,463万円、13目基金費 2,402万 5,000円。

次が、59ページの2項徴税费、1目税務総務費 9,593万 1,000円。飛びまして62ページ、3項戸籍住民基本台帳費 4,031万 9,000円。64ページの4項選挙費、1目選挙管理委員会費 954万 2,000円、2目選挙啓発費 28万 5,000円、3目各種選挙費 1,339万 9,000円。ずっといきまして68ページ、5項統計調査費、1目統計調査総務費 561万 4,000円、2目指定統計調査費 516万 7,000円。6項1目監査委員費 157万 8,000円。

次が、71ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費 1億 5,628万 9,000円。飛びまして74ページ、2目国民年金費 1,870万円、3目老人福祉費 9,745万 6,000円。次が78ページの4目国民健康保険費 4,862万 9,000円、5目社会福祉センター管理費 76万円。次が2項児童福祉費、1目児童福祉総務費 3,675万 5,000円、2目児童福祉施設費 2億 2,872万 6,000円。ずっといきまして86ページ、3目児童手当費 1,089万 3,000円、3項災害救助費、1目災害救助費は 105万 7,000円、4項1目介護保険費 6,973万 3,000円。

次が、88ページの4款衛生費、1項1目保健衛生総務費 6,640万 2,000円、2目予防費 413万 4,000円、3目母子衛生費 651万 3,000円。92ページの4目環境衛生費 163万 2,000円、5目へき地診療対策費 823万 6,000円。94ページの6目老人保健費 9,814万 4,000円。95ページの7目斎場費 754万 7,000円、8目医療施設整備推進費 6,987万 2,000円。次が96ページの2項1目清掃総務費 6,138万円。98ページの2目塵芥処理費 1億 7,971万 2,000円、3目し尿処理費 6,327万 2,000円、南伊豆衛生プラント組合負担金 3,666万 8,000円。3項

1目上水道費1億72万5,000円。

次が、102ページの5款農林水産業費、1項1目農業委員会費360万円、2目農業総務費6,349万8,000円、3目農業振興費に2,835万3,000円。ずっと飛びまして108ページの4目畜産振興費14万8,000円、5目農地費878万9,000円。110ページの6目農山村総合施設管理費に512万4,000円、7目南伊豆町郷土館管理費に415万6,000円、8目山村振興対策事業費12万2,000円。次が112ページ、2項1目林業振興費に2,641万6,000円。114ページの2目林道整備費に1,110万3,000円。3項1目水産業振興費601万9,000円。次が116ページの2目漁港建設費に3,150万2,000円、3目の漁港施設維持費に469万9,000円、4目漁業集落環境整備排水事業費に3,366万2,000円。

次が、120ページの6款商工費、1項1目商工総務費に4,431万1,000円、2目商工振興費4,122万8,000円、3目観光費1億337万2,000円。飛びまして125ページ。4目都市提携費に39万5,000円、5目環境美化推進費に572万5,000円。126ページ、6目温泉管理費に6,762万6,000円。

飛びまして129ページ、7款土木費、1項1目土木総務費7,272万7,000円。131ページの2項1目道路維持費に6,332万4,000円、2目道路新設改良費1億3,248万5,000円。飛びまして134ページ、3目橋梁維持費に1,550万円、3項1目河川維持費に6,311万1,000円、2目青野川ふるさとの川関連整備費に1,927万円。次に、136ページの3目小規模生活ダム関連整備費に538万円、4項1目港湾管理費に1,645万3,000円。5項1目都市計画総務費96万5,000円、2目公園費に96万円、3目公共下水道費に1億8,370万8,000円。6項1目住宅管理費に512万4,000円、2目急傾斜地崩壊防止事業費に1,271万6,000円。

次は、142ページの8款消防費、1項1目常備消防費1億9,099万8,000円、2目非常備消防費に3,393万6,000円、3目消防施設費に3,204万5,000円。次が145ページ、4目水防費に72万1,000円、5目災害対策費4,983万4,000円、147ページの防災施設整備事業3,753万2,000円。

次が、148ページの9款教育費、1項1目教育委員会費135万円、2目事務局費5,980万8,000円。次は、2項1目学校管理費1億7,342万円。飛びまして157ページ、2目教育振興費3,178万1,000円。次が160ページの3項1目学校管理費2,907万6,000円。163ページの2目教育振興費に5,030万6,000円。次が165ページの4項1目幼稚園費に3,427万円。167ページの5項1目社会教育総務費1,507万7,000円。次が169ページの2目公民館費に1,007万6,000円。次が171ページの3目文化財管理費176万2,000円、4目図書館費に2,953万6,000円。次が174ページの5目星空観察推進費99万3,000円、6目生涯学習推進

費 480万 9,000円。6項1目保健体育総務費に 939万 3,000円。177ページの2目体育施設費に 293万 4,000円。

178ページの10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費に 1,267万円、2目林地及び林業施設災害復旧費に 323万円、3目漁港施設災害復旧費に 363万円。次が 180ページの2項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川等災害復旧費 2,219万 9,000円。

次が 182ページ、11款公債費、1項1目元金 4億 2,659万円、2目利子 2億 811万 6,000円。

183ページの12款予備費、1項1目予備費 1,000万円となっております。

次は歳入の13ページをお願いします。

1款町税、1項町民税の1目個人が 2億 5,470万円、2目法人で 3,600万 1,000円。2項1目の固定資産税において 5億 330万円、2目国有資産等所在市町村交付金 220万円。3項軽自動車税 1,591万円。4項町たばこ税 6,800万円。5項特別土地保有税 2,220万円。6項入湯税 3,000万 1,000円。

次が 2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税 4,100万円。2項地方道路譲与税 2,190万円。

次が16ページの3款利子割交付金、1項利子割交付金 2,200万円。

4款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金 9,000万円。

18ページの5款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金 1,900万円。

6款特別地方消費税交付金、1項特別地方消費税交付金 130万円。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金 5,300万円。

次が、21ページの8款地方特例交付金、1項地方特例交付金 2,000万円。

9款地方交付税、1項地方交付税19億 3,000万円。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金 130万円。

次が24ページ、11款分担金及び負担金、1項分担金 1,129万円、1目農林水産業費分担金 225万円、2目土木費分担金 891万円、3目災害復旧費分担金13万円。2項1目民生費負担金 5,119万 1,000円。

次が12款使用料及び手数料、1項1目総務使用料 8万 7,000円、2目農林水産業使用料25万 5,000円、3目商工使用料 5,589万 8,000円、4目土木使用料が 1,156万 7,000円、5目教育使用料が 160万 6,000円、6目民生使用料が 3万円。2項1目総務手数料 565万円、2目民生手数料 8万 8,000円、3目衛生手数料 989万円、4目土木手数料96万 6,000円。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金 9,854万円、2目衛生費国庫負担金 381万 3,000円、3目災害復旧費国庫負担金 849万 4,000円。2項国庫補助金 3,769万

5,000円、1目民生費国庫補助金 502万 2,000円、2目衛生費国庫補助金 756万 2,000円、3目農林水産業費国庫補助金 1,200万円、4目土木費国庫補助金 261万 3,000円、5目消防費国庫補助金 726万 6,000円、6目教育費国庫補助金 73万 2,000円、7目演習林交付金が 250万円。次が3項委託金 734万 6,000円。

次が30ページ、14款県支出金、1項県負担金 4,952万 6,000円。次が2項県補助金 1億 3,305万 7,000円。ずっといきまして33ページ、3項委託金 3,143万 8,000円。

次が35ページ、15款財産収入、1項財産運用収入 694万 2,000円、2項財産売払収入 3,000円。

次が36ページ、16款寄附金、1項寄附金 95万 4,000円。

17款繰入金は、1項特別会計繰入金で 2,465万円、2項におきましては基金繰入金 3億 8,888万 4,000円。

次が38ページの18款繰越金、1項繰越金 1億 8,000万円。

次が19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料 30万 1,000円、2項町預金利子が 100万円、3項貸付金元利収入が 3,017万 3,000円、4項雑入が 3,085万 4,000円。

ずっといきまして最後の42ページ、20款町債、1項町債 2億 4,600万円となっております。次は12ページをごらんいただきたいと思います。

以上、本年度予算額 45億 6,000万円に対します財源内訳でございますが、特定財源といたしまして国県支出金が 3億 5,971万 8,000円、地方債が 2億 3,460万円、その他が 2億 2,775万 9,000円、一般財源として、37億 3,792万 3,000円となっております。

以上でございますが、184ページに給与費明細書、それから 190ページに地方債に関する調書がございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を各常任委員会に分割付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第41号は各常任委員会に分割付託することに決定いたしました。

◎議第42号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第42号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

健康課長。

〔健康課長 飯泉 誠君登壇〕

○健康課長（飯泉 誠君） 議第42号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

209ページをお開きください。まず歳出より説明いたします。

1款総務費、1項1目一般会計費 540万 3,000円、前年度と比べて82万 9,000円の減でございます。主なものといたしましては、委託料の国保連合会共同電算処理事務委託料 239万 2,000円です。

次のページをお願いいたします。1項2目連合会負担金85万 1,000円、6,000円の増。主なものといたしましては、負担金の県国保連合会負担金75万 3,000円でございます。

2項1目賦課徴収費 106万 2,000円、55万円の減。賦課徴収事務に要する経費を計上いたしました。

3項1目運営協議会費 112万円、運営協議会に要する経費を計上いたしました。

4項1目趣旨普及費55万円、3万円の減。これは健康家庭表彰に要する経費を計上いたしました。

次のページをお開きください。213ページを説明いたします。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費 4億 7,439万 7,000円、1,779万 2,000円の増。これは過去5年間の実績により推計をしたものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費 1億 1,920万 9,000円、120万 3,000円の増。これも過去5年間の実績により推計いたしました。

3目一般被保険者療養費 319万 5,000円、17万 9,000円の減。一般被保険者療養給付費で
ございます。11年度推計医療費に過去3年間の伸び率により推計いたしました。

次のページをお願いいたします。4目退職被保険者等療養費 132万 7,000円、2万 7,000
円の増。これも3目同様でございます。

5目審査支払手数料 235万円、25万 8,000円の減。主なものといたしましては、診療報酬
審査手数料の 225万 8,000円でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費 6,123万 2,000円、302万 7,000円の増。11年度推計に
過去4年間の伸び率で推計をいたしました。

2項2目退職被保険者等高額療養費 821万 6,000円、17万 3,000円の減。これも1目と同
様に4年間の伸び率により推計いたしました。

3項1目一般被保険者移送費50万円、2目退職被保険者等移送費40万円。

216ページでございます。4項1目出産育児一時金 630万円、120万円の減。出生率の低
下により21名分を推計して予算計上いたしました。

5項1目葬祭費 595万円、55万円の減。これも11年度の支払見込数に過去3年の伸び率を
乗じて119名分の葬祭費を計上いたしました。

次のページをお願いいたします。3款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金 2
億 849万 2,000円、1,498万 3,000円の減。12年度の概算医療費拠出金と10年度の精算額を
計上いたしました。

2目老人保健事務費拠出金 502万円、103万 8,000円の増。事務費拠出金でございます。

218ページをお願いいたします。4款介護納付金、1項1目介護納付金 5,133万円。これ
は、2万 9,000円に10年度の実績人数に厚生省令で定めている定数と伸び率で1,770人の人
数を掛けて出しました。

219ページをお願いいたします。5款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療
費拠出金 696万 5,000円、59万 6,000円の減、2目高額医療費共同事業事務費拠出金 1,000
円、その他共同事業拠出金 3,000円。

次のページをお願いいたします。6款保健事業費、1項1目保健衛生普及費 574万 5,000
円、18万 2,000円の減。主なものは、賃金のレセプト点検で、6カ月分の臨時雇いの賃金を
計上いたしました。負担金といたしましては、成人病予防、がん検診等でございますが、
116万 9,000円の補助金を計上いたしました。1日人間ドックの補助金として36名分を計上
いたしました。

221ページ、7款基金積立金、1項1目支払準備基金積立金32万 3,000円、4万 6,000円

の増。基金利子分を計上いたしました。

次の 222ページをお願いします。8 款公債費、1 項 1 目利子10万円、これは一時借入金をしたときの利子分として計上させていただきました。

9 款諸支出金、1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 172万円、72万円の増。2 目退職被保険者等保険税還付金 5 万円、3 目償還金 2,000円、4 目一般被保険者還付加算金 4 万円。次のページをお願いします。5 目退職被保険者等還付加算金 5,000円。2 項 1 目延滞金 1,000円。

次のページ、10款予備費、1 項 1 目予備費 500万円。昨年と同額で予算計上いたしました。

199ページをお開きください。歳入を説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 3 億 9,925万 6,000円、2,523 万 1,000円の増。医療給付分現年課税分として 3 億 7,187万 6,000円、介護納付分として 2,338万円、医療給付分滞納繰越分として 400万円。2 目退職被保険者等国民健康保険税 4,959万 9,000円、186万 7,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。2 款使用料及び手数料、1 項 1 目督促手数料 3 万円、督促手数料でございます。

3 款国庫支出金、1 項 1 目事務費負担金 1,000円、これは介護納付金の事務費交付金を予定しておりますので、科目存置として 1,000円計上させていただきました。

2 目療養給付費等負担金 3 億 1,051万 5,000円、2,246万 6,000円の増。主なものといたしましては、療養給付費等負担金 2 億 1,053万 5,000円でございます。介護保険納付金分として 2,053万 2,000円でございます。

2 項 1 目財政調整交付金 546万円、504万 5,000円の増。普通調整交付金 513万 3,000円でございます。これは介護納付金分の10%分の交付分でございます。

次をお開きください。4 款療養給付費交付金、1 項 1 目療養給付費交付金 8,947万 8,000円、1,728万円の減。退職被保険者等療養給付費交付金でございます。

5 款県支出金、1 項 1 目国民健康保険事業特別補助金84万 7,000円、3 万 3,000円の減。これは、レセプト点検及び人間ドックに対する補助金、実績の 3 分の 1 を計上させていただきました。

次をお願いいたします。6 款共同事業交付金、1 項 1 目共同事業交付金 800万 9,000円、106万 4,000円の減。高額医療費共同事業交付金でございます。

7 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金32万 3,000円、4 万 6,000円の増。これは各積立金、基金関係の利子でございます。

次をお願いいたします。8款繰入金、1項1目一般会計繰入金 5,273万 5,000円、209万 3,000円の減でございます。

2項1目支払準備基金繰入金 3,500万円、昨年と同額を計上させていただきました。

9款繰越金、1項1目療養給付費交付金繰越金 1,000円、科目存置でございます。2目その他繰越金 2,500万円、500万円の増でございます。

208ページをお願いします。10款諸収入、1項1目一般被保険者延滞金10万円、2目退職被保険者等延滞金 1,000円、3目過料 1,000円。2項1目預金利子5万円。3項1目一般被保険者第三者納付金40万円、2目退職被保険者等第三者納付金 1,000円、3目一般被保険者返納金5万円、4目退職被保険者等返納金 1,000円、5目雑収入 1,000円。10款につきましては昨年と同額で予算計上させていただきました。

198ページをお開きください。本年度の予算額は、歳入歳出とも9億 7,685万 9,000円とさせていただきます。前年度と比べまして 5,447万 3,000円の増となります。特定財源の内訳といたしまして、国県支出金3億 1,682万 1,000円、その他の特定財源といたしまして 9,236万 7,000円、一般財源といたしまして5億 6,767万 1,000円となります。

以上で内容説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第42号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第43号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第43号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

健康課長。

〔健康課長 飯泉 誠君登壇〕

○健康課長（飯泉 誠君） 議第43号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計予算について説明いたします。

239ページをお願いいたします。歳出より説明いたします。

1 款医療諸費、1 項1 目医療給付費11億 4,642万 4,000円、2,131万 1,000円の減。主なものといたしましては、社保分の医療給付費が2億 1,594万円、国保分といたしまして9億 3,048万 4,000円でございます。11年度の推計医療費に過去4年間の平均の利率を乗じて推計いたしました。2 目医療支給費 600万、207万 8,000円の増。現金給付分の医療支給費でございます。

240ページをお願いいたします。1 項3 目審査支払手数料 640万円、昨年と同額でございます。

2 款諸支出金、1 項1 目償還金 8,000円、2 目還付金 1,000円、2 項1 目一般会計繰出金 2万円、昨年と同額で計上させていただきました。

233ページをお願いいたします。歳入について説明いたします。

1 款支払基金交付金、1 項1 目医療費交付金7億 9,970万 8,000円、1,412万 4,000円の増でございます。2 目審査支払手数料交付金 640万 1,000円、昨年と同額の計上をさせていただきました。

次のページをお願いいたします。2 款国庫支出金、1 項1 目国庫負担金2億 3,514万 5,000円、2,224万円の減でございます。医療費の国庫負担金でございます。

3 款県支出金、1 項1 目県負担金 5,878万 7,000円、555万 9,000円の減。

次のページをお願いいたします。4 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金 5,878万 7,000円、555万 8,000円の減。一般会計の繰入金でございます。

5 款繰越金、1 項1 目繰越金 1,000円、科目存置でございます。

6 款諸収入、1 項1 目延滞金 1,000円、2 目加算金 1,000円、2 項1 目預金利子 2万円、3 項1 目第三者納付金 1,000円、2 目返納金 1,000円、昨年と同額で計上させていただきました。

232ページをお願いいたします。本年度の予算額は、歳入歳出とも11億 5,885万 3,000円とさせていただきます。前年度と比べまして 1,923万 3,000円の減となります。特定財源の内訳といたしまして、国県支出金は2億 9,393万円、その他の特定財源といたしまして8億 614万 9,000円、一般財源といたしまして 5,881万 4,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第43号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

これより10時30分まで休憩いたします。

（午前10時17分）

○議長（大野良司君） 休憩を閉じ再開いたします。

（午前10時30分）

◎議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第44号 平成12年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、平成12年度の南伊豆町南上財産区特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

本案は、歳入歳出総額それぞれ41万 6,000円といたすものでありまして、まず歳出の 252 ページ、1 款総務費、1 項総務管理費で41万 6,000円。前年度58万 3,000円で16万 7,000円の減でございます。これは、一般管理事務でもって41万 6,000円、特に事業等はありませんで、需用費が29万 2,000円、一番大きなものとなっております。

次が歳入をごらんいただきたいと思えます。歳入は、1 款財産収入において、財産運用収入が2万 2,000円。これは財産貸付収入が 1,000円と利子及び配当金が2万 1,000円。

それから、250ページの2 款繰越金、1 項1 目繰越金39万 3,000円、前年度対比で16万 7,000円の減。

3 款諸収入におきまして、1 項1 目預金利子、科目存置 1,000円。このようになっております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第44号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第44号は原案どおり可決されました。

◎議第45号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第45号は原案どおり可決されました。

◎議第46号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第46号 平成12年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、平成12年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,545万 8,000円とするものでありまして、まず歳出から説明させていただきます。273ページをお願いしたいと思います。

歳出、1款総務費、1項1目一般管理費 2,545万 8,000円、前年度対比で42万円の減でございます。これにつきましては、28節繰出金 2,463万円、一般会計繰出金となっておりますが、中木の漁業集落排水事業に対する繰出金でございます。

次が、歳入といたしまして 269ページ、1款財産収入、1項1目財産貸付収入 1,263万 6,000円。これは下田カントリークラブに貸し付けしてあります土地の貸付料であります。それから、2目利子及び配当金 2万 5,000円、トータルで6万円の減となっております。

次が2款繰入金、1項1目基金繰入金 1,249万 6,000円、前年度対比で46万円の減。これは財政調整基金繰入金でございます。

次が3款繰越金、1項1目繰越金30万円、前年度対比10万円の増となっております。これは前年度の繰越金であります。

次が4款諸収入、1項1目預金利子 1,000円。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第46号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第46号は原案どおり可決されました。

◎議第47号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第47号 平成12年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、平成12年度南伊豆町土地取得特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

まず、歳出で 284ページをお願いいたします。

歳出、1款公共用地取得費、1項公共用地取得費で 1,950万円、前年度対比で 1,940万円の増となっております。これは、17節公有財産購入費として、差田の総合体育施設用地の取得費でございます。

それから、2款繰出金、1項基金繰出金 2,000円、前年度対比 2,000円の減になっており

ます。これは土地開発基金への繰入金でございます。

次が 281ページをお願いいたします。

歳入、1 款財産収入、1 項財産運用収入、これは利子及び配当金 1,000円、前年度対比 2,000円の減、土地開発基金利子でございます。

次が 282ページ、2 款繰入金、1 項基金繰入金 1,950万円、これは土地開発基金の繰入金 1,950万円でございます。

次が 3 款繰越金、1 項繰越金 1,000円、前年度繰越金でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第47号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第47号は原案どおり可決されました。

◎議第 4 8 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第48号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

下水道課長。

〔下水道課長 勝田 悟君登壇〕

○下水道課長（勝田 悟君） それでは、平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

歳出より説明させていただきます。299ページをお開き願います。

歳出、1款下水道費、1項1目公共下水道建設費、本年度予算額11億 8,862万 5,000円、前年度に対しまして1億 6,609万 1,000円の増でございます。主な内容について説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。12節役務費、2細説の火災保険料10万円につきましては、日本下水道事業団よりクリーンセンターの受け渡しが6月ごろ予定されているため計上させていただきます。

次に、13節委託料8億 6,630万円、58細説、南伊豆町クリーンセンター建設工事委託料8億 200万円、これは機械・電気工事分であります。63細説、湊中継ポンプ場建設工事委託料5,800万円、これは前年度の土木工事に引き続いてポンプ設備、電気工事を行おうとするものです。64細説はクリーンセンター場内整備工事の一部の施工監理委託料でございます。65細説、管渠内面調査委託料500万円につきましては、13年の供用開始前に、平成6年より布設してきました幹線の状況調査を行うものであります。

次に、15節工事請負費2億 6,915万 5,000円、51細説の湊処理分区分管渠築造工事1億 9,775万 5,000円につきましては、湊地内共立湊病院前のみなと薬局から弓ヶ浜海岸までの区間など6カ所の工事分でございます。

次のページの54、57細説のクリーンセンター建設工事3,800万円は、クリーンセンター場内への植栽や門、フェンス等を設置するものです。58細説、管渠内面補修工事1,000万円につきましては、管渠内の調査を行い、亀裂、破損箇所があった場合の補修費として計上させていただきます。

次のページをお願いします。2款公債費、1項1目元金、本年度予算額2,722万 6,000円、前年度に対して991万 1,000円の増でございます。これは町債元金償還金でございます。1項2目利子、本年度予算額3,897万 7,000円で448万 6,000円の増。この内訳としましては、町債利子3,760万 2,000円、一時借入金利子137万 5,000円でございます。

293ページの歳入でございます。1款国庫支出金、1項1目下水道費国庫補助金、本年度予算額7億 3,951万 7,000円、前年度に対し4億 1,320万 1,000円の増でございます。

次のページをお願いします。2款県支出金、1項1目下水道費県補助金、本年度予算額30万円でございます。

3款繰入金、一般会計繰入金1億8,370万8,000円、前年度に対して6,638万7,000円の増です。

次のページをお開きいただきます。4款繰越金、5款諸収入につきましては、前年同様、科目存置とさせていただきます。

298ページをお願いいたします。6款町債、1項1目下水道債、本年度予算額3億3,140万円、前年度に対して2億9,940万円の減ございまして、下水道債が2億2,530万円、過疎債が1億610万円であります。

次に、292ページをお願いいたします。本年度予算額は12億5,492万8,000円で、前年度に対しまして1億8,048万8,000円の増となりました。この財源内訳は、国・県支出金7億3,981万7,000円、地方債3億3,140万円、一般財源1億8,371万1,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第48号は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第49号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第49号 平成12年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

農林水産課長。

〔農林水産課長 内山力男君登壇〕

○農林水産課長（内山力男君） それでは、南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

まず 318ページをお開きください。歳出でございますが、1款総務費、1項1目総務管理費83万 9,000円でございます。この中で主なものは、19節78万 1,000円でございますが、排水設備改造資金の利子補給ということで、子浦の事業で平成8年度にJAから借り入れた分の利子分でございます。

それから、2款公債費、1項1目元金 1,352万円、これは町債の元金償還金です。それから、2目利子でございますが、町債の利子でございます。

それから、315ページをお願いいたします。歳入でございます。繰入金、1項1目一般会計繰入金 2,175万 5,000円でございます。

次のページをお開きください。2款繰越金、1項1目繰越金でございますけれども、前年度繰越金ということで 1,000円でございます。

それから、3款諸収入、1項1目雑入でございますが、5万 8,000円でございますけれども、これは地元の施設に対して保険に入っているわけですが、それからの徴収金、雑入ということでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第49号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、議第49号は原案どおり可決されました。

◎議第50号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第50号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

農林水産課長。

〔農林水産課長 内山力男君登壇〕

○農林水産課長（内山力男君） 南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算について説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ2億5,477万円とするものであります。

まず歳出を説明したいと思います。333ページをお開きください。

歳出、1款漁業集落環境整備費、1項1目中木漁業集落環境整備事業2億5,162万4,000円でございます。これにつきましては給料、職員1名分でございます。さらに職員手当275万3,000円。あと旅費、需用費等でございますが、その中で15節工事請負費でございますが、2億3,701万1,000円。これにつきましては平成12年度、13年度で完了を目指しております。そんな中、12年度は処理場の機械関係を主にやっていきたいということで2億2,901万1,000円。さらに、町単集落環境整備工事といたしまして、処理場周辺の補助対象にならない部分があります。ネットフェンスとか、さらにパイプラインにおいて、受益者が1戸の方がございます。そういった仕事をやっていきたいということでございます。

2款公債費、1項1目元金8万8,000円、2目利子295万8,000円となっております。

それから、次のページをお願いします。3款予備費、1項1目予備費10万円です。

327ページをお願いしたいと思います。歳入です。

1款分担金及び負担金でございますが、1項1目漁業集落環境整備費分担金ということで

2.400万円、中木漁業集落環境整備事業受益者分担金であります。

それから、2款県支出金、1項1目漁業集落環境整備費県補助金ということで1億6,800万円。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金が676万7,000円でございます。

4款1項1目繰越金でございますが、1,000円で、前年度繰越金ということでございます。

5款諸収入、1項1目預金利子が1,000円、それから2項1目雑入1,000円でございます。

それから、次のページをお願いいたします。6款町債でございますが、1項1目下水道債5,600万円でございます。

326ページをお願いいたします。本年度の予算総額は2億5,477万円、その財源内訳といたしまして、国県支出金が1億6,800万円、地方債が5,600万円、その他が2,400万2,000円、一般財源が676万8,000円でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第50号は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第51号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第51号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 楠 千代吉君登壇〕

○福祉課長（楠 千代吉君） それでは、平成12年度の南伊豆町介護保険特別会計予算の内容を説明させていただきます。

本案につきましては、保険給付費につきましては初年度のため、国・県に上げました協議書に基づいて算定されております。

それでは歳出から説明させていただきます。まず 357ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費 365万 7,000円でございます、これは介護保険の事務費でございます、主なものは19節の計算センターの負担金 196万 3,000円でございます。

次に、2項1目賦課徴収費でございます。65万 2,000円でございます、この主なものは、12節役務費、通信運搬費でございます、これは保険証とかその他の運送費でございます。29万 8,000円が計上されてございます。

次に、3項1目介護認定審査会費でございます 236万 6,000円でございます。この主なものにつきましては、19節で賀茂郡認定審査会への負担金 229万 2,000円でございます。

3項2目認定調査等費 245万 6,000円でございます。これにつきましては、主なものは、12節の主治医意見書作成の手数料でございます 124万円でございます。次に委託料、認定調査の委託料でございますけれども、98万 3,000円でございます。

次に、360ページをお開きください。2款保険給付費でございます。1項1目居宅介護サービス給付費でございます、この欄につきましては介護の部分でございます。1億 9,058万 7,000円でございます。主なものにつきましては、19節でございます、居宅介護サービス給付費負担金 1億 8,705万 4,000円でございます。それから、細説の2ですけれども、居宅療養管理指導等負担金でございます 353万 3,000円でございます。

1項2目につきましては特例居宅介護サービス給付費でございます、これにつきましては当面ないだろうということで、科目存置で予算化させていただいております。

3目でございますが、施設介護サービス給付費 2億 8,718万 3,000円でございます、これにつきましては、施設サービスを受ける方の費用ということで、負担金として 2億 8,718万 3,000円を計上させていただきました。

次に、1項4目でございますが、特例施設介護サービス給付費です。先ほど申し上げたとおり、特例につきましては特にならうということで、1,000円の科目存置をさせていただきました。

次に5目でございますが、居宅介護福祉用具購入費 364万 4,000円でございます。これに

つきましては、福祉用具の購入費の負担金 364万 4,000円でございます。

次に6目ですが、居宅介護住宅改修費 380万 2,000円でございます。これは住宅改修の負担金でございます。

次に7目でございます。居宅介護サービス計画給付費 1,343万 6,000円でございます。これにつきましてはケアマネージャーのサービス計画費の負担金でございます。

8目特例居宅介護サービス計画給付費 1,000円でございます。先ほど申し上げたとおり、これは特例でございますものですから、1,000円の科目存置をさせていただきました。

今度は支援の部分に入ります。2項1目居宅支援サービス給付費 1,182万 7,000円でございます。これにつきましては、介護度が支援という部分にこの費用を計上させていただきました。

2項2目ですが、特例居宅支援サービス給付費です。これも先ほど言った特例でございますものですから、科目存置をさせていただきました。

3目でございますが、居宅支援福祉用具購入費79万 2,000円でございます。

次に、4目居宅支援住宅改修費でございますけれども、95万 1,000円でございます。

次に、5目居宅支援サービス計画給付費です。支援の方のケアプランでございますけれども、312万 6,000円でございます。

次に、6目ですが、特例居宅支援サービス計画給付費ですが、先ほど申し上げたとおり、これも科目存置をさせていただきました。

次に、3項1目ですが、審査支払手数料、これにつきましては140万 5,000円でございますけれども、各種サービス事業者からの請求につきましては、国保連合会で審査することになります。その審査支払手数料でございます。

4項1目高額介護サービス費 752万 7,000円でございます。これにつきましては、高額の一部負担の場合に高額介護サービス費で負担いたします。これが752万 7,000円でございます。

次に、3款1項1目財政安定化基金抛出金 310万円でございます。

次に、4款公債費、これにつきましては一時借入金の利子ということで、科目存置させていただきました。1,000円でございます。

それから、5款基金積立金でございます。1項1目介護給付費支払準備基金積立金でございます。これにつきましては、1カ月分が計算上余るということでございますものですから、その分を基金に積み立てさせていただきます。2,080万 9,000円でございます。

次に、6款予備費 100万円計上させていただきました。

次に、歳入をご説明させていただきます。349ページをお開きください。

1款保険料でございます、第1号被保険者保険料 2,388万 8,000円でございます、これにつきましては通年保険料の4分の1を計上してございます。

次に、350ページをお開きください。第2款手数料でございます、1項1目督促手数料でございますが、これも科目存置ということで計上させていただきました。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金1億 1,157万 3,000円でございます。これは介護保険の20%の分でございます。

それから、3款2項1目でございますが、2,789万 3,000円でございます、これにつきましては調整交付金ということですから、国の基準によります 0.5分でございます。

それから、2項2目事務費交付金、事務費について 225万 7,000円の国庫支出金があるということでございます。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金1億 8,409万 6,000円でございます。これにつきましては、2号被保険者の保険料分が基金から交付されるということでございます。

それから、5款県支出金、1項1目介護給付費負担金、県の負担金でございます。6,973万 3,000円、12.5%分でございます。

次に6款寄附金、1項1目寄附金 1,000円ということで、科目存置させていただきました。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金 6,973万 3,000円でございます、一般会計から12.5%分の繰り入れとなります。

それから、7款2項1目でございますが、介護保険円滑導入基金繰入金、これにつきましては、先ほど申し上げたように、保険料を4分の3しか今回見ていませんので、その財源が不足しますものですから、昨日補正予算でお願いしましたとおり、円滑導入基金が国から11年度に交付されます。それを12年度に繰り入れさせていただくということでございます。

それから、356ページをお開きください。8款諸収入でございますが、これにつきましては当面ないだろうということで、すべて 1,000円ということで計上させていただいております。

348ページをお開きください。今回の介護保険特別会計の総額につきましては5億 5,832万 6,000円でございます、前年度比較がございません。国庫支出金で3億 9,555万 2,000円、その他で6,914万 2,000円、一般財源が9,363万 2,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第51号は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第52号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

○議長（大野良司君） 議第52号 平成12年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。
朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 内容説明を求めます。

水道課長。

〔水道課長 鈴木 勇君登壇〕

○水道課長（鈴木 勇君） 平成12年度南伊豆町水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

25ページからの予算実施計画説明書によりご説明いたします。

初めに収益的収入及び支出の収入であります。1款水道事業収益の予算額は2億8,374万5,000円で、前年度と比較して413万6,000円の増となっております。うち収益の大部分を占める1項1目給水収益につきましては2億7,229万1,000円で、252万3,000円、率にして0.9%増を見込んでおります。

2目受託工事収益は800万円で、50万円減としておりますが、住宅着工件数が減ってきていることにより減額したものであります。

2項営業外収益は329万円で、291万円増と大きくふえておりますが、これは前年度に支出に見込んでいた消費税が還付されることによるものであります。

次に、27ページの支出についてご説明いたします。1款水道事業費用の予算額は2億

7,372 万円で、前年度と比較して 2,825万 5,000円の減としておりますが、減少した大きな理由は、職員1名減に加えて、職員給与費1名分を資本的支出に計上したことによるものであります。

1 目原水浄水送水配水給水費は 5,133万 7,000円で、99万円の減であります。金額の大きなものは委託料 736万円、修繕費 1,700万円、28ページにいきまして動力費 1,939万 8,000円等であります。

2 目受託工事費は、収益と同額の 800万円を計上しております。

3 目総係費は 5,477万 1,000円で、589万 4,000円の減であります。内訳は、5名分の職員給与費が、給料、手当等、法定福利費、合わせて 4,254万 6,000円、ほかに金額の大きいものは委託料 398万 8,000円、賃借料 392万 5,000円等であります。

30ページにいきまして、4 目簡易水道等費は 4,956万 7,000円で、1,163万 5,000円の減であります。内訳は、3名分の職員給与費が 2,248万 3,000円、金額の大きなものでは委託料 919万 9,000円、修繕費 800万円、動力費 403万 9,000円等であります。

5 目減価償却費は 6,268万 1,000円で、434万 7,000円の減であります。過去の償却未済の資産が減ったことによるものであります。

32ページにいきまして、6 目資産減耗費は 205万 5,000円で、3万 4,000円の減であります。

2 項営業外費用は 4,415万 9,000円で、497万 9,000円の減としておりますが、減少した理由は、消費税の支払いがなくなったことによるものであります。営業外費用の大部分である企業債の支払利息は、前年度並みの 4,285万 9,000円となっております。

次に、20ページの損益計算書をごらんください。この計算書は消費税も含めて計算してあります。本年度の予定損益は、21ページの下から3行目にありますように 167万 3,000円の欠損となる見込みであります。前年度の予定損益は 2,433万 5,000円の欠損を見込んでおりますから、職員1名減に加えて、職員給与費1名分を損益勘定から資本勘定に移したことによって損益はかなり改善されますが、それでも単年度赤字は解消されない見込みであります。

次に、34ページの資本的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

1 款資本的収入の予算額は 2 億 9,023万円で、前年度と比較して 2 億 611万 4,000円の増となっております。その内訳であります。1 項他会計繰入金は、上水道第 5 次拡張事業分 9,400 万円、石綿セメント管更新事業分 620万円の合計 1 億20万円で、7,610万円の増となっております。

2 項国県補助金は、上水道第 5 次拡張事業分 4,353万円で 2,601万 4,000円の増でありま

す。

3項企業債は、上水道第5次拡張事業分1億620万円、石綿セメント管更新事業分2,380万円の合計1億3,000万円で、1億590万円の増となっております。

4項給水負担金は、水道の加入金で450万円、50万円の減となっております。

5項建設改良工事負担金は、配水管の布設がえ工事の負担金で1,200万円、140万円の減となっております。

次に、36ページの支出についてご説明いたします。

1款資本的支出であります。予算額は3億6,185万9,000円で、前年度と比較して2億1,976万2,000円の増となります。増額となった理由は、前年度が骨格予算であったことと、上水道第5次拡張事業費に手石高区配水池建設工事費を計上したことによるものであります。

1項建設改良費の1目水道施設改良費は6,200万円で、3,060万円の増となっておりますが、内訳は、毛倉野飲料水供給施設水源調査ほかの委託料700万円と、石綿セメント管を主とする配水管布設替や配水管布設・ポンプ取替等の材料費800万円と、工事請負費4,700万円でございます。

2目上水道第5次拡張事業は2億5,249万3,000円で、1億8,674万3,000円の増となっておりますが、内訳は、手石高区配水池及び石井浄水場拡張工事に係る工事費が2億1,750万円、青野大師ダム建設工事負担金が2,475万円、ほかは職員給与費と事務費であります。

2項企業債償還金は4,636万6,000円で、361万9,000円の増となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,162万9,000円につきましては、2ページの括弧書きにありますように、損益勘定留保資金その他で補てんするものといたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大野良司君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議なしと認めます。

よって、議第52号は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事が終わりましたので会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議等のため、明日15日より20日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時29分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 藤 原 栄

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

平成12年南伊豆町議会 3月定例会

(第4日 3月21日)

平成12年3月南伊豆町議会定例会

議事日程（第4日）

平成12年3月21日（火曜日）午後1時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第32号 南伊豆町介護保険介護給付費支払準備基金条例制定について
議第33号 南伊豆町介護保険円滑導入基金条例制定について
議第34号 南伊豆町介護保険条例制定について
- 日程第 3 議第41号 平成12年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 4 議第42号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
議第43号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計予算
議第51号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議第48号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
議第50号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境事業特別会計予算
議第52号 平成12年度南伊豆町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1から5まで議事日程に同じ
- 6 議第53号 第4次南伊豆町総合計画・基本構想の策定について
- 7 発議第3号 「森林・林業・木材産業基本政策の確立」に関する意見書
- 8 発議第4号 自動車登録番号標に係る「伊豆」ナンバーの創設を求める意見書
- 9 発議第5号 酒販免許制度緩和に反対する意見書
- 10 発議第6号 理容「業務独占資格」の規制緩和に反対する意見書

出席議員（14名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君

9番	石井福光君	10番	篠田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
14番	大野良司君	15番	渡辺守男君

欠席議員（1名）

13番 小澤東洋治君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	外岡捷美君	企画調整課長	渡辺修治君
住民課長	渡辺正君	税務課長	碓井大昭君
健康課長	飯泉誠君	農林水産課長	内山力男君
建設課長	小島徳三君	商工観光課長	土屋忠儀君
清掃課長	藤原伊勢夫君	水道課長	鈴木勇君
教育委員会事務局長	土屋敬君	会計課長	池野徹君
福祉課長	楠千代吉君	下水道課長	勝田悟君
行財政主幹	外岡茂徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田中秀明 係長 松本恒明

◎開議宣告

○議長（大野良司君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより3月定例会本会議第4日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（大野良司君） 会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

11番議員 藤原 栄 君

12番議員 横嶋 隆二 君

◎議第32号～議第34号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） これより議案審議に入ります。

議第32号 南伊豆町介護保険介護給付費支払準備基金条例制定について、議第33号 南伊豆町介護保険円滑導入基金条例制定について及び議第34号 南伊豆町介護保険条例制定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔文教厚生委員長 梅本和熙君登壇〕

○文教厚生委員長（梅本和熙君） 委員会報告をいたします。

開催月日及び会場、平成12年3月16日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前11時58分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下関係職員、記載のとおりでございます。

付託件目、議事件目、議第32号 南伊豆町介護保険介護給付費支払準備基金条例制定について。委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第33号 南伊豆町介護保険円滑導入基金条例制定について。委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

議第34号 南伊豆町介護保険条例制定について。委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

会議の状況。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、意見または要望。議第32号 南伊豆町介護保険介護給付費支払準備基金条例制定について。特に意見、要望はなかった。

議第33号 南伊豆町介護保険円滑導入基金条例制定について。特に意見、要望はなかった。

議第34号 南伊豆町介護保険条例制定について。

- 1、現在の特別養護老人ホーム入居待機者数について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、療養型病床群と介護保険給付等との問題点について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、介護保険施行後のショートステイについての質疑があり、答弁がなされた。
- 4、介護保険料の減免について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、ホームヘルプサービス利用料について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、国で定められた基準以外のサービスを町で行う場合の保険料の上乗せが予算になされているかとの質疑があり、答弁がなされた。
- 7、条例附則第4条に規定されている平成12年度及び平成13年度における保険料普通徴収の特例の解釈について質疑があり、答弁がなされた。

以上のとおりでございます。委員会報告を終わります。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 介護保険関係の条例制定などについて簡単に意見を述べます。

介護保険、介護そのものを保険で国民全体で見るといふ、その概念については賛成するものでありますが、実際には国が決めたスーパーゴールドプランの目標さえ達成してしていない中で、介護保険が4月1日から実施されるということでもあります。こうした点からして、この賀茂地域の介護の経費では療養型病床群が全くないなど、保険料を取られても介護が片手落ちだということが改めて明らかになりました。

また、ショートステイなども現状から比べて負担が増すなど、現行のショートステイやホ

ームヘルプサービスについても後退が予想されます。

さらに、保険料の点では、政府が保険料の徴収を半年延期、その後1年間は半分などの軽減措置をとったものの、これは問題の先送りであって、実際にはこの介護保険条例は所得に応じた減免制度が創設されておらず、国保の制度などから見ても、非常に低所得者には重い負担が課せられる。しかも、多くの自治体では、なかなか大変な中でも介護保険の区分をふやすなどして軽減措置が図られている。こうした点もまだ努力が足りないという点を述べて、私の反対の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第32号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

◎議第41号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第41号 平成12年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

総務財政委員長、文教厚生委員長、産業土木委員長。

〔総務財政委員長 渡辺嘉郎君登壇〕

○総務財政委員長（渡辺嘉郎君） 総務財政委員会より委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場、平成12年3月15日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分より、閉会午前11時40分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりでございます。

事務局、局長以下記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局の職員は、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定の順に報告を申し上げます。

付託件目、議第41号 平成12年度南伊豆町一般会計予算。歳出第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般。原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

会議の経過、審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第41号 平成12年度南伊豆町一般会計予算。歳出第1款議会費、第2款、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費、歳入全般。

意見または要望。

- 1、交通安全対策特別交付金充当の状況等について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、財政調整基金の現在高と将来の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。
- 3、雑入のうち、物品販売収入及び物品貸付収入について質疑があり、答弁がなされた。
- 4、職員削減計画を含めた経常経費削減の内容等について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、給与費明細書について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、自治会活動保険の内容等について質疑があり、答弁がなされた。
- 7、まちづくり研修補助金交付について質疑があり、答弁がなされた。
- 8、路線バス維持事業補助金の今後の見通しと三和総研に委託した地域交通計画書と路線バス問題対策協議会における審議の経過と予定等について質疑があり、答弁がなされた。また、同計画書が本町の実情に合った計画となるよう要望があった。
- 9、役場庁舎建設の今後の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。
- 10、庁舎等公共施設の耐震性の低い建物の改築等をあわせた考えの上で予算の優先配分について質疑があり、答弁がなされた。
- 11、非常備消防団員の被服費及び食糧費について質疑があり、答弁がなされた。
- 12、地下式消火栓移設工事、耐震性防火水槽設置工事の場所等について及び防災屋外子局増設工事の内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 13、職員教育の考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 14、旅費支給の実態に即した支給方法の検討について質疑があり、答弁がなされた。

- 15、市町村合併の考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 16、同報無線の難聴施設（ホテル、旅館、スーパー）の解消策について質疑があり、答弁がなされた。
- 17、的確な財源確保の見通しを立て、町民の要望に対応するよう要望があった。
- 18、本年度新規に加えられた補助金の内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 19、フレンドシップ補助金の未執行理由について質疑があり、答弁がなされた。
- 20、地区懇談会の日程の決定と内容の議会への報告について質疑があり、答弁がなされた。
- 21、ふるさと創生基金の取り扱いについて質疑があり、答弁がなされた。また、同基金の必要性が生じた場合に積極的に対応されるよう要望があった。
- 22、消火栓設置の際に町負担割合について及び完成後の現場の検収等について質疑があり、答弁がなされた。
- 23、情報公開条例の制定時期について質疑があり、答弁がなされた。
- 24、海を生かしたまちづくり補助金が減額され、需用費のみ計上されている理由について質疑があり、答弁がなされた。
- 25、本年3月末日で期限切れとなる新過疎法の再指定の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。
- 26、町内で行われた水質検査の結果を町民に広報するよう要望があった。
- 27、地球温暖化対策実行計画の内容と策定の際の町単独の考え方について質疑があり、答弁がなされた。また、環境教育についての提言がなされた。
- 28、特別土地保有税及び特別地方消費税交付金の今後の見通しと、固定資産現況事業の内容と効果等について質疑があり、答弁がなされた。
- 29、レディースカップロードレース大会と海中クリーン作戦の関係の予算について質疑があり、答弁がなされた。
- 30、町税の滞納整理と不納欠損について質疑があり、答弁がなされた。
- 31、固定資産現況事業により作成した航空写真で、蛇石の産業廃棄物処理場を見ることができないかとの質疑があり、答弁がなされた。また、同所の水質検査についても質疑があり、答弁がなされた。

以上、総務財政委員会報告といたします。

〔文教厚生委員長 梅本和熙君登壇〕

○文教厚生委員長（梅本和熙君） 文教厚生委員会の委員会報告をいたします。

開催月日及び会場、平成12年度3月16日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前11時58分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

付託件目、委員会決定、議事件目、議第41号 平成12年度南伊豆町一般会計予算。歳出第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、関連歳入。

原案どおり可決すべきものと決定。

会議の経過は、別紙のとおりです。

会議状況、記載のとおりでございます。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、意見または要望。

議第41号 平成12年度南伊豆町一般会計予算。歳出第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、関連歳入。

- 1、三浜小学校校舎耐力度調査委託について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、ごみの分別収集計画策定業務委託について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、ごみクレーン清掃点検委託料及び焼却施設補修工事費の前年度に比較し、増額となった理由について質疑があり、答弁がなされた。
- 4、保育の現況と保育所の本来あるべき姿に対する考え方について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、南伊豆分校の再編成問題について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、民生費県補助金のホームヘルパー設置費補助金以下7補助金について質疑があり、答弁がなされた。
- 7、胃がん検診、子宮がん検診及び基本健康診査等の各種老人保健事業委託料と受診率について質疑があり、答弁がなされた。
- 8、町民スポーツレクリエーション祭について質疑があり、答弁がなされた。
- 9、ごみの分別収集計画委託料と実施計画について質疑があり、答弁がなされた。
- 10、可燃物、不燃物収集業務委託料について質疑があり、答弁がなされた。
- 11、分別収集をする際に、ごみ箱設置場所の問題等について質疑があり、答弁がなされた。
- 12、結婚あっせんの奨励を行わないかとの意見があり、答弁がなされた。
- 13、武道館利用者確保の施策について質疑があり、答弁がなされた。
- 14、粗大ごみ等の不法投棄に関する町の取り組みと考え方について質疑があり、答弁がな

された。

15、伊豆つくし学園の負担金負担割合が改定されたことにより、今後、共立湊病院の現行負担割合に影響が出るのではないかとの質疑があり、答弁がなされた。

16、一般会計より国保会計への繰出金をすることに対する認識について質疑があり、答弁がなされた。

17、小規模校の部活問題について質疑があり、答弁がなされた。

18、P T A研修の充実について質疑があり、答弁がなされた。

19、共立湊病院の人事問題を初めとする運営上の諸問題について要望があった。

20、高額医療費の支払いについて質疑があり、答弁がなされた。

以上、委員会報告を終わります。

〔産業土木委員長 漆田 修君登壇〕

○産業土木委員長（漆田 修君） 引き続き、産業土木委員会報告を申し上げます。

開催月日及び会場、平成12年3月17日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、記載のとおりであります。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりであります。下水道課長、勝田悟氏が抜けておりますので、追記をお願いいたします。

議事件目、付託件目、議第41号 平成12年度南伊豆町一般会計予算。歳出第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

会議の経過は、別紙のとおりであります。

会議状況、記載のとおりであります。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第41号 平成12年度南伊豆町一般会計予算。歳出第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

意見または要望。

1、孟宗竹林の荒廃対策について質疑があり、答弁がなされた。

2、蛇石、天神原、伊浜地区において各所で掘削されている井戸の規制について質疑があり、答弁がなされた。

3、みなみの桜と菜の花まつりによる旅館民宿等入り込み客の状況について質疑があり、

答弁がなされた。

4、町内各所への観光客用案内看板の設置について質疑があり、答弁がなされた。

5、弓ヶ浜大橋下流の船だまり改修のその後の経過について質疑があり、答弁がなされた。

6、みなみの桜と菜の花まつりの町全体にわたる効果と今後の課題について質疑があり、答弁がなされた。

7、パソコン等OA機器のリース契約について質疑があり、答弁がなされた。

8、南野川、一条川樋門操作委託料について質疑があり、答弁がなされた。

9、県道松崎線の改良工事の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。

10、住宅使用料と住宅費補助金について質疑があり、答弁がなされた。

11、ふるさと公園整備の進捗状況等について質疑があり、答弁がなされた。

12、林道台帳作成業務委託について質疑があり、答弁がなされた。

13、海中クリーン作戦の予算について質疑があり、答弁がなされた。

14、中山間地域直接支払い制度に対する認識と本年度予算 1,500万円について質疑があり、答弁がなされた。

15、農業生産物の価格補償について質疑があり、答弁がなされた。

16、菜の花の二次的利用について質疑があり、答弁がなされた。

17、みなと桜の有効活用について質疑があり、答弁がなされた。

18、ふるさと公園予定地上流部の旧河川の美化等について質疑があり、答弁がなされた。

19、森林組合の合併問題と仮称伊豆森林組合負担金について質疑があり、答弁がなされた。

20、分収林造林保育委託料について質疑があり、答弁がなされた。

21、入間漁業集落排水事業の処理場改築調査設計委託料について質疑があり、答弁がなされた。

22、商工観光課職員が主要のイベントや銀の湯会館へ休日等勤務した場合の時間外勤務手当の取り扱いについて質疑があり、答弁がなされた。

23、銀の湯会館実質収支の議会への報告と将来の修繕や改築に備えての財源確保について質疑があり、答弁がなされた。

24、みなみの桜と菜の花まつり期間中における銀の湯会館の入り込み状況と休館日の営業について質疑があり、答弁がなされた。

25、みなみの桜と菜の花まつりのマスコミ等に対する事後処理について質疑があり、答弁がなされた。

26、未登記町道登記整理委託料の増額の理由等について質疑があり、答弁がなされた。

27、道路維持事業の路面補修工事、安全施設補修工事、路側補修工事、排水路補修工事の場所と内容について質疑があり、答弁がなされた。

28、単独道路改良事業の伊浜線改良工事外2路線、地方特定道路整備事業の日野田牛線改良工事外2路線、橋梁維持事業の石井橋塗替工事外1橋、河川維持事業の折尾根川改修工事、河川改良事業の南野川改修工事外1件、河川の内容と完成見込みについて質疑があり、答弁がなされた。

29、林道加増野一条線、林道青野八木山線の現況と今後の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。

30、伊豆急ケーブルネットワーク放映委託料の効果等について質疑があり、答弁がなされた。

以上であります。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 平成12年度一般会計予算についての討論を行います。

今日、戦後最大の不況のもとで、住民の生活は不況のただ中にあります。リストラや給与カットなど収入も大幅に減少しております。地方自治法は、その第2条で自治体の役割を定めておりますが、住民側の安全、健康、福祉を保持することを第一に定めております。

今日、住民に負担を負わずことなく、住民の生活を守ることを最大の命題にしなければならないと思います。特に、4月から介護保険が実施され、40歳以上の国民すべてに新たな負担がこうした時期に負わされる、このことの持つ意味は非常に大きいものであります。こうした点に照らして、国保や介護保険の負担を緩和する財政出動が十分見られなかったのは残念なことであります。

住民負担については、税外の区費などによって街灯電気使用料や、あるいは消防設備の設置などが、この間ずっと負わされています。こうしたことを改めることが求められているのではないのでしょうか。

地方分権が進められる中で、財源移譲が伴わない矛盾があり、自治体の執行には非常な困難が伴いますが、国に対して強く財源移譲を求める努力が必要ではないのでしょうか。財政調

整基金を有効に活用して、これが取り組む費用を含めて住民にしわ寄せをしない財政執行を望むものであります。

こうした中で、一方で具体的な施策として情報公開への取り組みやごみ処理計画の推進、合併処理浄化槽の引き続きの設置予算の取得、耐震性防火水槽の設置、さらに教育関係では三浜小学校の校舎の対策や図書館の充実、そして長い間放置されてきた山林への対策や一部農業振興に対する予算取得など、住民の声が反映されている点については評価するものであります。また、水道の石綿管の布設替に思い切って一般会計から繰り出しをして踏み出す、このことについても評価をしながら、全体としては反対の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

◎議第42号、議第43号、議第51号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第42号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第43号

平成12年度南伊豆町老人保健特別会計予算及び議第51号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔文教厚生委員長 梅本和照君登壇〕

○文教厚生委員長（梅本和照君） 文教厚生委員会の報告をいたします。

開催月日及び会場、平成12年3月16日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前11時58分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下関係職員、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、委員会決定。

議第42号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。委員会決定は、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第43号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計予算。委員会決定は、原案のとおり可決すべきものと決定。

議第51号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計予算。委員会決定は、原案のとおり可決すべきものと決定。

会議の経過、別紙のとおり。

会議の状況、記載のとおりでございます。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第42号 平成12年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。

意見または要望。

1、医療費の推移と他市町村との比較等について質疑があり、答弁がなされた。

議第43号 平成12年度南伊豆町老人保健特別会計予算。特に意見、要望等はなかった。

議第51号 平成12年度南伊豆町介護保険特別会計予算。特に意見、要望等はなかった。

以上でございます。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 国民健康保険に関して意見を述べさせていただきます。

この議会の中で、限度額が52万円から53万円に上げられました。保険のかけ幅を広くして低所得者対策ということが言われましたが、実質的には保険料率を変えて、これを低く下げなければ実質的に下がるということはありません。こうした点でも、一般財源からの支出はもとより、国民健康保険の基金を取り崩して、こうしたときにこそ全体に負担がかからないように配慮すべきではなかったかというふうに思います。

また、医療費の推移の問題では、保健活動の推進はもとより、医療機関の適切な診療報酬、医療単価の問題については、監督、管理者である共立湊病院の問題とあわせまして、適切な指導を求める。その意見を述べて私の意見とさせていただきます。

また、介護保険に関しては、やはり低所得者対策について財政出動をすべきでありました。
以上です。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第42号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

議第43号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

議第51号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

◎議第48号、議第50号、議第52号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第48号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第50号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算、議第52号 平成12年度南伊豆町水道事業会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

産業土木委員長。

〔産業土木委員長 漆田 修君登壇〕

○産業土木委員長（漆田 修君） 産業土木委員会報告をいたします。

開催月日及び会場、平成12年3月17日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午後12時04分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。下水道課長、勝田悟氏を追記お願いします。

議事件目、付託件目、議第48号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。

委員会決定、原案どおり可決すべきものと決定。

議第50号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算。原案どおり可決すべきものと決定。

議第52号 平成12年度南伊豆町水道事業会計予算。原案どおり可決すべきものと決定。

会議の経過、別紙のとおり。

会議状況、記載のとおりであります。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第48号 平成12年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。

意見または要望。

- 1、公債費の今後の見通し等について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、供用開始後徴収する下水道料金のおおよその額について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、クリーンセンター周辺の環境整備と同センターのネーミングについて質疑があり、答弁がなされた。

議事件目、議第50号 平成12年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計予算。

意見または要望。

- 1、特に意見要望等はなかった。

議事件目、議第52号 平成12年度南伊豆町水道事業会計予算。

意見または要望。

- 1、石綿管布設替工事が完了する時期について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、水道工事現場への職員の従事と業者委託について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、収益的収入の給水収益と予定損益計算書の給水収益との金額の違いについて質疑があり、答弁がなされた。
- 4、収益的収入の給水収益が前年と比較して増となっている理由と、同支出における総係費、簡易水道等費、減価償却費が減となっている理由について質疑があり、答弁がなされた。

以上であります。

○議長（大野良司君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 水道事業会計の予算について意見を述べさせていただきます。

長い間、議会の中でも強く要望が出され、住民からも意見が出されていた石綿管布設替に大きく足を踏み出したことに対して高く評価をしたいと思います。

ただ、水道事業そのものは生活に一日も欠かせないものであるという点。これまで従来の主張どおり、生活に欠かせないものに対する消費税の転嫁という1点、一方で評価しながら、この点について強く改正を求めて、私の意見とさせていただきます。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第48号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第48号は原案どおり可決されました。

議第50号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第50号は原案どおり可決されました。

議第52号は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第52号は原案どおり可決されました。

◎日程追加

○議長（大野良司君） ここでお諮りいたします。

本日、町長より第4次南伊豆町総合計画・基本構想の策定について及び鈴木久香君外2名より「森林・林業・木材産業基盤政策の確立」に関する意見書、渡辺嘉郎君外2名より自動車登録番号標に係る「伊豆」ナンバーの創設を求める意見書並びに漆田修君外2名より酒販

免許制度緩和に反対する意見書、藤原栄君外2名より理容「業務独占資格」の規制緩和に反対する意見書が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、議第53号 第4次南伊豆町総合計画基本構想の策定について、発議第3号 「森林・林業・木材産業基盤政策の確立」に関する意見書及び発議第4号 自動車登録番号標に係る「伊豆」ナンバー創設を求める意見書、発議第5号 酒販免許制度緩和に反対する意見書、発議第6号 理容「業務独占資格」の規制緩和に反対する意見書をそれぞれ日程に追加することに決定いたしました。

◎議第53号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 議第53号 第4次南伊豆町総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第53号議案の提案理由を申し上げます。

本総合計画は、平成12年度（西暦2000年度）を初年度とし、10年後の平成21年度（西暦2009年度）を目標年度といたします。基本構想は、21世紀にふさわしい町の将来像を示し、その実現を図るための施策の方向を定めるものであります。

総合計画の策定につきましては、本町議会3月定例会の行政報告と2月24日及び3月14日の町議会全員協議会にて説明させていただきましたとおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○12番(横嶋隆二君) 本来であれば、本会議で説明を改めて正式にやっていただきたかったんですけども、質問の1つは、きょう配られたやつと同じなので、私が理解できないもの、語彙の問題で、11ページの「暮らしやすさと将来イメージ」の下から3行目の「町の将来めーじを」という、ここがちょっとよくわからないので説明していただきたいことと、13ページの「少子高齢化社会への対応」の2行目の「安心して住める知己は」という、まず語彙の問題でちょっと、きょう配られているやつと同じなので、意味を教えてくださいたいと思います。

○議長(大野良司君) 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長(岩田 篤君) 企画調整課長より答弁させます。

○議長(大野良司君) 企画調整課長。

○企画調整課長(渡辺修治君) 11ページの下から3行目でありましてけれども、ここは「町の将来イメージ」ということで、平仮名の「めーじを」を抹消してください。済みません、これは間違いで、向こうと連絡はとってありますけれども、訂正するのを忘れてました。

それから、13ページの2行目ですね。安心して住める場ということですけども、この意味ですか。

○12番(横嶋隆二君) このとおりでいけば。

○企画調整課長(渡辺修治君) これは、知人とかの知り合いという意味でございます。

○議長(大野良司君) 横嶋隆二君。

○12番(横嶋隆二君) それともう1つ、5ページ、これは第3次総合計画とほとんど同じなんですけれども、現集落が形成された時期が、3次総合計画は江戸時代というのを奈良・平安時代と変えた根拠について教えてくださいたい。

○議長(大野良司君) 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長(岩田 篤君) 企画調整課長に説明させます。

○議長(大野良司君) 企画調整課長。

○企画調整課長(渡辺修治君) 現集落が形成された時代でありますけれども、これにつきましては、副会長の大年さんの方から資料の提出がございまして、そちらの方で確認させていただきました。

以上です。

○議長(大野良司君) 横嶋隆二君。

○12番(横嶋隆二君) 最後の質問ですけれども、4ページの「壮大な自然と温暖な気候」の2段落目の、一方では自然公園等による保全が地域振興を阻害する面も見受けられるという、これはやはり第3次総合計画のときとほぼ同じ記述なんですね。基本認識として、今後10年間を見据えたときに、この概念を同様に持っているのかどうかという点。これはその後、16ページの記述、自然と共生する積極的な取り組みとの記述では、自然の循環とか、時代的にはこの二、三年の中で地球環境の保全の問題が大きくクローズアップされる、こういうことも16ページあるいは19ページの将来像の中での記述が、こういうことに結びつくと思うんですけれども、第3次総合計画が計画された当初は、まだバブルがはじけた影響がこの土地に及ぶ前の段階で、これは公園法と書いてあるけれども、自然公園法ですね、法による規制が強くて開発ができなかったという認識が強かったわけですけれども、同じ思いをこの中に掲げて、そしてまた一方では、バブルがはじけた反省から生まれた地球環境の保全と、それと同認識に取り組んでいくのかという、その構想の点で少し矛盾があるのではないかという思いがあって意見を述べたわけですけれども、町長はどうでしょうか。この整合性については。

○議長(大野良司君) 町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長(岩田 篤君) 課長の方より答弁させます。

○議長(大野良司君) 企画調整課長。

○企画調整課長(渡辺修治君) ここでは自然公園等と言っておりますけれども、この自然公園については、ある程度、何年か期限の見直し等があるところでありまして、これより厳しい法律、文化財保護法の伊豆西南海岸がございまして、これが南伊豆町の場合、全部該当になっておるものですから、その関係のことを言っているものであります。

以上でございます。

○議長(大野良司君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(大野良司君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大野良司君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 反対討論をいたしたいと思います。

私は、第4次南伊豆町総合計画審議会の委員であります。まず初めに、本議会で反対討論をする前に、私は審議会の答申に対して反対意見を表明したことを断わっておきます。

ご承知のように、第4次南伊豆町総合計画審議会は本年1月31日に招集され、第4次南伊豆町総合計画・基本構想案が町長より諮問されました。町長からの諮問を受けて、2月8日、同月18日、同月28日と強行的日程による審議会の開催がありました。

2月28日に審議を終了し、3月6日に町長に答申することにつき、私は先ほども述べましたように、審議期間が短期間であり、審議委員が熟慮する十分な時間がないままに審議が行われたことを理由に、答申に反対の意見を審議会で述べました。

町長は、審議期間が短いのは、前任者との引き継ぎ等々で十分な時間がとれなかったことを理由にしているようですが、昨年4月に総合計画の策定を決定し、同年5月には策定業者として株式会社アイ・アール・エスを決定し、策定依頼をしています。強行的日程による審議会の開催をしなければならないほどに時間的な余裕がなかったのでしょうか。2カ月や3カ月の審議期間を設けるには十分な時間があつたと思います。

また、昨年5月、6月の町内30カ所に及ぶ地区懇談会で、総合計画に対する意見、要望、提言を聞いたということですが、しかしながらこの地区懇談会には、策定業者である株式会社アイ・アール・エスは出席していないとの話でありました。地区懇談会では総合計画に対する意見、要望、提言を聞くのに、策定業者である株式会社アイ・アール・エスをなぜ出席させなかったのか、大いにこれは疑問が残ります。策定業者は町民の生の声を聞かないままに第4次南伊豆町総合計画案を作文したものと考えられます。

また、昨年5月、6月に開催された地区懇談会が、第4次南伊豆町総合計画案作成のための会合であることを参加した町民は知っていたでしょうか。知らないまま行われた節がうかがえます。

また、アンケートによる住民意向調査や中学生からのアンケート等々、また町内各種団体のヒアリング等、形式的には型を整えていますが、町民の十分な議論もないままに、第4次南伊豆町総合計画・基本構想が作成されたものであることは、いろいろな状況から判断できます。庁内の各課局長による策定委員会も2回ほど開催されているようですが、各課局長によりどこまで町づくりのための白熱した議論や討論が行われたのか、審議会に参加していて非常にこの点も疑問に残りました。

以上述べたように、策定過程はすべからくこのような状態の中で行われ、当然、町長の政

治姿勢も反映されないままの業者の作文した、このことをあえて作文と言います。第4次南伊豆町総合計画案であるという感じがしてならないのです。

本定例町議会において、町長は施政方針並びに予算編成方針で、本年は第4次南伊豆町総合計画のスタートの年である、平成12年度（西暦2000年）を初年度とし、10年後の平成21年度（西暦2009年）までの本町の進むべき道であり、21世紀初頭のあるべき姿を示す羅針盤ですと述べています。そのような重要な第4次南伊豆町総合計画であります、先ほど述べましたように、町長の政治姿勢も意見も感じられない第4次南伊豆町総合計画案であります。町民からの盛り上がる意見や討論のないままに、業者により作成された作文であり、そのような策定過程の第4次南伊豆町総合計画で、今後10年間の南伊豆町の方向性を確定されること。また、町長の、21世紀のあるべき姿を示す羅針盤ですとの無責任な発言に怒りを感じるのは私だけでしょうか。町長の政治姿勢そのものに疑問が残ります。

よって、私は第4次南伊豆町総合計画には反対です。

○議長（大野良司君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第53号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 賛成多数です。

よって、議第53号は原案どおり可決されました。

◎発議第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第3号 「森林・林業・木材産業基盤政策の確立」に関する意見書を議題といたします。

この意見書は、鈴木久香君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

鈴木久香君。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

○1番（鈴木久香君） それでは、お手元に配付の意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「森林・林業・木材産業基本政策の確立」に関する意見書。

森林は、林産物の供給をはじめ、水資源のかん養、山地災害の防止等の機能を通じ、古くから国民生活と深く関わってきました。また、今日地球環境の温暖化、生物の多様性の確保など地球環境問題が大きく取り上げられ安全、安心で快適な国民生活の基盤としての森林の重要性が改めて認識されるとともに「持続可能な森林経営」が強く求められています。

わが国においては、森林は山村地域の林業や木材産業の活動によって守り育てられてきました。しかし、これまでの各種施策や関係者の努力にもかかわらず、林業、木材産業の収益性の低下、山村の過疎化、担い手の減少、高齢化等から森林の荒廃が進み、林業、林産業の衰退には目を覆うものがあります。

このまま推移するならば、21世紀につなぐ国民生活の基盤の維持、国土保全、環境維持に対応できなくなるのは必至です。国におかれては、かかる状況、事情をご賢察のうえ早期に林業基本法等の見直しをはじめとする森林・林業・木材産業に関する基本政策について、下記事項をふまえ確立していただくよう意見書を提出します。

- 記。1、木材自給体制の確立と生産・消費対策の強化。
- 2、森林整備の認定制度と結合した直接所得保証制度の確立。
- 3、国民共有の資産である林野への税制度の確立。
- 4、間伐を含む要整備森林の整備促進・解消。
- 5、森林の国土保全、環境維持への新たな費用負担制度の導入。
- 6、広範な森林整備の担い手の育成・確保。
- 7、林政に関する法体系の抜本的な整備。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、小淵恵三ほか記載のとおりです。どうぞよろしく願います。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

◎発議第4号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第4号 自動車登録番号標に係る「伊豆」ナンバーの創設を求める意見書を議題といたします。

この意見書は、渡辺嘉郎君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

渡辺嘉郎君。

〔8番 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） 発議第4号の提案理由を申し上げます。

自動車登録標に係る「伊豆」ナンバーの創設を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり地方自治法第99条第2項の規定により、関係機関に提出するものでございます。

以上のとおり会議規則第14条の規定によって提出をさせていただきたいものでございます。

平成12年3月21日、南伊豆町議会議長、大野良司様。提出者、私と賛成者は記載のとおりでございます。

自動車登録番号標に係る「伊豆」ナンバーの創設を求める意見書。

21世紀は、物や消費を求める豊かさから、心の豊かさを取り戻す時代、つまり人の温もりや豊かな自然、癒しの時代へと国民志向が変わり、大交流時代が来ると言われている。

新しい21世紀の伊豆地区の活性化を図るため、県及び伊豆地域の市町村並びに企業、団体が一体となって伊豆新世紀創造祭が展開されているところである。

この伊豆地域は、温泉と山と緑と海に囲まれた風光明媚で広大な地域であり、車検の手続きを受けるために片道2時間以上もかかる地域もあることや、他県等の自動車の流入も多く、訪れる観光客に対し、見知らぬ土地での安全で運転しやすい伊豆が求められている。

また、地元の車両が認識できるナンバープレートは、観光客に伊豆地域に来訪したという安心感と、伊豆の情緒を味わっていただけるもので、より一層の安全運転ができるものと考えられる。

このため、伊豆新世紀創造祭を契機に、伊豆地域の自動車登録については現状の「沼津」ナンバーから「伊豆」ナンバーへの創設を熱望する声が高まっている。このような状況を踏まえ、地域に愛される「伊豆」ナンバーは、地域づくりの原動力となることはもとより、伊豆地域の活性化の起爆剤として、極めて重要な役割を果たすものと期待される。

よって政府に対し、伊豆地域4市15町村(約1,400キロ平米)の住民44万人の切なる願いであるので、新たな「伊豆」ナンバーの創設の早期実現に向けて特段の配慮を講じられるよう要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、小淵恵三以下記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長(大野良司君) 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大野良司君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大野良司君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長(大野良司君) 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第4号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、発議第4号は原案どおり可決されました。

◎発議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第5号 酒販免許制度緩和に反対する意見書を議題といたします。

この意見書は、漆田修君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

漆田修君。

〔6番 漆田 修君登壇〕

○6番（漆田 修君） 提案説明は意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

酒販免許制度緩和に反対する意見書。

酒類は百薬の長といわれ、古来より多くの人々に親しまれてきましたが、同時に到酔性をもつ特別な飲料です。したがって、他の飲料とは区別されるべきものであり、飲み方によっては未成年飲酒やアルコール中毒など、さまざまな社会問題を生み出すものであります。ですから、酒類の販売を自由放任とし、市場万能に任せるのではなく、適切な社会的、経済的規制の下におかれるのは当然です。アメリカをはじめ欧米諸国でも、酒類を完全に自由販売としている国はありません。WHOは、アルコール消費量が増加すれば、健康や社会に与える不利益も大幅に増大するとし、加盟国に対し「ガソリンスタンド、自動車道路上、及び自動販売機などにおけるアルコールの販売禁止」を検討することを勧告しています。（平成3年）

現在、我が国では、酒類の販売については免許制度が敷かれ、店舗間の距離や店舗数が制限されています。そのことが酒の社会的管理という面において大きな役割を果たしてきました。酒販免許制度は酒類販売の社会的規制という点でも、中小酒販店の営業と地域の暮らしを守るという点でも重要です。にもかかわらず政府の対応は、規制緩和と称して酒販免許制度「距離基準」の撤廃を今年9月に計画し、2003年9月までに「人口基準」までも撤廃を計画するなど、逆行しています。

免許制度が廃止されれば、結局「廉売競争」に勝ち抜ける大手小売店だけが残る結果とな

り、酒類管理が野放し状態になりかねません。

全国小売酒販組合中央会が読売新聞に意見広告を出し、広く国民に意見を求めたところ、実に77%にのぼる人々が規制緩和に「反対」する意見を寄せたと報道しています。

よって、政府におかれては、こうした多くの酒販店・国民の声をふまえWHO勧告に基づく規制対策も検討の上、適当な飲酒環境の「法整備」に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

提出先は大蔵大臣、宮沢喜一。

以上でございます。お願いいたします。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

◎発議第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（大野良司君） 発議第6号 理容「業務独占資格」の規制緩和に反対する意見書を議題といたします。

この意見書は、藤原栄君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（大野良司君） 提案説明を求めます。

藤原栄君。

〔11番 藤原 栄君登壇〕

○11番（藤原 栄君） 意見書の朗読により説明にかえさせていただきます。

理容「業務独占資格」の規制緩和に反対する意見書。

政府は、98年3月に「規制緩和3カ年計画」を立て、理容師免許をはじめとした公的資格の「業務独占」規定を見直すことを閣議決定いたしました。

さらに、99年3月には、「公的資格制度は、新規参入を抑制し、資格者以外の者が市場から排除され、当該サービスに係る競争が排除されることになり、その弊害は大きい」として、公的資格の「業務独占」については、「廃止」を含めその在り方を検討すると改定しました。

理容業は、はさみやカミソリ・薬品を使って、お客さんの頭髪や肌に直接触れる業務です。したがって、調髪技術とともに、衛生面においても確かな知識が必要とされます。

理容師法では、「布片は客1人ごとに取り替え、器具は客1人ごとに消毒すること」と規定し、この厳格な措置が、エイズや肝炎などの感染を未然に防ぎ、国民の公衆衛生確保に大きな役割を果たしています。

「理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない」（同法第6条）とした「業務独占」の規定は、正に社会的要請に応えたものといえます。

政府は、あらゆる規制を撤廃し、「競争原理」を導入すれば、やがて経済が活性化し景気が回復するとしていますが、理容師の「業務独占」は国民が安心して暮らしていくための一つの保証であります。

よって、政府におかれては、国民の公衆衛生確保に多大な支障をきたす、理容師法第6条の「業務独占」規定を撤廃しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

提出先は厚生大臣、丹羽雄哉。

よろしく申し上げます。

○議長（大野良司君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大野良司君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（大野良司君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第6号は原案どおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大野良司君） 全員賛成です。

よって、発議第6号は原案どおり可決されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（大野良司君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

3月定例会の全部の議事件目は終了いたしました。

よって、平成12年南伊豆町議会3月定例会は本日をもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 大 野 良 司

署 名 議 員 藤 原 栄

署 名 議 員 横 嶋 隆 二